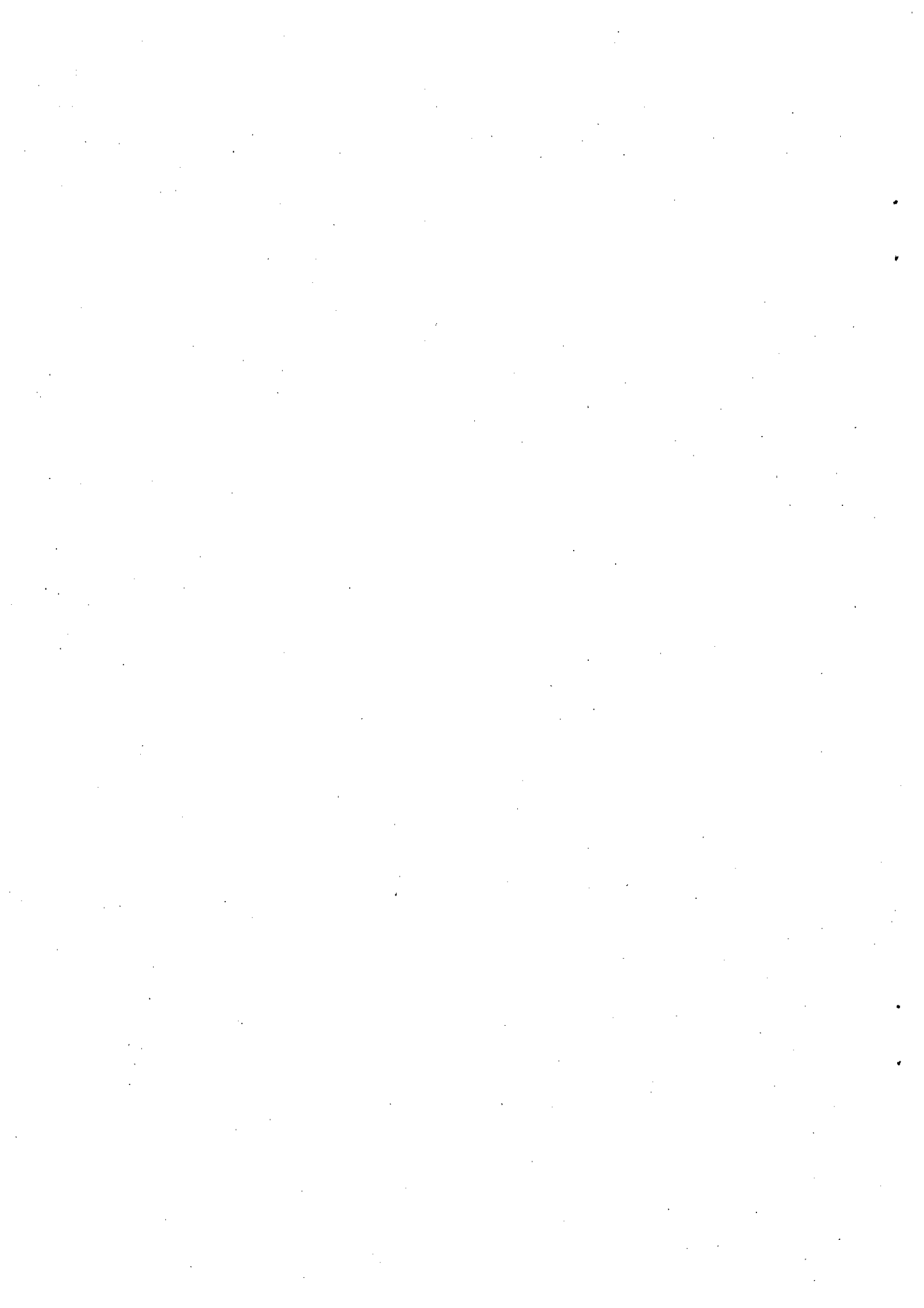


# 【別冊】

## 平成29年度 国の施策等に関する提案・要望 結果調べ

| 【実施日】                     | (ページ) |
|---------------------------|-------|
| ○平成28年 4月 4日, 14日, 19日    | 1     |
| ○平成28年 5月24日              | 12    |
| ○平成28年 6月17日              | 14    |
| ○平成28年 7月22日              | 15    |
| ○平成28年 7月26日              | 16    |
| ○平成28年 8月25日              | 44    |
| ○平成28年10月15日              | 45    |
| ○平成28年10月17日              | 46    |
| ○平成28年10月19日, 24日, 27日    | 47    |
| ○平成28年10月20日              | 52    |
| ○平成28年10月27日ほか（鳥取県中部地震関連） | 54    |
| ○平成28年11月 4日              | 58    |
| ○平成28年11月10日, 11日         | 59    |
| ○平成28年11月15日              | 60    |
| ○平成28年11月18日              | 61    |
| ○平成28年11月24日              | 62    |
| ○平成28年12月21日              | 63    |

平成29年1月19日  
元気づくり総本部



# 国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【平成28年4月4,14,19日実施分】

| 番号 | 要望項目  | 要望先府省                 | 要望内容   | 国予算への反映状況等  |
|----|---|-----------------------|--|---|
| 1  | 政府関係機関の地方移転について<br>【元気づくり総本部】                   | 内閣官房<br>(地方創生)<br>総務省 | <p>○政府関係機関移転基本方針（平成28年3月22日まち・ひと・しごと創生本部決定）に基づき、速やかな移転を行うことにより、早期かつ着実に地方創生の効果が現れるよう、国として積極的に取り組むこと。</p> <p>○ICTを活用したテレビ会議やテレワーク等、中央省庁の移転に係る実証実験（社会実験）については、中央省庁以外の研究機関等についても通じるものがあることから、既提出分の独立行政法人も含めて再検証を行うこと。</p> <p>○東京一極集中を是正し、地方への人の流れを加速化するため、今回の地方移転の実現で取組を終えること無く、今後も政府自ら移転効果の把握を行い、継続的な政府関係機関の地方移転を進めること。</p>   | <p>○新たに、地方に中央省庁のサテライトオフィスを設置して本省業務の一部を執行することの可能性について、一部業務についての実証試行を進めるとともに、業務のあり方・課題の整理等について、来年夏に中間取りまとめを行うことを目途に検討することとされた。</p>  |
| 2  | 地方分権改革の推進について<br>【元気づくり総本部】                     | 内閣府<br>(国家戦略特別区域)     | <p>○第6次一括法を早期に成立させるとともに、事務・権限の移譲が円滑に行われるよう、確実な財源措置、移譲等のスケジュールの調整、研修の実施、マニュアルの整備等を早期に実施すること。</p> <p>○地方版ハローワークについては、国と同等の機能を持つハローワークとならなければ大きな効果は期待できないことから、制度設計に当たっては、地方と十分協議し、地方から出された意見や要望に対応し、地方の実情に即した制度とすること。</p> <p>○地方版ハローワークが骨抜き制度とならないよう、民間委託も含めた柔軟な人員対応、国の業務量減に見合う財政支援措置、ハローワーク職員用端末へのアクセス権の付与など、国からの支援を充実させること。</p> <p>○平成27年の地方からの提案の約7割について対応したとされているが、中には必ずしも地方からの提案の趣旨に沿った対応となっていないものも含まれており、地方の感覚としては「7割」には至っていない。可能な限り提案の趣旨に沿った対応がなされ、より一層地方の実感が高まるよう、提案の実現に向けて真摯に取り組むこと。</p> | <p>○第6次一括法については、H29年4月1日からの施行に向け、各府省において研修の実施、マニュアルの整備等の手続が着実に進められている。</p> <p>○地方版ハローワークへの国からの支援については、次のとおりとされた。</p> <p>&lt;人材の育成&gt;<br/>研修資料の提供等の実施や人事交流への協力</p> <p>&lt;財政支援&gt;<br/>地方版ハローワークを新規・拡充で行う場合の無料職業紹介費等に対する特別交付税措置。</p> <p>&lt;求人情報の提供&gt;<br/>詳細な労働条件等をオンラインで提供することについて、H28年度中に検討し、必要な措置を講ずる。</p> <p>○H28年は、追加共同提案団体にも各府省からの第1次回答を踏まえた見解を依頼する。提案団体及び追加共同提案団体は関連する提案の各府省ヒアリングを傍聴可能とする、などの提案募集制度の改善が行われ、内閣府を中心に提案の実現に向けて真摯な取り組みが行われた。引き続き、全国知事会等とも連携して、更なる地方への事務・権限の移譲や規制緩和を強く要望していく。</p> |
| 3  | 拉致問題の完全解決について<br>【総務部】                          | 内閣官房<br>(拉致問題)        | <p>○国連安保決議による制裁及び日米韓による独自制裁が具体的な成果につながるよう、関係国及び国際社会と密に連携するとともに、「対話と圧力」により、松本京子さんをはじめとする拉致被害者全員の帰国を一刻も早く実現すること。</p>   | <p>○北朝鮮はH26年7月に開始した拉致被害者の調査結果を報告しないまま、H28年2月13日に日本人拉致被害者の再調査の全面中止を表明した。また、H28年1月の核実験をはじめ、その後も弾道ミサイル等の発射を繰り返し実施。</p> <p>○日本政府は、H28年11月30日の国連安保理の制裁強化決議案の採択を受け、対北朝鮮の日本独自制裁強化策を決定（訪朝した朝鮮総連の幹部等の日本への再入国禁止対象者の拡大など）</p> <p>○松本京子さんをはじめとする拉致被害者の一刻も早い帰国を願い、拉致問題の解決に向けて引き続き、要望していく。</p>  |
| 4  | 医療等に係る消費税問題の抜本的解決について<br>【福祉保健部・総務部】            | 厚生労働省                 | <p>○平成29年度税制改正に際し、総合的に検討することとされている医療等に係る消費税問題については、医療機関等の経営を圧迫している実情を十分に踏まえて検討を行うとともに、国及び地方の社会保障財源への影響も考慮した上で、抜本的解決を図ること。</p>  | <p>○消費税率が10%引上げられるまでに総合的な検討を行い、結論を得ることとされ、H29年度税制改正では結論を先送りされた。</p>   |
| 5  | 差別を助長する書籍の発行・販売に対する人権侵犯事件としての適切な対応について<br>【総務部】 | 法務省                   | <p>○インターネット上で「全国部落調査 部落地名総鑑の原典 復刻版」と称して、いわゆる同和地区の名称、所在地等を列挙した書籍の販売が予告されている。このような書籍の発行が不当な差別を助長し、誘発するおそれがあることは明白であり、国において、人権侵犯事件として迅速かつ適切に対応すること。</p>   | <p>○国は人権侵犯事件として相手側に説示をしたが、インターネット上での差別を助長する情報は場所をかえて掲載されたままとなっている。</p>  |

# 国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【平成28年4月4,14,19日実施分】

| 番号 | 要望項目                         | 要望先府省        | 要望内容  | 国予算への反映状況等  |
|----|------------------------------|--------------|---|---|
| 6  | 国際定期航空路線就航の推進について<br>【地域振興部】 | 防衛省<br>国土交通省 | ○国が目指す2020年の訪日観光客2,000万人達成に向けて、来県する外国人観光客が近年急増している東アジアからの誘客対策を強化する必要があることから、米子鬼太郎空港における国際定期便及び国際チャーター便の拡充について、より一層の支援を行うこと。 | ○訪日客増に向けた地方空港の取組支援として、10億円（新規）予算措置された。<br>・国際定期便の新規就航等に際し着陸料を1/2に軽減するインバウンド割（通称）を継続。<br>⇒国に確認したところ、現時点で詳細は検討中とのことだが、地方空港への支援は必要との認識であり、引き続き国からの情報収集に努め、今年度の国の支援（香港便、ソウル便：着陸料1/2減免）を活用した便であっても、来年度も当該事業の対象とするよう国に働きかけていく。<br><br>・地方空港への国際線の就航を推進するため、訪日誘客に積極的な空港を「訪日誘客支援空港（仮称）」として認定し、次の支援を実施。<br>・認定された国管理空港の場合、新規就航や増便した国際線の着陸料が最長3年間、最大無料。<br>・認定された地方管理空港の場合、新規就航や増便した国際線の着陸料に対して最長3年間、1/3補助。<br>・認定された空港（国・地方）に対して、税関や出入国審査など出入国管理施設の整備や空港ビル会社等による待合スペースやボーディングブリッジなど空港受入環境の整備について1/3補助。<br>⇒国に「訪日誘客支援空港（仮称）」について確認したところ、認定要件や認定スケジュールなどの詳細については検討中とのこと。 |

国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【平成28年4月4,14,19日実施分】

| 番号 | 要望項目                                    | 要望先府省 | 要望内容  | 国予算への反映状況等   |
|----|---|-------|---|--|
| 7  | 地方航空路線の維持・拡充について<br>【地域振興部】             | 国土交通省 | <p>○交流人口の拡大や地方経済を発展させる真の地方創生を実現するためには、複数都市を結ぶ地方航空路線のネットワークの拡充が不可欠であることから、地方空港のミニハブ機能を維持・拡充するため、積極的な施策を講じること。</p> <p>＜路線の維持・拡充に向けた取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・羽田空港の国内線発着枠について、現在暫定的に国内路線で活用している国際線中国路線枠と同数以上の増枠を行うこと。</li> <li>・東京-鳥取線の航空需要拡大の取り組みのため、羽田発着の政策コンテスト枠を平成30年度以降も継続して割り当てること。</li> </ul>                               | <p>○具体的な動きなし。引き続き要望していく。</p>   |
| 8  | 地域公共交通網形成計画等の策定に要する経費の支援について<br>【地域振興部】 | 国土交通省 | <p>○地域の実情、ニーズにあった地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通網形成計画や地域公共交通再編実施計画の策定に要する経費について、より一層の支援を行うこと。</p>  | <p>○地域の公共交通ネットワークの再構築として、214億円予算措置された。地域公共交通活性化再生法を踏まえ、地域の公共交通ネットワークの再構築に向けた取組を支援。</p> <p>＜内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の特性に応じた生活交通の確保維持</li> <li>・快適で安全な公共交通の構築</li> <li>・地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画策定の後押し</li> <li>・地域公共交通ネットワーク再編の促進</li> </ul> <p>⇒国は網形成計画の策定箇所が当初の目標（全国100か所→H28年5月現在全国142か所で策定済）を大きく上回ったことから、1カ所当たりの国庫補助金について申請額の満額を交付せず。</p> <p>【本県の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H27年度<br/>県西部地域網形成計画：事業費14,364千円（うち国庫補助金6,985千円）</li> <li>・H28年度<br/>県東部地域網形成計画：事業費10,995千円（うち国庫補助金6,600千円）<br/>県西部地域再編計画：事業費11,924千円（うち国庫補助金6,200千円）</li> </ul> <p>⇒更にH29年度は国からの計画策定補助金が定額（上限20,000千円）から1/2に補助率が引き下げられる見込み。</p> |
| 9  | JRにおける運賃割引制度の改善について<br>【地域振興部】          | 国土交通省 | <p>○平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、障がい者の公共交通利用についても差別解消に向けて積極的に取り組む必要があるが、JRには精神障がい者に対する運賃割引制度がなく、公共交通を利用しにくい状況であるため、JR6社に対して対象者を拡大するよう国として強く指導すること。</p> <p>○2020年のパラリンピックの開催に向けて国を挙げて取り組んでいるところであり、障がい者も自ら公共交通を使って移動することを望んでいる。</p> <p>JRが実施するジパング倶楽部の会員に対する割引運賃の対象を知的障がい者や精神障がい者に拡げるとともに、JR線を片道201km以上利用する場合の割引の算定他の鉄道会社の路線も対象とするようJR6社に対して国として強く指導すること。</p> | <p>○具体的な動きなし。引き続き要望していく。</p>   |
| 10 | 山陰における広域観光周遊ルートの認定について<br>【観光交流局】       | 国土交通省 | <p>○訪日外国人旅行者をターゲットとした「広域観光周遊ルート形成計画」の追加募集を行い、山陰地方のルートを早急に認定するとともに、鳥取・島根両県が行う地方創生に向けた広域連携の取組みに対して支援を行うこと。</p> <p>○「広域観光周遊ルート」の認定にあたっては、連携する都道府県の数に関わらず、実態として一定程度の日数をかけて周遊するという目的が達せられるかどうかなどを基準に認定を行うこと。</p>   | <p>○要望を受け、観光庁がH28年4月26日に「広域観光周遊ルート形成計画」の追加募集を実施した。山陰インバウンド機構が応募したところ、6月14日に「緑の道～山陰～ Route Romantique San'in」が「広域観光周遊ルート」として国土交通大臣の認定を受けた。</p> <p>H28年度：国費20,000千円を活用し、マーケティング実施とあわせてパンフレットを製作中</p> <p>H29年度：「広域観光周遊ルート形成促進事業」 1,612百万円（全国11ルート）</p>  |

# 国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【平成28年4月4,14,19日実施分】

| 番号 | 要望項目  | 要望先府省                              | 要望内容   | 国予算への反映状況等  |
|----|---|------------------------------------|--|---|
| 11 | 東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた文化プログラムの取組への支援について<br>【地域振興部・福祉保健部】 | 内閣府（オリパラ担当）<br>文部科学省<br>厚生労働省      | ○2020年東京オリンピック・パラリンピック大会に向けた文化プログラムについては、日本の芸術文化の魅力を世界に発信するとともに、日本各地において多彩なプログラムが開催され、レガシーとして次世代へ継承していくなど、国を挙げて取り組むべきものであり、強力に推進すること。<br>①障がい者の芸術文化振興は、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与するとともに、共生社会モデルの創発に繋がるものであるため、文化プログラムに位置付けて、国が主体的に取り組むこと。<br>②地方でタイアップする取組については、国も参画し、財政措置を行うこと。 | ○次のとおり予算措置された。<br>＜文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業（文化庁）＞<br>・30億円（H28：28億円）<br>○障がい者の芸術文化振興については、本県で活用の見込みがない事業での予算措置はあったが、要望に対する具体的な動きはなし。引き続き要望していく。<br>※参考：計上された事業<br>・全国障がい者芸術・文化祭の開催県にコーディネーターを設置し、各地域で開催する障がい者の芸術文化祭と連携・連動した大会とする。<br>・H26年度から実施した障がい者の芸術活動の国のモデル事業の成果を全国展開する。 |
| 12 | 移住受入自治体における国民健康保険・介護保険の負担軽減措置について<br>【福祉保健部】              | 厚生労働省                              | ○元気なうちに地方に移住し、一定期間後に医療・介護サービスを受ける必要が生じた場合、移住先自治体の過度な負担とならないよう、制度的な取組を確実に進めること。   | ○介護給付費の財政調整について、国庫負担金のうちの調整交付金の配分効果を検証しつつ特に年齢が高い高齢者が多い地方公共団体によりきめ細かく配分するなど、調整交付金の在り方について検討し、H28年中に結論を得てその結果に基づいて必要な措置を講ずることがH27年12月22日に閣議決定されたが、その後具体的な検討内容については示されていない。今後も国の動向を注視し、必要に応じて要望を行う。  |
| 13 | 手話言語法（仮称）の制定について<br>【福祉保健部】                               | 厚生労働省<br>内閣府（少子化対策）                | ○手話言語法（仮称）を制定すること。<br>これにより難しい場合であっても、少なくとも障がい者のコミュニケーションを保障する法律を制定すること。   | ○具体的な動きなし。引き続き要望する。   |
| 14 | 保育の量を確保するため保育士の処遇改善対策等について<br>【福祉保健部】                     | 内閣府（少子化対策）<br>内閣官房（一億総活躍）<br>厚生労働省 | ○待機児童を出さないよう保育の量を確保するためには、保育士の確保が喫緊の課題であり、保育士の処遇改善対策や保育士加配に対する加算措置など実態に沿った助成制度の見直しについて、「ニッポン一億総活躍プラン」に盛り込み、国の責任において着実に実行すること。  | ○保育士等の処遇改善については、「ニッポン一億総活躍プラン」に明記され、H29年度予算において、+2%（3%（現行）→5%）の処遇改善に加えて、経験年数が7年以上の中堅職員に対して月額+4万円、経験年数が概ね3年以上の職員に対して月額+5千円の処遇改善が盛り込まれた。  |

# 国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【平成28年4月4,14,19日実施分】

| 番号 | 要望項目  | 要望先府省                                  | 要望内容  | 国予算への反映状況等   |
|----|---|--|---|--|
| 15 | 子どもの医療費助成に対するペナルティーの廃止について<br>【福祉保健部】           | 内閣府(少子化対策)<br>内閣官房<br>(一億総活躍)<br>厚生労働省 | ○小児医療など地方単独事業に係る国民健康保険国庫負担金の減額措置については、まずは、子どもの医療費に関して、厚生労働省の検討会においても早急に見直すべきとの意見が大勢を占めたところであり、一億総活躍や地方創生の実現に向けて少子化対策に取り組む地方団体の努力を阻害しないようこれを早急に廃止することを「ニッポン一億総活躍プラン」に盛り込むこと。   | ○小児医療費の地方単独事業に係る国民健康保険国庫負担金の減額措置については、「ニッポン一億総活躍プラン」に「見直しを含め検討し、年末までに結論を得る。」と明記され、H30年度から見直しされることとなったが、対象範囲は未就学児までとされており、引き続き国の動向を注視し、必要に応じて要望を行う。   |
| 16 | 持続可能な国民健康保険制度の構築について<br>【福祉保健部】                 | 厚生労働省                                  | ○高齢化の進展に伴う医療費の増嵩により、国は将来にわたって持続可能な制度を構築する観点から不断の検証を行い、その結果に基づき国庫負担金の負担率の引上げなどの所要の財政措置を講じること。<br>○小児医療など市町村の特別医療助成による国民健康保険療養給付費に係る国庫負担金の減額措置を直ちに廃止すること。   | ○H30年度の都道府県化以降、毎年約3,400億円の財政支援を行うとしているが、現在の赤字補てんでしかなく、今後増嵩する医療費への対応は反映されていない。また、H29年度末までに2,000億円規模の財政安定化基金の積立が予定されていたが、消費税増税延期の影響を受け、300億円減額され、1,700億円規模の積立で留まることになった。減額の300億円はH32年度末までに確保される予定であるが、引き続き国の動向を注視し、必要に応じて要望を行う。<br>○子ども医療費助成に関して、「ニッポン一億総活躍プラン」に盛り込まれ、H30年度より、未就学児までを対象とする医療費助成については、国保の減額措置を行わないこととされたが、対象範囲等について、引き続き国の動向を注視し、必要に応じて要望を行う。 |
| 17 | ドクターヘリ導入に係る格納庫を整備するための美保基地隣接地の提供について<br>【福祉保健部】 | 防衛省                                    | ○平成29年度末のドクターヘリの運航開始に向け、航空自衛隊美保基地に隣接する防衛省土地(施設周辺行政財産)内への格納庫等の整備と、美保基地(自衛隊施設に供される行政財産)内への取付誘導路の整備を検討しているところであり、県民の安全安心を確保するため、防衛省所管の土地の使用について配慮すること。   | ○防衛省所管の土地の使用について許可済み(但し、周囲の外構、警備カメラの設置等の条件あり。)   |
| 18 | 平成28年度地域医療介護総合確保基金の重点配分について<br>【福祉保健部】          | 厚生労働省                                  | ○鳥取県の東部圏域の病床機能分化・連携等に取り組んでおり、県立中央病院は心臓疾患や脳卒中など対応を強化し、東部保健医療圏における高度医療機能の集約化を図るため、平成28～30年度に新病院を建設することから、平成28年度地域医療介護総合確保基金(医療)を重点配分すること。<br>○病床機能分化や連携を促進するため、在宅医療の推進や医療人材の確保についても、十分な財源を配分すること。<br>○地域医療介護総合確保基金は、地域あるいは医療機関毎に異なる課題に対応する必要があるため、各々の実情に応じて創意工夫できる仕組みが必要であることから、従来の「地域医療再生基金」と同様に事業区分間の額の調整ができるよう柔軟な運用を認めること。 | ○東部保健医療圏の医療の高度化(県立中央病院の建替工事)に対して、H28年度地域医療介護総合確保基金では5.5億円の配分が認められた(残りの10億円超については、H29年度以降の基金での対応を検討。)<br>○H28年度地域医療介護総合確保基金(医療)の配分状況<br>・在宅医療の推進:0.5億円(要望額0.9億円)<br>・医療人材の確保:4.1億円(要望額7.5億円)<br>引き続き十分な財源配分を要望していくことを検討する。<br>○事業区分間の額の調整は認められておらず、今後も国の動向を注視し、引き続き要望していく。  |
| 19 | 地域の実情に応じた地域医療構想策定について<br>【福祉保健部】                | 厚生労働省                                  | ○地域医療構想の策定において、国が提供したデータ・ツールに基づく在宅医療等の供給量を十分確保できるか不明確なまま、入院需要の減(=病床減)の量を明確に決めることは適切でないとの意見が現場から多くあり、都道府県の策定する将来人口ビジョンや地方創生総合戦略の取組等を踏まえ、地域の実情を反映した形で構想を策定できるよう、将来の必要病床数の算定ルール等の柔軟な運用を認めること。  | ○必要病床数の算定ルール等の柔軟な運用は認められなかった(このため、鳥取県の地域医療構想は、国が示す推計値を参考値として扱う旨を記載して策定(H28年12月策定。))。<br>H28年7月に、国が示す必要病床数の実現を強要しないよう国要望を行っており、今後も国の動向を注視し、引き続き要望していく。  |

国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【平成28年4月4,14,19日実施分】

| 番号 | 要望項目   | 要望先府省             | 要望内容   | 国予算への反映状況等  |
|----|--|-------------------|--|---|
| 20 | 「国立公園満喫プロジェクト」への大山隠岐国立公園の選定について<br>【生活環境部】                 | 環境省<br>観光庁<br>内閣府 | ○「明日の日本を支える観光ビジョン」における「国立公園満喫プロジェクト」の5箇所の国立公園に「大山隠岐国立公園」を選定すること。<br>○インバウンド受け入れのためのソフト・ハード両面から集中的な環境整備を推進すること。   | ○H28年7月25日、大山隠岐国立公園を含む全国8地域が満喫プロジェクトモデル地域に選定された。<br>○H28年度2次補正及びH29年度と併せて、全体で約200億円が措置されており、そのうち地方が行う事業に対する自然環境整備交付金は約20億円が予定されている。<br>＜国立満喫プロジェクト等推進事業【環境省】＞<br>H29:101億円（H28:102億円（2次補正））<br>○環境省では交付金により地方への支援を実施することに加え、直轄事業としてビジターセンター、キャンプ場等のハード整備やソフト施策の取組を展開する。                         |
| 21 | 消費税の軽減税率の円滑な導入に向けた事業者支援の強化について<br>【商工労働部】                  | 経済産業省             | ○平成29年4月の消費税軽減税率導入に備えて実施される消費税軽減税率対策が円滑に導入されるよう、次の点に配慮すること。<br>・「軽減税率対策補助金」の活用周知を図るとともに、希望する全ての中小・小規模事業者を補助採択すること。<br>・軽減税率の対象商品等が不明確なものがあるため、事業者及び消費者への周知を徹底すること。<br>・区分経理の方法について、様々な業種・業態に応じた講習会等を実施するなど、万全の措置を講じること。  | ○消費税10%への増税がH31年10月まで延期されたことに伴い、軽減税率導入も同様に延期となった。<br>○H29年度新規事業として「消費税軽減税率対応窓口相談等事業（19.4億円）」が予算化される見込み。円滑な導入に向けて引き続き動向を注視する。  |
| 22 | 中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」認定の地方への波及について<br>【商工労働部】            | 経済産業省             | ○「経営力向上計画」認定事業者に適用される特例措置は、地方の中小企業にとって、設備投資による生産性向上や高付加価値化につながる有効な施策であり、地方においても積極的な利活用が図られるよう、当該制度の普及啓発を図るとともに、計画の策定・認定に向け、地方経済産業局や認定支援機関等による質の高いサポートが受けられるよう配慮すること。   | ○中小企業等経営強化法の施行前（6月）に県内で法律の説明会を開催（中国経産局主催）。<br>○中小企業庁、中国経産局、県の3者で連携協定を締結し、経営力向上等の中小企業支援施策を一体的に実施することとした（9月）。<br>○地域の事業者等との意見交換会“ちいさな企業”交流キャラバン（12月）を開催（中企庁、中国経産局、鳥取県共催）。   |
| 23 | 環太平洋経済連携協定（TPP）に対応するための農林水産業の競争力強化に向けた対策の推進について<br>【農林水産部】 | 農林水産省             | ○協定署名がなされたTPP交渉について、国内農林水産業を中心として甚大な影響を及ぼすことが懸念され、本県関係者の不安感もかつてないほど高まっている。国においては、野菜や果実等より広範な品目を含めた国内農林水産業への影響を慎重かつ精緻に検証し、国民に対して丁寧に説明すること。<br>○また、地方や農林水産業関係者の声を踏まえながら、国内農林水産業への影響が無いよう農林水産業と農山漁村を守る思い切った対策を講じること。特に農業経営への甚大な影響が懸念される「牛肉」「豚肉」はもとより、「米」「乳製品」等について、引き続き再生産可能となるよう、TPP交渉を主導した国の責務において、緊急的かつ長期的視点に立った抜本的な対策がとれるよう予算を確保すること。 | ○TPP対策として、H28年度補正予算で次のとおり昨年を上回る予算が確保された。<br>＜産地パワーアップ事業＞<br>H28補正予算：570億円（対前年比112.9%）<br>＜畜産クラスター事業＞<br>H28補正予算：685億円（対前年比112.3%）   |
| 24 | 森林整備関連予算の確保について<br>【農林水産部】                                 | 農林水産省             | ○間伐等による持続的な森林整備を推進していくため、森林環境保全直接支援事業予算を十分に確保すること。<br>○また、森林・林業再生基盤づくり交付金の平成28年度配分額が、当県の要望額を大幅に下回っており、ナラ枯れ被害対策の実施に支障を来しているため、当該交付金について、補正予算等により要望額に見合う予算の確保を図ること。  | ○造林事業関係では、次のとおり予算措置された。<br>＜造林事業＞<br>・H28補正予算：310億円<br>・H29当初予算：1,203億円（対前年比100.0%）<br>・前年と比較し、予算額が伸びておらず、県の要望額が充足しないことが想定されるため、引き続き予算の確保を要望していく。<br>○ナラ枯れ被害対策関係では、次のとおり予算措置された。<br>＜森林・林業再生基盤づくり交付金＞<br>・H29当初予算：41億円（対前年比99.5%）<br>・前年と比較し、予算額が伸びておらず、県の要望額が充足しないことが想定されるため、引き続き予算の確保を要望していく。 |



国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【平成28年4月4,14,19日実施分】

| 番号 | 要望項目                                  | 要望先府省 | 要望内容   | 国予算への反映状況等  |
|----|---------------------------------------|-------|--|---|
| 25 | 農山漁村地域整備交付金（林道事業）に係る予算の確保について【農林水産部】  | 農林水産省 | ○農山漁村地域整備交付金は、農林水産業の基盤整備や防災力の向上のための事業などを地域の裁量により、各事業に予算配分し実施するものであるが、平成28年度の当該交付金の配分額が鳥取県の要望額を大幅に下回っており、事業実施に支障を来しているため、当該交付金について、補正予算等により要望額に見合う予算の確保を図ること。   | ○林道事業関係では、次のとおり予算措置された。<br>＜農山漁村地域整備交付金＞<br>・H29当初予算：1,016億円（対前年比95.3%）<br>＜地方創生道整備推進交付金＞<br>・H29当初予算：401億円（対前年比96.4%）<br>・いずれも対前年と比較し、予算額が伸びておらず、県の要望額が充足しないことが想定されるため、引き続き予算の確保を要望していく。                             |
| 26 | 機構集積協力金交付事業の交付金配分ルールの見直しについて【農林水産部】   | 農林水産省 | ○平成28年度から機構集積協力金交付事業の国から県への配分ルールが変更されているが、国が制度創設時に示したルール（各協力金の交付単価、交付対象）を堅持するとともに、地域に必要な予算枠を確保すること。  | ○具体的な対応はなし。今後も引き続き要望していく。   |
| 27 | 耕作放棄地の再生の推進に係る予算の確保について【農林水産部】        | 農林水産省 | ○荒廃農地を引き受けて作物生産を再開する農業者や農地中間管理機構等が行う再生作業の取組を強力に支援するため、耕作放棄地再生利用交付金の予算を十分に確保すること。また、配分の基準はこれまでに示されていないことから、具体的な内容を明確に示すこと。<br>また、配分に当たっては、特に財政力の弱い地方に重点的なものとなるよう配慮すること。   | ○H28年度は鳥取県に予算配分はなく、基金残で優先順位を付けて事業を実施。<br>○H29年度予算では荒廃農地の予備軍の再生も対象にするなどの制度改正が行われたが、予算的にはH28年度と同額（2億円）と少ない。<br>○農地中間管理事業を活用して基盤整備と一体となって荒廃農地も再生できる「農地耕作条件改善事業」の予算枠が拡充された。<br>＜農地耕作条件改善事業＞<br>・H29当初予算：236億円（対前年比192.0%） |
| 28 | 農林水産業基盤整備事業等の予算の確保等について【農林水産部】        | 農林水産省 | ○農山漁村地域整備交付金について、平成28年度の配分額が本県の要望額を大幅に下回り、農業生産の基盤となる農業農村整備や森林整備の基盤となる林道の開設等に支障を来しているため、補正予算等により所要額を確保すること。<br>○農業農村整備事業について、近年、農業競争力強化基盤整備事業や農地耕作条件改善事業について、中山間地域を多く抱える本県に十分な配分がなされていないことから、予算の配分について配慮するとともに補正予算等により所要額を確保すること。   | ○次のとおり予算措置された。<br>＜農業農村整備事業予算＞<br>・H28経済対策 2次補正予算：1,752億円<br>・H29当初予算：3,320億円（対前年比107.6%）<br>＜農山漁村地域整備交付金＞<br>・H29当初予算：1,017億円（対前年比95.3%）   |
| 29 | 日本型直接支払の予算確保等について【農林水産部】              | 農林水産省 | ○多面的機能支払について、平成27年度からの法制化で活動組織の期待が非常に高まっている中、平成28年度の予算配分額が県の要望額を大幅に下回り、平成28年度から新たに資源向上支払（長寿命化）に取り組む活動組織の事業実施に支障を来しているため、補正予算等により所要額を確保すること。<br>○中山間地域等直接支払について、平成27年度から第4期対策が始まったが、高齢化等を理由に今後5年間の農地維持活動に不安を感じ、協定を取り止めざるを得ない地域が多いことから、今後、地域が取り組みやすい制度に変更するなど抜本的な対策を講じること。 | ○次のとおり予算措置された。<br>＜多面的機能支払＞<br>・H29当初予算：483億円（対前年比100%）<br>＜中山間地域直接支払＞<br>・H29当初予算：263億円（対前年比100%）<br>・H28年5月から協定面積が15ha以上の集落協定で集落戦略を作成すれば、耕作放棄地が発生しても協定農地全体の遡及返還から当該農地のみを遡及返還にとどめるよう事業要件が緩和された。                      |
| 30 | 漁業用海岸局の通信施設整備に係る予算措置及び箇所付けについて【農林水産部】 | 農林水産省 | ○本県では、日本海で操業する漁船の災害対応や安全確保に資する目的で漁業用海岸局が設置されているが、老朽化の進展及び電波法改正に伴うスプリアス基準適合機器への更新が喫緊の課題となっている。これらの施設整備は漁船の安全操業に必要不可欠であり、予算の確保及び箇所付けについて配慮すること。  | ○次のとおり予算措置された。<br>＜浜の活力再生交付金＞<br>・H29当初予算：54億円（対前年比131.7%）<br>○箇所付けについてはまだ確定していないため、引き続き国に要望していく。   |

**国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）**  
**【平成28年4月4,14,19日実施分】**

| 番号 | 要望項目                                | 要望先府省 | 要望内容  | 国予算への反映状況等   |
|----|-------------------------------------|-------|---|--|
| 31 | 高速道路ネットワークの早期整備について<br>【県土整備部】      | 国土交通省 | <p>○高速道路ネットワークの早期整備<br/>           国の骨格を形成する高速道路ネットワークは、「地方創生の道」であり、更には地域医療や災害発生時において「命の道」として機能する波及効果の大きい基幹インフラであることから、山陰道、山陰近畿自動車道等の高速道路ネットワークのミッシングリンクの早期解消と、計画的な整備を促進すること。</p> <p>(1) 高速道路等の早期整備<br/>           ① 山陰道（鳥取西道路、北条道路）の調査及び整備促進<br/>           ・「鳥取西道路」全線の平成29年度一体的供用<br/>           ・「北条道路」における交通安全対策の早期整備及び全線自動車専用道路としての早期事業化<br/>           ② 山陰近畿自動車道の調査及び整備促進<br/>           ・「岩美道路」の整備促進<br/>           ・「鳥取～福部」における事業化の実現に向けた計画段階評価の促進<br/>           ③ 中国横断自動車道岡山米子線の当面着工しないとされている「米子～米子北」を含む「境港～米子市」の道路のあり方検討の促進</p> <p>(2) 補完する地域高規格道路の整備<br/>           ○ 地域高規格道路の整備促進<br/>           ・「鍵掛峠道路」におけるトンネル工事の早期着手<br/>           ・「倉吉道路」、「倉吉関金道路」及び「江府道路」の整備促進</p> <p>○米子自動車道、鳥取自動車道等の暫定2車線区間の付加車線及び4車線化<br/>           多発する暫定2車線区間での死傷事故の重大性に鑑み、対面通行に起因する重大な事故や通行止めを防止し、高速道路ネットワーク本来の安全性・定時性を確保するため、暫定2車線区間の付加車線及び4車線化を促進すること。</p> <p>①「米子自動車道（蒜山IC～米子IC）」の暫定2車線区間の4車線化及び当面の対策としての付加車線の設置<br/>           ②「鳥取自動車道」における付加車線の早期供用と暫定2車線区間の4車線化<br/>           ③「山陰道（米子道路）」における付加車線の早期供用</p> | <p>■道路整備事業予算の決定額<br/>           ○道路整備（国費・全国）<br/>           H28当初：16,637億円<br/>           H29要求：19,316億円<br/>           （対前年比 1.16）<br/>           H29当初：16,662億円<br/>           （対前年比 1.00）</p> <p>・うち直轄事業<br/>           H28当初：15,632億円<br/>           H29要求：18,236億円<br/>           （対前年比 1.17）<br/>           H29当初：15,593億円<br/>           （対前年比 1.00）</p> <p>・うち補助事業<br/>           H28当初：753億円<br/>           H29要求：873億円<br/>           （対前年比 1.16）<br/>           H29当初：862億円<br/>           （対前年比 1.15）</p> <p>■全国ミッシングリンクの整備<br/>           ○H29年度予算の決定概要においては「全国ミッシングリンクの整備」としての整理が行われていないため、正確な予算額や対前年度伸率は把握できないが、「全国ミッシングリンクの整備」に相当すると想定される「道路ネットワークによる地域・拠点の連携確保」及び「効率的な物流ネットワークの強化」については、総額として対前年度伸率1.05倍となる6,222億円が計上されていることから、「全国ミッシングリンクの整備」の予算は今年度並みの水準を確保されることが予想される。</p> <p>今後の事業箇所配分において、当県へ重点配分されるよう、引き続き国に要望する。</p> <p>■地域高規格道路の整備<br/>           ○H29年度予算の決定概要において、対前年度伸率1.01倍となる501億円（国費・全国）が計上されている。</p> <p>今後の事業箇所配分において、当県へ重点配分されるよう、引き続き国に要望する。</p> <p>■暫定2車線区間の4車線化<br/>           ○H29年度予算の決定概要においては、「4車線化、付加車線整備」等の整理が行われていないため、予算額や対前年度伸率は把握できない。</p> <p>今後の事業箇所配分において、当県へ重点配分されるよう、引き続き国に要望する。</p> |
| 32 | 北東アジアゲートウェイ「境港」の重点整備について<br>【県土整備部】 | 国土交通省 | <p>○竹内南地区複合一貫輸送に対応した貨客船ターミナルの整備による、ふ頭再編改良事業（直轄事業）を重点実施により早期完成すること。</p> <p>○中野地区国際物流ターミナル整備事業〔直轄事業〕を重点実施により早期完成すること。</p>   | <p>○港湾整備事業<br/>           &lt;H28年度2次補正&gt;<br/>           箇所付（境港）<br/>           7億円<br/>           &lt;H29年度当初&gt;<br/>           全国<br/>           H28当初：2,317億円<br/>           H29当初：2,320億円<br/>           （対前年比 1.00）</p> <p>□中野地区国際物流ターミナル<br/>           H28.9.9供用開始。</p>  |

# 国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【平成28年4月4,14,19日実施分】

| 番号 | 要望項目   | 要望先府省  | 要望内容  | 国予算への反映状況等  |
|----|--|--|---|---|
| 33 | 周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について<br>【危機管理局】                 | 環境省（原子力規制庁）<br>経済産業省                           | <p>【再稼働について】</p> <p>○再稼働の判断に当たっては、地方それぞれの事情に基づくプロセスにより、安全を第一義として、立地と同等に本県等周辺地域の意見を聞き慎重に判断するとともに、国や電力事業者の責任体制を明確にした上で、国が責任を持って再稼働の安全と必要性を住民に説明すること。</p>                        | ○再稼働に向けての国の対応については、明確な方針が示されていないため、引き続き要望していく。  |
|    |  |  | <p>【周辺地域の意見を反映する仕組みについて】</p> <p>○原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備すること。その中で同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明らかにすること。</p>  | ○特段の動きはなし。引き続き要望していく。   |
|    |  | 原子力規制委員会<br>環境省（原子力規制庁）                        | <p>【新規制基準適合性審査について】</p> <p>○新規制基準の適合性審査については、最新の知見を反映し、宍道断層の活断層評価をはじめ地震・津波対策及びフィルタ付ベントなどシビアアクシデント対策等を厳正に確認・審査を行うとともに、国が責任を持ってその結果について鳥取県、米子市及び境港市並びに地域住民に丁寧に分かりやすく説明すること。</p> | ○現在島根原子力発電所2号機に係る新規制基準の適合性確認審査が行われており、今後もその動向を注視しながら、引き続き要望していく。  |
|    |  | 原子力規制委員会<br>環境省（原子力規制庁）<br>経済産業省               | <p>【汚染水対策について】</p> <p>○島根原子力発電所において、汚染水対策を適切に実施させること（汚染水が発生しないよう万全な安全対策、地下水の流入対策、万が一における流出対策）。また、国においてもその内容を精査し、丁寧かつ十分に説明するとともに、汚染水対策については法的にも担保するように措置すること。</p>              | ○特段の動きはなし。引き続き要望していく。   |
|    |  | 原子力規制委員会<br>内閣府（原子力防災）<br>環境省（原子力規制庁）<br>経済産業省 | <p>【原子力行政における情報の透明化等について】</p> <p>○福島第一原発事故に関する徹底した情報公開、原子力発電所の状況や放射性物質の影響等に関する緊密な情報共有など、国の原子力行政の基本として情報の透明化を徹底し、地方自治体との連携を深めること。</p>  | ○特段の動きはなし。引き続き要望していく。   |
| 34 | 原子力発電所周辺地域における防災対策の強化について<br>【危機管理局、総務部、生活環境部、福祉保健部】 | 内閣府（原子力防災）<br>環境省（原子力規制庁）                      | <p>【原子力防災対策の強化について】</p> <p>○原子力発電所の安全確保は絶対的なものではなく、万が一の事故に対する防災対策の強化が重要であり、国及び電力事業者の責任で強化に取り組むこと。</p>   | ○特段の動きはなし。引き続き要望していく。   |
|    |  | 内閣府（原子力防災）<br>環境省（原子力規制庁）                      | ○緊急時防護措置準備区域（UPZ）における原子力防災体制の強化のため、原子力環境センター（県モニタリング本部）について、平成28年度以降も施設の拡充が図れるなど、国において必要な財源を措置すること。   | ○原子力環境センター（県モニタリング本部）の整備（機能拡充）等に活用することとしており、着実な事業実施のため、引き続き予算確保に向けた要望を行う。<br>○H29予算は原子力発電施設等の立地県又は隣接県を対象に次のとおり予算措置された。（現時点で本県に配分される予算の具体的な情報は不明。）<br>＜原子力発電施設等緊急時安全対策交付金事業【内閣府（原子力防災）】＞<br>104億円（122億円）<br>【主な事業内容】<br>UPZ30km内の原子力防災ネットワークシステムの維持管理や放射線測定器の更新・維持管理、県民への防災研修、避難先自治体向け計画説明会開催、広報資料作成、防災訓練等に係る支援など。<br>＜放射線監視等交付金事業【原子力規制委員会】＞<br>70億円（75億円）<br>【主な事業内容】<br>環境放射線監視に必要な施設・設備等の整備、空気放射線量測定及び環境試料の放射能測定、県民への情報提供等に係る支援など。 |
|    |  | 内閣府（原子力防災）                                     | ○原子力災害時における屋内退避施設の確保のため、医療施設の放射線防護対策事業について、地域の実情に応じて柔軟に対応し、引き続き国において必要な財源を措置すること。   | ○具体的な動きなし。引き続き要望していく。   |

**国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）**  
**【平成28年4月4,14,19日実施分】**

| 番号         | 要望項目  | 要望先府省   | 要望内容   | 国予算への反映状況等   |
|------------|---|---|--|--|
|            |   | 内閣府（原子力防災）<br>環境省（原子力規制庁）<br>経済産業省  | ○UPZの設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であっても立地自治体と同様の原子力防災対策が求められている。この経費については、本来は国の責任において財源措置が行われるべきであるが、適切な措置が実現しないため、県が独自に予算措置をしており、このことは地域住民にとっては不合理である。<br>本県の原子力防災対策を充実させるため原子力防災対策の財源を充実させることが急務であり、その対策に必要な人件費等の対策経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。  | ○具体的な動きなし。引き続き要望していく。  |
|            |   | 内閣府（原子力防災）<br>厚生労働省   | ○避難行動要支援者（以下、「要支援者」という。）の避難に際し、移動手段及び必要な医療従事者、介護職員等の確保について、国が関与して方針を示し、体制を整備すること。また、広域福祉避難所で必要な資機材について国が広域的に確保すること。  | ○具体的な動きなし。引き続き要望していく。  |
|            |   | 内閣府（原子力防災）<br>環境省（原子力規制庁）   | ○避難ルート等の検討や準備などには、気象情報の活用や放射性物質の拡散を予測する情報の活用が有用と考えられるため、国が責任を持って活用可能な拡散計算について、専門的、技術的及び財政的に支援を行うこと。  | ○国の原子力関係閣僚会議（H28.3.11）で、自治体の責任で拡散計算を活用することは妨げないとされたが、非常に高い専門性が必要であること及び複数の県にまたがるものであることから、個々の自治体の裁量に任せるのではなく国が主導し責任を持って、自治体と一体となった防護対策を行う必要があるため、引き続き要望していく。 |
| 35         | 島根原子力発電所低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題について<br>【危機管理局】   | 原子力規制委員会  | ○改善措置の実施状況、安全文化醸成活動について、厳正に確認するとともに、中国電力に対し、徹底した監督、指導を行うこと。さらにその結果を、分かりやすく公開するとともに、関係自治体に対してわかりやすく説明すること。  | ○具体的な動きなし。引き続き要望していく。  |
| 36         | 廃止が決定した島根原子力発電所1号機の安全対策について<br>【危機管理局】  | 原子力規制委員会<br>環境省（原子力規制庁）<br>経済産業省  | 【廃止が決定した島根原子力発電所1号機の安全対策について】<br>○廃止措置に係る安全確保については、長期にわたる廃止措置が安全を最優先として行われるよう、引き続き厳正に安全確保を最優先に取り組むよう、厳正な検査等の規制及び中国電力への厳格な指導を行うこと。<br><br>○廃止措置については、その適正処理のプロセスを早期に明確にするとともに、安全対策をはじめとし実効性を厳正に審査し、その結果を丁寧に地元へ説明すること。さらに、使用済み核燃料の取扱及び廃止措置に伴って発生する廃棄物の処理・処分について具体的にするとともに、本県をはじめとする地元自治体に説明すること。 | ○現在、島根原子力発電所1号機に係る廃止措置計画の審査が行われており、今後もその動向を注視しながら、引き続き要望していく。<br><br>○具体的な動きなし。引き続き要望していく。   |
|            |   | 内閣府（原子力防災）  | ○廃止措置段階の防災対策についても万全を期すこと。また、地元自治体に対して必要な技術的支援及び財政的措置を行うこと。   | ○具体的な動きなし。引き続き要望していく。  |
|            |   | 内閣府（原子力防災）<br>環境省（原子力規制庁）   | 【被ばく医療体制の整備】<br>○乳幼児用の安定ヨウ素剤は、用時に粉末剤から液剤を調剤する必要があり、備蓄不能である。備蓄可能な幼児用液剤の製品化を製薬メーカーへの開発委託等により国主導で行うか、米国製品の承認・輸入による調達を行うこと。  | 本年度、ゼリー剤が製品化されたが、嚥下困難者等（3歳以上の幼児も含む）に必要とされる50mg規格がないため、その点等について、引き続き要望していく。   |
|            |   | 内閣府（原子力防災）<br>原子力規制委員会<br>環境省（原子力規制庁）   | 【広域の放射性物質拡散に備えた体制整備等】<br>○プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA）を設けないこととなった検討の経緯やその根拠となった科学的な理由等を国が責任を持って住民に対し分かりやすく説明すること。<br>○UPZ外の住民が取るべき事前対策や防護措置について、国の責任において住民への普及啓発に努めること。  | ○具体的な動きなし。引き続き要望していく。  |
|            |   | 内閣府（原子力防災）<br>原子力規制委員会<br>環境省（原子力規制庁）   | 【原子力防災対策の強化について】<br>○OILに基づく住民避難は、放射性物質の放出後に避難することから、その必要性和安全性について国が責任を持って住民・自治体に説明すること。<br>○避難退却時検査が迅速に行うことが出来るように他地域からの支援の具体化及び必要な資機材の整備について、支援すること。   | ○具体的な動きなし。引き続き要望していく。  |
| 内閣府（原子力防災） | ○避難時等における交通渋滞緩和について、警察等の実動組織の効果的な活動が出来るよう国として積極的に支援すること。<br>○県域を越える広域避難が必要になった場合に備え、輸送手段や避難先の確保等に係る調整の具体的な仕組みを構築すること。 | ○本県が要望していた災害時における迅速な避難を実現するための方策について検討するため、避難経路阻害要因調査費（原子力災害対策事業費補助金30万円）が本県に配分される予定。引き続き注視していく。<br>○具体的な動きなし。引き続き要望していく。 |  |  |

## 国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【平成28年4月4,14,19日実施分】

| 番号 | 要望項目 | 要望先府省                                 | 要望内容   | 国予算への反映状況等            |
|----|------|---------------------------------------|--|-----------------------|
|    |      | 内閣府（原子力防災）                            | ○実測された緊急時モニタリングデータを表示できる案内版等の整備ができるよう、国において必要な財源を措置すること。また、そのデータを分かりやすく公表すること。   | ○具体的な動きなし。引き続き要望していく。 |
|    |      | 内閣府（原子力防災）<br>原子力規制委員会<br>環境省（原子力規制庁） | 【原子力災害時の住民広報】<br>○原子力災害時における住民への伝達手段として防災行政無線の個別受信機や防災ラジオ等の普及が必要であり、国交付金の柔軟な運用を図ること。また、原子力発電所のプラント情報、事態の緊急性、周辺への影響に関する見通し、住民への指示事項等についてわかりやすく説明することができるよう、住民向け広報のマニュアルを明示すること。 | ○具体的な動きなし。引き続き要望していく。 |

**国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）**  
**【平成28年5月24日実施分】**

| 番号 | 要望項目  | 要望先府省 | 要望内容   | 国予算への反映状況等  |
|----|---|-------|--|---|
| 1  | 東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた文化プログラムの推進について<br>【地域振興部・福祉保健部】 | 文化庁   | <p>○2020年東京オリンピック・パラリンピック大会に向けた文化プログラムについては、日本の芸術文化の魅力を政界に発信するとともに、日本各地において多彩なプログラムが開催され、レガシーとして次世代へ継承していくなど、国を挙げて取り組むべきものであることから、国として強力で推進すること。</p> <p>○芸術文化にはバリアーはなく、個人等の感性、創造力、表現力などを基に創り上げるものであり、障がい者が優れた作品を創造することは、障がいがあってもなくてもその能力が認められ存分に発揮できる共生社会の実現に寄与するものである。そのため、障がい者の芸術文化振興を文化プログラムに位置付けて、国が主体的に取り組むこと。また、地方でタイアップする取組については、国も参画し、財政措置を行うこと。</p> | <p>○次のとおり予算措置された。</p> <p>＜文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業（文化庁）＞</p> <p>・30億円（H28：28億円）</p> <p>○障がい者の芸術文化振興については、本県で活用の見込みがない事業での予算措置はあったが、要望に対する具体的な動きはなし。引き続き要望していく。</p> <p>※参考：計上された事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国障がい者芸術・文化祭の開催県にコーディネーターを設置し、各地域で開催する障がい者の芸術文化祭と連携・運動した大会とする。</li> <li>・H26年度から実施した障がい者の芸術活動の国のモデル事業の成果を全国展開する。</li> </ul> |
| 2  | 大山寺阿弥陀堂をはじめとする国重要文化財の保存修理に伴う財政支援について<br>【教育委員会】       | 文化庁   | <p>○国指定重要文化財である大山寺阿弥陀堂、大神山神社奥宮、門脇家住宅の保存修理について、必要な財政措置を行うこと。</p>  | <p>○国のH28年度2次補正予算で対応</p> <p>・観光立国に資する文化財等修理・整備【文部科学省】30億円</p>   |

**国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）**  
**【平成28年5月24日実施分】**

| 番号 | 要望項目                           | 要望先府省 | 要望内容   | 国予算への反映状況等   |
|----|--------------------------------|-------|--|--|
| 3  | 高速道路ネットワークの早期整備について<br>【県土整備部】 | 国土交通省 | <p>○高速道路ネットワークは、様々な分野の生産性の向上につながり、地方が持つ力を十分に発揮する「地方創生の道」として機能する。また、熊本地震のような大規模災害が発生した場合は、道路の寸断により支援物資の輸送などに大きな支障が生じることから、リダンダンシーの確保の観点からも、山陰道、山陰近畿自動車道等の高速道路ネットワークのミッシングリンクの早期解消と、計画的な整備を促進すること。</p> <p>① 山陰道（「鳥取西道路」・「北条道路」）の調査及び整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「鳥取西道路」全線の平成29年度一体的供用</li> <li>・「北条道路」全線の早期事業化及び交通安全対策の整備促進</li> </ul> <p>② 山陰近畿自動車道の調査及び整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「岩美道路」の整備促進</li> <li>・「鳥取～福部」における事業化の実現に向けた計画段階評価の促進</li> </ul> <p>③ 北条湯原道路の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「北条倉吉道路（北条JCT）」の事業採択</li> <li>・「倉吉道路」・「倉吉関金道路」の整備促進</li> </ul> | <p>■道路整備事業予算の決定額</p> <p>○道路整備（国費・全国）</p> <p>H28当初：16,637億円<br/> H29要求：19,316億円<br/> （対前年比 1.16）</p> <p>H29当初：16,662億円<br/> （対前年比 1.00）</p> <p>・うち直轄事業</p> <p>H28当初：15,632億円<br/> H29要求：18,236億円<br/> （対前年比 1.17）</p> <p>H29当初：15,593億円<br/> （対前年比 1.00）</p> <p>・うち補助事業</p> <p>H28当初：753億円<br/> H29要求：873億円<br/> （対前年比 1.16）</p> <p>H29当初：862億円<br/> （対前年比 1.15）</p> <p>■全国ミッシングリンクの整備</p> <p>○H29年度予算の決定概要においては「全国ミッシングリンクの整備」としての整理が行われていないため、正確な予算額や対前年度伸率は把握できないが、「全国ミッシングリンクの整備」に相当すると想定される「道路ネットワークによる地域・拠点の連携確保」及び「効率的な物流ネットワークの強化」については、総額として対前年度伸率1.05倍となる6,222億円が計上されていることから、「全国ミッシングリンクの整備」の予算は今年度並みの水準を確保されることが予想される。</p> <p>今後の事業箇所配分において、当県へ重点配分されるよう、引き続き国に要望する。</p> <p>■地域高規格道路の整備</p> <p>○H29年度予算の決定概要において、対前年度伸率1.01倍となる501億円（国費・全国）が計上されている。</p> <p>今後の事業箇所配分において、当県へ重点配分されるよう、引き続き国に要望する。</p> |

**国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）**  
**【平成28年6月17日実施分】**

| 番号 | 要望項目                                     | 要望先府省  | 要望内容   | 国予算への反映状況等  |
|----|--|--------|--|---|
| 1  | 島根原子力発電所1号機の廃止措置等における安全確保について<br>【危機管理局】 | 経済産業省  | <p>○中国電力株式会社に対し、県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任もって行うよう指導すること。</p> <p>○中国電力株式会社に対し、廃止措置計画の審査結果（審査状況及び審査により追加・変更した内容を含む。）について、地域住民、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うよう指導すること。</p> <p>○中国電力株式会社に対し、廃止措置の一連手続きに際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うこと始め、立地自治体と同等に対応するよう指導すること。</p> <p>○使用済燃料及び新燃料の搬出や譲渡しが確実に行われるよう、使用済燃料の再処理等、国が国民の理解を得ながら前面に立つて体制の確立に取り組むこと。</p> <p>○原子力発電施設の廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の処分については、発生者責任の原則を基本としつつ、国としても、処分が円滑に実現できるよう体制の確立に向け、取組を加速させること。</p> <p>○原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。</p> <p>○中国電力株式会社に対し、万が一原子力災害発生した場合は、周辺地域にも被害が及ぶという実情などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。</p> <p>○原子力発電施設については、廃止が決定された後も原子力防災対策の行政負担が引き続き生じることから、原子力防災対策に必要な人件費等の費用について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。</p> | ○特段の動きはなし。引き続き要望していく。   |
|    |  | 原子力規制庁 | <p>○廃止措置計画等の審査に当たっては、住民の安全確保の観点から厳正な審査、運用等を行うこと。</p> <p>○島根原子力発電所1号機に係る廃止措置計画の審査結果について、鳥取県、米子市及び境港市並びに地域住民への分かりやすい説明を行うこと。</p> <p>○廃止措置中の適切な使用済燃料及び新燃料の管理や譲渡し、廃止措置に伴い発生する系統除染に使用した薬液や解体等の作業に伴う放射性粉じん等について周辺環境への影響防止及び地震等の自然災害への対応の観点も含め、放射性廃棄物等の管理や処分が廃止措置の段階に応じ安全かつ適切に行われるよう、体制も含め厳格に審査すること。</p> <p>○中国電力株式会社に対し、県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任もって行うよう指導すること。</p> <p>○廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の処分に関する規制基準等のうち未整備のものについては、安全を第一として適切に整備すること。この際、国民の十分な理解を得るように丁寧に説明すること。</p> <p>○原子力防災対策については、万が一の原子力災害に備えて、一般住民及び要援護者が迅速かつ安全に避難できるよう輸送手段や避難先の確保、要請の具体的な仕組みなどについて、国が全面に立つて調整・支援すること。</p> <p>○原子力発電所における安全確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること</p> <p>○原子力防災・安全対策の交付金について必要な財源を確保するとともに、必要とする事業について採択を行うこと。</p>        | ○現在、島根原子力発電所1号機に係る廃止措置計画の審査が行われており、今後もその動向を注視しながら、引き続き要望していく。 |



**国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）**  
**【平成28年7月22日実施分】**

| 番号 | 要望項目   | 要望先府省 | 要望内容   | 国予算への反映状況等   |
|----|--|-------|--|--|
| 1  | 「国立公園満喫プロジェクト」モデル地区への選定と支援制度の拡充及び予算確保について<br>【生活環境部】 | 環境省   | <p>○インバウンド観光を地域経済の活性化の重要な施策に位置付け、官・民・地域連携により大山隠岐国立公園を世界水準のナショナルパークに高める取組みを強力に推進するので、現在選定作業中の「国立公園満喫プロジェクト」のモデル地区に大山隠岐国立公園を選定すること。</p> <p>○国立公園内の施設整備を支援する自然環境整備交付金は、既存施設の再整備などに支援対象が限定されているので、インバウンド観光対策として新たに整備する施設なども支援対象とすると共に十分な予算を確保すること。</p> | <p>○H28年7月25日、大山隠岐国立公園を含む全国8地域が満喫プロジェクトモデル地域に選定された。</p> <p>○H28年度2次補正及びH29年度と併せて、全体で約200億円が措置されており、そのうち地方が行う事業に対する自然環境整備交付金は約20億円が予定されている。</p> <p>＜国立満喫プロジェクト等推進事業【環境省】＞<br/> H29:101億円（H28:102億円（2次補正））</p> <p>○環境省では交付金により地方への支援を実施することに加え、直轄事業としてビジターセンター、キャンプ場等のハード整備やソフト施策の取組を展開する。</p> |

国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【平成28年7月26日実施分】

| 番号 | 要望項目                                  | 要望先府省                           | 要望内容   | 国予算への反映状況等  |
|----|---------------------------------------|---------------------------------|--|---|
| 1  | 地方創生に向けた参議院選挙の合区の見直しについて<br>【地域振興部】   | 衆議院議長<br>参議院議長<br>鳥取県選出<br>国会議員 | ○合区による選挙制度を見直し、法律のみならず憲法の改正も視野に入れて、都道府県単位による代表が国政に参加する仕組みを構築すること。  | ○H31年に行われる参議院議員通常選挙に向けて、選挙制度の見直しについて検討を行い、結論を得るものとされており、引き続き動向を注視する。  |
| 2  | 地域経済の活性化に向けた経済対策の実施について<br>【元気づくり総本部】 | 内閣府（経済財政政策）                     | ○実効性のある経済対策となるよう、地域経済の活性化について思い切った対策と十分な予算の確保を行うこと。<br>・地域活性化の柱である中小企業対策を充実・強化するとともに、観光産業など今後成長が見込まれる分野への積極的な対策を講じること。<br>・今後さらなる拡大が期待されるインバウンドへの対応、企業誘致や市場の拡大、経済や人の交流など、地方創生を力強く進める前提となる基盤整備を行うこと。<br>・保育・介護人材の処遇改善及び人材確保や、給付型奨学金の創設や無利子貸与奨学金の拡充など、一億総活躍社会を実現するため人材への投資を行うこと。 | ○国の平成28年度2次補正予算<br>一般会計：3兆2,869億円<br>(※その他にH28特別会計追加分0.5兆円)<br>○経済対策(各分野)のポイント<br>・1億総活躍社会の実現加速では、保育・介護の受け皿整備と人材確保についてH28補正とH29当初予算により一体的に対応。雇用保険料引き下げや育児休業期間の延長、給付型奨学金等もH29実施に向け検討を実施。働き方改革では、長時間労働是正に向けた検討や同一賃金同一労働に向けた法改正等の準備を実施。<br>・地方創生の推進では、未来への投資に向けた緊急性の高い施設整備等を対象とする「地方創生拠点整備交付金」が創設された。<br>・インフラ整備では、クルーズ客船受入れに向けた港湾整備、高速道路ネットワークの整備、訪日外国人受入れのためのWi-Fi整備、鉄道・バスでの多言語化整備、容積率緩和による旅館・ホテルの建設促進、国立公園満喫プロジェクトの推進等が盛り込まれた。<br>・農林水産業では、TPPも見据えた低コスト栽培や高収益作物への転換等を進める農業競争力強化基盤整備を始め、森林整備、水産基盤整備等の事業が盛り込まれた。<br>・商工分野では、最低賃金引き上げに向けた中小事業者支援、ITを活用した生産性向上、英国EU離脱に伴う政府系金融機関の金利引下げや信用保証の拡充等が盛り込まれた。<br>・防災・安全対策では、熊本地震等からの復旧・復興に加え、既存インフラの老朽化対策や公共施設の防災機能強化等が盛り込まれた。<br>【対策を求めた要望の予算措置状況】<br>○中小企業・小規模事業者等への支援<br>・訪日外国人旅行者受入基盤整備・加速化〔国土交通省〕155億円<br>○地方創生を力強く進める前提となる基盤整備<br>・外港中野地区国際物流ターミナル整備事業〔直轄事業〕〔国土交通省〕4億円<br>・境港ふ頭再編改良事業（竹内南地区貨客船ターミナル整備）〔直轄事業〕〔国土交通省〕3億円 |

**国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）**  
**【平成28年7月26日実施分】**

| 番号 | 要望項目                     | 要望先府省             | 要望内容  | 国予算への反映状況等  |
|----|--------------------------|-------------------|---|---|
|    |                          |                   |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際定期航空路線就航の拡充に伴うC I Q体制の充実等〔国土交通省〕105億円</li> <li>・農業農村整備事業（農業競争力強化基盤整備事業等）〔農林水産省〕＜公共＞1,752億円</li> <li>・畜産・酪農収益力強化整備等特別対策〔農林水産省〕685億円</li> <li>○未来の人材への投資</li> <li>・保育サービスを提供する多様な人材の確保措置の拡充〔厚生労働省〕112億円（H29当初 209億円）</li> <li>・介護職員等の処遇改善〔厚生労働省〕（H29当初 289億円）</li> <li>・「所得運動返還型奨学金」導入に向けたシステム整備〔文部科学省〕28億円</li> <li>・放課後子供教室一体型の推進に係る設備整備〔文部科学省〕10億円</li> <li>○子育て・介護の環境整備</li> <li>・災害発生時の避難所の役割も担う学校施設等の耐震化・老朽化対策を始めとした環境整備〔文部科学省〕1,407億円</li> <li>○外国人観光客4000万人時代に向けたインフラ整備</li> <li>・観光立国に資する文化財等修理・整備〔文部科学省〕30億円</li> </ul> |
| 3  | 地方創生の着実な推進について【元気づくり総本部】 | 内閣官房（まち・ひと・しごと創生） | <p>○地方創生は本格的な事業推進段階にあり、地方がその地域の実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくために、平成28年度地方財政計画にも計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を継続し、十分な一般財源総額を確保すること。</p> <p>○地方創生推進交付金についても、地方の創意工夫による大胆な取組を展開できるよう十分な規模を確保し継続的なものとするとともに、手続きを簡素化したうえで、制約を大胆に排除するなどより自由度の高い制度内容となるよう、一層の制度拡充を図ること。加えて、「地方創生推進交付金」に係る財政負担については、平成29年度以降も、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を講じること。</p> <p>○政府関係機関移転基本方針（平成28年3月22日まち・ひと・しごと創生本部決定）に基づき、地方移転を行うとされた機関については、関係者協議を国が主体となって精力的に進め、速やかな移転実現を図ること。なお、移転先自治体に新たな経費負担が生じることのないよう、国の機関としての機能確保や共同研究の実施など地方関係機関との連携を踏まえ適切な体制を整えること。また、これをもって取組を終えることなく、東京一極集中の是正や地方への人の流れを加速化する観点から、第2弾の移転検討を行うなど国家戦略として大胆かつ継続的な政府関係機関の地方移転を進めること。併せて、ICTを活用したテレビ会議やテレワーク等、中央省庁の移転に係る実証実験（社会実験）については、中央省庁のほか独立行政法人も含めて行うこと。</p> | <p>○まち・ひと・しごと創生事業費は、引き続き地方財政計画歳出に1兆円が確保された。</p> <p>○地方創生推進交付金は、引き続き1,000億円が措置されるとともに、制度運用に当たり交付上限額の引き上げ等一定の弾力化が図られることとなった。</p> <p>○新たに、地方に中央省庁のサテライトオフィスを設置して本省業務の一部を執行することの可能性について、一部業務についての実証試行を進めるとともに、業務のあり方・課題の整理等について、来年夏に中間取りまとめを行うことを目途に検討することとされた。</p>   |

国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【平成28年7月26日実施分】

| 番号 | 要望項目                                       | 要望先府省                              | 要望内容  | 国予算への反映状況等  |
|----|--|------------------------------------|---|---|
| 4  | 女性活躍の推進に向けた環境整備について<br>【元気づくり総本部】          | 内閣府（男女共同参画）<br>内閣官房（女性活躍）<br>厚生労働省 | <p>○国の掲げた「202030」の実現に向けて、働く場における女性活躍が進むよう、従業員300人以下の一般事業主行動計画策定企業への優遇措置の充実や、女性の再就職のための支援、男性の家事・育児参画の推進、女性人材の積極的な育成、登用など総合的な取組を進めること。</p> <p>○男女がともに働きながら安心して子育てや介護ができる環境づくりを進めるため、保育・介護環境の充実、育児・介護休業制度の拡充や弾力的運用、休業期間中の所得補償の拡大などの支援策を拡充するとともに、「イクボス」の普及・啓発、ワーク・ライフ・バランスの推進、就業継続や子育て支援に取り組む企業に対する税制上の優遇措置の拡充などの支援策を講じること。</p> <p>○女性の非正規労働者の正規雇用化に向けた総合的な支援策を実施するとともに、場所、時間、業務量など女性のライフステージに応じた働き方が選択できる仕組みを導入すること。</p> <p>○女性の創業初期段階におけるセーフティネットの創設や創業補助金の強化、創業から数年間の運転資金をサポートする制度の構築や創業に当たっての優遇税制の創設を図ること。</p>  | <p>○H29年度予算において、H28年度に引き続き一般事業主行動計画策定企業に対する女性活躍加速化助成金について予算措置された。</p> <p>3.5億円（H28 5.1億円）</p> <p>○離職中の子育て女性等の再就職に向けた職業訓練コースの拡充等、女性の再就職支援の一層の推進を図られた。</p> <p>48.4億円（H28 8.3億円）</p> <p>○介護休業の分割取得や有期契約労働者の育児休業の取得要件の緩和など、労働者が介護休業・育児休業を取得しやすくなるよう、H29年1月に改正育児・介護休業法が施行された。</p> <p>○非正規雇用労働者の正社員化、処遇改善等に取り組む企業に対するキャリアアップ助成金について、申請相談員を新規に配置するなど、制度が拡充された。</p> <p>563.5億円（H28 335.1億円）</p> <p>○創業を目指す方の創業費用等の支援について、創業・事業承継支援事業が新設された。</p> <p>11.0億円（新設）</p>   |
| 5  | 「地方創生」の基盤となる地方分権改革の推進について<br>【元気づくり総本部】    | 内閣府（地方創生）                          | <p>○地方創生を実現するため、地方は自ら地域の実情に応じて創意工夫を凝らし、主体性・独自性を最大限に発揮した取組を進める必要があり、その基盤となる地方分権改革を一層推進すること。</p> <p>○地方分権改革の推進に当たっては、国と地方の役割分担を抜本的に見直し、国は外交、防衛等本来の役割に専念し、住民に身近な行政は、地方公共団体が主体的かつ総合的に広く担うことを基本とすること。</p> <p>○地方自治体が条例等で定めている規制内容の不統一性等から経済活動に支障が生じ得るとして、地方の規制内容を国が法令で規定し直そうとする動きがあるが、これまでの地方分権改革の取組と成果が否定されることのないよう、慎重に対応すること。</p> <p>【第6次一括法に伴う対応】</p> <p>○第6次一括法の成立を受け、事務・権限の移譲等が円滑に行われるよう、確実な財源措置、移譲等のスケジュールの調整、研修の実施、マニュアルの整備等を早期に実施すること。</p> <p>【地方版ハローワーク】</p> <p>○地方版ハローワークについては、国と同等の機能を持つハローワークとならなければ大きな効果は期待できないことから、柔軟な人員対応、国の業務量減に見合う財政支援措置、国と同等の求人・求職情報の地方側への提供など、国からの支援を充実させること。</p> <p>○新制度施行後も引き続き地方と十分協議を重ね、地方から出された意見や要望に対応し、地方の実情に即した制度運用を行うこと。</p> | <p>○地方の発意に根差した新たな取組として導入された提案募集方式に基づき、H28年も提案団体からの提案の実現に真摯に取り組む、H28年12月20日に対応方針が閣議決定となった。第7次一括法が通常国会に提出される見込み。</p> <p>○地方における規制改革については、国の規制改革推進会議において議論が進められており、全国知事会等とも連携して、地方分権と規制改革の考え方の両立を要望していく必要がある。</p> <p>○第6次一括法については、H29年4月1日からの施行に向け、各府省において研修の実施、マニュアルの整備等の手続きが着実に進められている。</p> <p>○地方版ハローワークへの国からの支援については、次のとおりとされた。</p> <p>&lt;人材の育成&gt;<br/>研修資料の提供等の実施や人事交流への協力。</p> <p>&lt;財政支援&gt;<br/>地方版ハローワークを新規・拡充で行う場合の無料職業紹介経費等に対する特別交付税措置。</p> <p>&lt;求人情報の提供&gt;<br/>詳細な労働条件等をオンラインで提供することについて、H28年度中に検討し、必要な措置を講ずる。</p> |
| 6  | 「地方分権改革に関する提案募集」に係る提案の実現について<br>【元気づくり総本部】 | 内閣府（地方創生）                          | <p>○「地方分権改革に関する提案募集」にあたっては、地方の発意や多様性を尊重し、地方からの制度改正に関する提案を真摯に受け止め、可能な限り提案の趣旨に沿った対応がなされ、より一層地方の実感が高まるよう事務・権限の移譲や規制緩和の実現に真摯に取り組むこと。</p> <p>○提案の検討に当たっては、具体的な支障事例や制度改正の効果等の立証責任を地方のみに課すのではなく、地方への権限移譲等を行うことを前提として、地方に委ねることによる支障等の立証ができない限り移譲等を実行する方向で取り組むこと。</p> <p>○地方の意欲と知恵が十分に活かされるよう、提案の対象を地方自治体の事務処理に係るものに限定することなく、国が直接執行する事業の運用改善等に関する事項も対象とするなど制度を拡充するとともに、提案募集制度に拘らず地方分権改革を一層推進するための新たな手法についても検討すること。</p> <p>○本県からの提案及び本県が参加する関西広域連合や中国地方知事会からの提案を採択すること。</p>   | <p>○H28年の地方からの提案に関する対応状況は、7割を超える提案について「提案の趣旨を踏まえ対応・現行規定で対応可能」とされた。</p> <p>○提案の対象等H29年の提案募集制度については、内閣府において検討が進められており、全国知事会等とも連携して、提案募集制度の内容の拡充や制度改善の検討を行うよう引き続き要望していく。</p> <p>○本県の提案は2件中2件、関西広域連合の提案は7件中2件、中国地方知事会の提案は9件中5件について、提案の趣旨を踏まえ対応するとされた。</p>   |

**国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）**  
**【平成28年7月26日実施分】**

| 番号 | 要望項目  | 要望先府省      | 要望内容  | 国予算への反映状況等  |
|----|---|------------|---|---|
| 7  | 「地方創生」を加速させる規制緩和の推進について<br>【元気づくり総本部・商工労働部】 | 内閣府（地方創生）  | <p>○国家戦略特区・地方創生特区について、地方の創意工夫による大胆な取り組みを実現することができるよう、大都市に偏重することなく、地方からの提案の積極的な採択を行うこと。</p> <p>○認められた規制緩和について、手挙げ方式などにより積極的な横展開を図り、規制緩和による成果の地方への波及を図ること。</p> <p>○また、創意工夫や熱意のある地方からの提案に真摯に対応し、提案後も適切にフォローアップし、対応状況や採択されなかった理由等について明らかにすること。</p>  | <p>○国家戦略特区・地方創生特区について、地方の創意工夫による大胆な取り組みを実現することができるよう引き続き積極的な採択を求めていく。</p>   |
| 8  | 地方税財政の充実・強化について<br>【総務部、危機管理局】              | 総務省        | <p>【社会保障財源の確保】</p> <p>○消費税率10%への引き上げの延期により、地方財政や社会保障財源に影響を与えることのないよう、国の責任において確実に地方の税財源の確保を行うこと。</p> <p>【地方交付税関係】</p> <p>○今後、ますます地方創生を展開し、実現していくため、更なる人口減少対策や地域経済活性化等の施策の充実・強化が必要であり、また、社会保障関係費が増嵩することから、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、必要な地方交付税総額を確保すること。</p> <p>○トップランナー方式については、税収が乏しい地方の自治体の財政運営に支障を来すことのないよう、スケールメリットが働かない地域の実情に配慮するなど、交付税の算定において実効性のある財政力格差是正措置を講じること。</p> <p>○税収増に伴い折半対象財源不足額が解消されたとしても、地方の財源不足が解消されるわけではない。地方はこれまで国を上回る歳出の抑制努力を続けてきたが、それでもなお、既往債の元利償還金分として多額の臨時財政対策債の発行を余儀なくされるなど、依然として地方の財源不足は深刻であり、その解消に最優先で取り組むこと。</p> <p>○熊本地震の教訓を踏まえて、大規模災害の発生に備え、災害対策拠点となる施設等の耐震化等の防災減災事業を着実に推進していくことができるよう、緊急防災・減災事業債について、平成29年度以降も制度を延長するとともに、補助事業に係る地方負担額も対象とするなど制度の拡充を図ること。併せて、福祉避難所の確保、車中泊への対応、備蓄など防災対策の充実強化に必要な財政措置を行うこと。</p> <p>【税制関係】</p> <p>○平成17年度の法人事業税の分割基準の見直し以降、社会経済情勢や企業の事業活動が変化していることから、法人事業税の分割基準を実態に合ったものに見直すとともに、事務所等を設置する法人でなければ課税できないとする課税要件についてもあわせて見直すこと。</p> <p>○「まち・ひと・しごと創生事業費」については、地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴い拡充される地方法人税を活用し、その規模を拡充するとともに、地方部に配慮した配分とすることにより、実効性のある偏在是正措置とすること。</p> | <p>○地方の一般財源総額については、H28年度を0.4兆円上回る62.1兆円が確保された。また、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税総額は▲0.1兆円であった。（20.5兆円→20.4兆円）</p> <p>○まち・ひと・しごと創生事業費は、H29年度においても引き続き1兆円が確保された。</p> <p>○歳出特別枠は、縮小（▲2,500億円）されたが、公共施設等の適正管理や一億総活躍社会の実現といった喫緊の課題に係る歳出に振り替える（2,500億円）ことにより、実質的に前年度水準（4,450億円）が確保された。</p> <p>○緊急防災・減災事業債について、対象事業を拡充した上で、H32年度まで継続され、H29年度は5,000億円計上。災害に強いまちづくりのための事業等が対象。</p> <p>○分割基準の見直しについては、H29年度税制改正においては特段議論の進展が見られず、先送りされた。</p> |
| 9  | 拉致問題の完全解決について<br>【総務部】                      | 内閣官房（拉致問題） | <p>○国連安保理決議による制裁及び日米韓による独自制裁が具体的な成果につながるよう、関係国及び国際社会と密に連携し、松本京子さんをはじめとする拉致被害者全員の帰国を一刻も早く実現すること。</p>   | <p>○北朝鮮はH26年7月に開始した拉致被害者の調査結果を報告しないまま、H28年2月13日に日本人拉致被害者の再調査の全面中止を表明した。また、H28年1月の核実験をはじめ、その後も弾道ミサイル等の発射を繰り返し実施。</p> <p>○日本政府は、H28年11月30日の国連安保理の制裁強化決議案の採択を受け、対北朝鮮の日本独自制裁強化策を決定した（訪朝した朝鮮総連の幹部等の日本への再入国禁止対象者の拡大など）</p> <p>○松本京子さんをはじめとする拉致被害者の一刻も早い帰国を願い、拉致問題の解決に向けて引き続き、要望していく。</p>  |
| 10 | インターネット上における人権侵害の防止について<br>【総務部】            | 総務省        | <p>○インターネット上での差別的書き込み等に適切に対応するため、プロバイダ責任制限法の見直しなど実効性ある措置を早急に講じること。</p>  | <p>○実効性のあるインターネット上の人権侵害の防止措置について、引き続き要望していく。</p>  |

**国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）**  
**【平成28年7月26日実施分】**

| 番号 | 要望項目   | 要望先府省       | 要望内容  | 国予算への反映状況等   |
|----|--|-------------|---|--|
| 11 | 人権救済制度の確立について<br>【総務部】                         | 法務省         | ○すべての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会の実現に向けて、部落差別を助長する書籍の発行、販売、インターネットを利用した差別表現をはじめとする様々な差別や人権侵害事案を解決するため、早急に、法整備も含めた実効性のある人権救済制度を確立すること。  | ○国からは人権救済制度について検討中であるとの回答を得た。<br>○実効性のある総合的な人権救済制度の確立を、引き続き要望していく。<br>○「部落差別の解消の推進に関する法律」がH28年12月16日に施行され、国や地方公共団体は、部落差別を解消するために相談体制の充実を図り、必要な教育や啓発を行うよう努めることとされた。   |
| 12 | 戸籍や住民票の写し等を第三者に交付した場合の本人への通知制度の整備について<br>【総務部】 | 総務省<br>法務省  | ○個人情報保護に対する意識の高まりを踏まえ、いわゆる「自己情報コントロール権」を保障するという観点から、関係法律を改正し、本人以外の第三者に戸籍や住民票の写しを交付した際に、全国で統一的なシステムとしてその事実等を本人に通知する制度を整備すること。  | ○本人通知制度の法制化を引き続き要望していく。  |
| 13 | マイナンバー制度の円滑な導入について<br>【総務部】                    | 総務省<br>内閣官房 | ○マイナンバー制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、情報セキュリティの確保に万全を期すとともに、この制度の導入に伴うシステム及びネットワークの構築・改修や維持管理に要する経費については、国が負担することを基本とし、地方に新たな経費負担が生じることのないようにすること。<br>○個人番号カードの交付事務について、平成29年度以降においても、制度の段階的実施及びカード利用拡大等に依じた申請の継続が見込まれ、住基カードからの切り替えに伴うカード廃止事務や公的個人認証の定期更新、紛失等による再発行、住民異動に伴う券面記載事項変更等、継続して事務が発生し、窓口事務量が恒常的に増加することから、これら交付事務等の円滑な実施を図るための体制整備に対して、継続的に十分な財政支援を行うこと。 | ○H29年度当初予算に自治体の情報セキュリティ対策の強化への支援3.3億円（新規）、マイナンバーカードの円滑な発行等の支援142.8億円（H28:138.9億円）が盛り込まれた。  |
| 14 | 日本海国土軸を形成する高速鉄道網の整備について<br>【地域振興部】             | 国土交通省       | ○日本海国土軸の形成やリダンダンシー確保の観点から、新幹線の空白地帯である山陰地域における山陰新幹線の整備に向けて、全国新幹線鉄道整備法の基本計画路線に止まっている山陰新幹線の整備計画路線への格上げを図ること。<br>○新幹線による高速鉄道網の整備は長期的な取組になるが、現下の地域の活力を維持・向上するためには、在来線の高速化は喫緊の課題であり、加えて、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、国内外から観光誘客を積極的に行うためには、公共交通の高速化が重要であることから、JRを含む在来線の高速化に向けた国の助成制度の創設等を行うこと。   | ○幹線鉄道ネットワーク等のあり方に関する調査が予算措置された。<br>今後の幹線鉄道ネットワーク等のあり方を検討するため、我が国の幹線鉄道ネットワークの現況や、幹線鉄道等の効率的な整備手法等について調査を行う。<br>⇒当該調査を通じ、本県の鉄道高速化に向けた整備方針を国として明確に示すよう働きかけていく。   |
| 15 | 国際航空路線の拡充に伴うCIQ体制の充実等について<br>【地域振興部】           | 国土交通省       | ○国が目指す2020年の訪日観光客4,000万人達成に向けて、来県する外国人観光客が近年急増している東アジアからの誘客対策を強化する必要があることから、米子鬼太郎空港における国際航空路線の拡充に伴うCIQ体制の充実や民間事業者が空港施設を拡充する際の補助制度を創設すること。   | ○訪日客増に向けた地方空港の取組支援として、10億円（新規）予算措置された。<br>・国際定期便の新規就航等に際し着陸料を1/2に軽減するインバウンド割（通称）を継続。<br>⇒国に確認したところ、現時点で詳細は検討中とのことだが、地方空港への支援は必要との認識であり、引き続き国からの情報収集に努め、今年度の国の支援（香港便、ソウル便：着陸料1/2減免）を活用した便であっても、来年度も当該事業の対象とするよう国に働きかけていく。<br>・地方空港への国際線の就航を推進するため、訪日誘客に積極的な空港を「訪日誘客支援空港（仮称）」として認定し、次の支援を実施。<br>・認定された国管理空港の場合、新規就航や増便した国際線の着陸料が最長3年間、最大無料。<br>・認定された地方管理空港の場合、新規就航や増便した国際線の着陸料に対して最長3年間、1/3補助。<br>・認定された空港（国・地方）に対して、税関や出入国審査など出入国管理施設の整備や空港ビル会社等による待合スペースやボーディングブリッジなど空港受入環境の整備について1/3補助。<br>⇒ 国に「訪日誘客支援空港（仮称）」について確認したところ、認定要件や認定スケジュールなどの詳細については検討中とのこと。 |

**国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）**  
**【平成28年7月26日実施分】**

| 番号 | 要望項目                                    | 要望先府省 | 要望内容   | 国予算への反映状況等   |
|----|---|-------|--|--|
| 16 | 地方航空路線の維持・拡充について<br>【地域振興部】             | 国土交通省 | ○交流人口の拡大や地方経済を発展させる真の地方創生を実現するためには、複数都市を結ぶ地方航空路線のネットワークの拡充が不可欠であることから、国内・国際定期便などにより人の交流や物流を拡大するため、次のとおり積極的な施策を講じること。<br>・羽田空港の国内線発着枠について、現在暫定的に国内路線で活用している国際線枠と同数以上の増枠を行うこと。<br>・東京―鳥取線の航空需要拡大の取り組みのため、羽田発着の政策コンテスト枠を平成30年度以降も継続して割り当てること。   | ○具体的な動きなし。引き続き要望していく。  |
| 17 | 地域公共交通網形成計画等の策定に要する経費の支援について<br>【地域振興部】 | 国土交通省 | ○地域の実情、ニーズにあった地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通網形成計画や地域公共交通再編実施計画の策定に要する経費について、より一層の支援を行うこと。  | ○地域の公共交通ネットワークの再構築として、214億円予算措置された。<br>地域公共交通活性化再生法を踏まえ、地域の公共交通ネットワークの再構築に向けた取組を支援。<br><br>≪内容≫<br>・地域の特性に応じた生活交通の確保維持<br>・快適で安全な公共交通の構築<br>・地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画策定の後押し<br>・地域公共交通ネットワーク再編の促進<br>⇒国は網形成計画の策定箇所が当初の目標（全国100か所→H28年5月現在全国142か所で策定済）を大きく上回ったことから、1カ所当たりの国庫補助金について申請額の満額を交付せず。<br>【本県の場合】<br>・H27年度<br>県西部地域網形成計画：事業費14,364千円（うち国庫補助金6,985千円）<br>・H28年度<br>県東部地域網形成計画：事業費10,995千円（うち国庫補助金6,600千円）<br>県西部地域再編計画：事業費11,924千円（うち国庫補助金6,200千円）<br>⇒更にH29年度は国からの計画策定補助金が定額（上限20,000千円）から1/2に補助率が引き下げられる見込み。 |
| 18 | JRにおける運賃割引制度の改善について<br>【地域振興部】          | 国土交通省 | ○障害者差別解消法が施行されたことを踏まえ、精神障がい者が公共交通を利用しにくい状況を解消するため、運賃割引制度の対象を精神障がい者にまで拡大するようJR6社に対して強く指導すること。<br>○2020年のパラリンピックの開催に向けて、障がい者自ら公共交通を使って移動することができるようにするため、ジバング倶楽部の会員に対する割引制度を次のとおり見直すよう、JR6社に対して強く指導すること。<br>①割引制度の対象を知的障がい者や精神障がい者に拡げること。<br>②JR線を片道201km以上利用する場合の割引の算定の対象に他の鉄道会社の路線も含めること。 | ○具体的な動きなし。引き続き要望していく。  |
| 19 | 私立中学校に対する就学支援金制度の創設について<br>【地域振興部】      | 文部科学省 | ○義務教育段階にある私立中学校の生徒に対しても、公私間格差解消の観点から、私立高等学校と同様に、就学支援金を支給するよう制度化すること。   | ○次の措置がH29年度予算に盛り込まれた。<br>・私立小中学校に通う児童生徒への授業料負担の軽減：12億円（新規）<br>年収400万円未満の世帯を対象として全学年に対し授業料負担の軽減（年額10万円）を行う。<br>なお、本県はH22年度より国の高等学校等就学支援金相当額を私立中学校に交付しており、本県の事業の財源の一部に国費を充当する予定。   |

**国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）**  
**【平成28年7月26日実施分】**

| 番号 | 要望項目  | 要望先府省      | 要望内容  | 国予算への反映状況等   |
|----|---|------------|---|--|
| 20 | 運営費交付金の確保・充実及び学生の地方回帰等への推進について<br>【地域振興部】               | 文部科学省      | ○国立大学の教育・研究・社会貢献の機能を強化し、強みや特色を活かすために、また、授業料値上げ等により進学を断念する子ども達が生じないよう、基盤財源となる運営費交付金の確保・充実を図ること。<br>○「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」など、産学官が連携して、地域課題に対応できる人材の育成及び地元定着に取り組む地方大学に対して、より一層の支援を行うこと。<br>○大都市に集中している大学の地方移転や、大都市での大学の施設や定員の抑制を進めること。特に、工学系や農学系など地方に研究資源が豊富に存在する分野の地方移転は、地方への理解や関心が深まり、学生の地方への回帰にもつながることから、重点的に取り組むこと。<br>○地方国立大学における地域や学生のニーズに対応した学部・学科等の充実を図ること。 | ○次の措置がH29年度予算に盛り込まれた。<br>・国立大学法人運営費交付金等：10,970億円（H28年度10,945億円）<br>これまでの基幹経費の削減により、鳥取大学を含めた各国立大学が教職員の人件費や教育研究経費の圧縮を余儀なくされている。鳥取大学が地域密着の強みを発揮して若者の定着や地域の活性化に貢献できるよう、今後も連携しながら国に対して支援措置の充実を求めていく必要がある。 |
| 21 | 米軍機の低空飛行訓練について<br>【地域振興部】                               | 防衛省<br>外務省 | ○住民からの苦情が多い地域においては、国の責任において騒音測定器を設置し、実態の把握に当たること。<br>○住民の不安を軽減するため、住民生活に影響の大きい訓練については、その訓練予定日や飛行ルートなどの訓練内容を、国の責任において、事前に情報提供を行うこと。また、オスプレイについても、事前に飛行訓練に関する十分な情報提供を行うこと。<br>○日米合同委員会合意を遵守し、住民に危険を及ぼし不安を与え、住民の平穏な生活を乱すような飛行訓練が行われないよう措置すること。   | ○具体的な動きはなく、引き続き要望していく。   |
| 22 | 航空自衛隊美保基地における次期輸送機への機種変更について<br>【地域振興部】                 | 防衛省        | ○自衛隊美保基地における次期輸送機C-2への機種変更に当たっては、本県が了承の条件としており、自衛隊航空機の飛行に関する安全対策について万全を期すこと。<br>○自衛隊機の訓練にあたり、安全性に関する問題が発生した場合は、地元（米子市及び境港市）住民が不安を感じないよう、本県を含め地元自治体に直ちに情報提供等を行い、かつ、十分な説明を行うこと。   | ○特段の動きなし。今後の対応状況を踏まえ、速やかな情報提供や十分な説明を行うよう引き続き要望していく。  |
| 23 | 2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に向けたスポーツ振興の取組への支援について<br>【地域振興部】 | 文部科学省      | ○2020東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、スポーツ振興に意欲的に取り組んでいる地方に対して積極的な支援を行うとともに、特に次のような地方独自の取組に強力な支援を行うこと。<br>①海外トップチームのキャンプ誘致に向けた活動や必要な施設整備への支援を行うこと。<br>②障がい者スポーツの競技力向上の取組への支援を行うこと。  | ○反映されておらず、引き続き要望していく。  |
| 24 | 「関西ワールドマスターズゲームズ2021」への支援について<br>【地域振興部】                | 文部科学省      | ○「関西ワールドマスターズゲームズ2021」の成功に向けて、スポーツ振興くじを積極的に活用した最大限の助成、大会を通じた国際交流やスポーツツーリズムによる地域活性化の取組への支援等、準備段階から必要な財政支援及び協力を行うこと。<br>○「関西ワールドマスターズゲームズ2021」の広報を2020東京オリンピック・パラリンピックやラグビーワールドカップ2019と一体的に展開するなど、相乗的な取組を積極的に行うこと。  | ○反映されておらず、引き続き要望していく。  |
| 25 | 不在者投票制度の拡充について<br>【地域振興部】                               | 文部科学省      | ○公職選挙法の一部が改正されて選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられ、若者の選挙についての権利が拡大されたところであるが、「船員」について特別に認められている不在者投票制度が高等学校の実習船で乗船実習を行っている「実習生」には認められておらず、「実習生」の選挙権の行使が妨げられることとなる場合が生じている。については、「船員」に認められている不在者投票について「実習生」にも認められるよう、関係法令の改正を行うこと。<br>○衆議院総選挙と参議院通常選挙に限って認められているファクシミリ装置を用いて投票ができる制度（洋上投票）について、関係選挙管理委員会の負担を考慮しながら、地方選挙への導入を行うこと。  | ○H28年12月に公職選挙法が改正され、実習を行うため航海する学生、生徒等が船員と同様に洋上投票の対象となったところであり、今後とも引き続き動向を注視する。   |
| 26 | 美保基地周辺環境整備の促進について<br>【市長会】                              | 防衛省        | ○美保基地周辺住民の民生安定を図るため、防災行政無線の改修整備・道路の整備・防音対策等の環境整備の促進を図ること。   | ○要求どおり補助金が交付された。今後も美保基地周辺住民の民生安定を図るため引き続き、要望を行う。   |



**国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）**  
**【平成28年7月26日実施分】**

| 番号 | 要望項目  | 要望先府省                         | 要望内容   | 国予算への反映状況等  |
|----|---|-------------------------------|--|---|
| 27 | まんが・アニメ・食を活用したクールジャパン施策の推進による観光誘客の取組への支援について<br>【観光交流局】 | 文部科学省                         | ○まんが・アニメ・食をテーマとしたイベントの実施や、国内外への情報発信は、観光振興や人材育成・産業振興に効果的であることから、鳥取県が取り組むクールジャパン施策の推進に対し、より一層の支援を行うこと。   | ○次のとおり予算化され、当該事業に申請中（申請額：26,654千円）。<br>＜文化芸術創造拠点形成事業＞<br>・30.5億円（H28:28億円）  |
| 28 | 三徳山の世界遺産登録に向けた支援について<br>【観光交流局】                         | 文部科学省                         | ○日本遺産に認定された三徳山の世界遺産登録に向けた調査・研究にかかる取組に対し積極的に財政支援を行うこと。<br>○世界遺産暫定リストを拡充し、三徳山の追加登録を行うこと。<br>○日本遺産について、国としても広報を充実し、海外からの観光客誘致に積極的に活用すること。また、日本遺産を活用した地域活性化の取組に対する支援制度を平成29年度以降も継続すること。  | ○具体的な動きなし。引き続き要望していく。   |
| 29 | 日本版DMOの登録制度にかかる旅行業の事業範囲について<br>【観光交流局】                  | 国土交通省                         | ○規制改革実施計画（平成27年6月30日閣議決定）において示されたとおり、多様な旅行商品の造成を促進するために、第3種旅行業者が実施できる募集型企画旅行の実施区域の範囲拡大について、各地域及び事業者のニーズを踏まえ検討を進め、実現すること。<br>○特に、日本版DMOの登録制度において、「地域連携DMO」として日本版DMOに登録した法人について、以下のとおり特例を設けること。<br>・第3種旅行業資格を取得する場合は、その業務範囲をDMO構成市町村を含む範囲とすること。<br>・第2種旅行業資格を取得する場合は、登録要件の緩和を図ること。 | ○H28年12月に旅行業法の見直しに係る報告書（中間とりまとめ）が示され、着地型旅行の促進のために第3種旅行業の登録要件を見直す方向性が示されたが、本県要望を踏まえた対応がなされるよう、法改正に向けて引き続き要望していく。（最終とりまとめは4月上旬目途。旅行業法の改正法案は通常国会に提出予定） |
| 30 | 広域観光周遊ルートの実施主体となる広域連携DMOへの支援について<br>【観光交流局】             | 国土交通省<br>内閣府<br>（まち・ひと・しごと創生） | ○国として、日本版DMOの設立を推進していることから、その円滑な業務運営のため「広域観光周遊ルート形成計画」の実施主体であるDMOの組織運営に対して支援措置を講じること。  | ○具体的な動きなし。引き続き要望していく。   |
| 31 | アジアナ航空米子仁川便の円滑なLCC移行について<br>【観光交流局】                     | 国土交通省                         | ○米子・仁川路線は、10月23日にアジアナ航空から子会社のエアソウルが引継いで運航する計画であるが、アジアナ航空の運航終了後、エアソウル就航までに空白期間が生じると観光客減少など地域経済への影響が懸念されるため、切れ目なく円滑に移行できるよう、格段の配慮を行うこと。  | ○当初の予定どおり、H28年10月23日にアジアナ航空からエアソウルへ運航が移行された。  |

**国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）**  
**【平成28年7月26日実施分】**

| 番号 | 要望項目                        | 要望先府省               | 要望内容  | 国予算への反映状況等  |
|----|-----------------------------|---------------------|---|---|
| 32 | 低所得者対策の充実・強化について<br>【福祉保健部】 | 内閣府（少子化対策）<br>厚生労働省 | <p>○すべての子どもたちが経済的な理由により進学を諦めることのないよう、給付型奨学金の創設、無利子貸与奨学金の拡充、奨学金の減額返還制度や返還期限の猶予・免除制度の拡充など教育の機会均等を確保するための支援策の拡充・強化を図ること。</p> <p>○学力面で課題を抱える子どもに対して学校が実施する少人数の習熟度別の学習や放課後等の補充学習、生活困窮家庭及びひとり親家庭の子どもに対する学習支援等、子どもたちが必要な学力を確実に身につけられる体制整備への支援を充実させること。</p> <p>○厳しい環境におかれた子どもや家庭が抱える課題に対するきめ細かな支援体制を構築するため、子どもの多様な教育課題への対応に専任するための教員の配置、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置拡充及び常勤化を含む待遇改善による専門性の高い人材の確保への支援を充実させること。</p> <p>○各都道府県における子どもの貧困対策の検証・評価に資するよう、都道府県ごとの実情が分かるような調査研究を国が企画し、継続的に実施すること。あわせて、平成27年度補正予算で創設された「地域子どもの未来応援交付金」について、地域での取組をより効果的なものとしていくために予算を恒久化し、運営を弾力化すること。</p> <p>○高齢者、障がい者、女性、若者等が、地域で安心して暮らしていけるよう、主に経済面における困難の未然防止、悪化防止の視点で雇用や就労の改善、現金給付などの施策の充実と総合的に取り組むとともに、地方自治体の行う低所得者対策に対する財政支措置を講じること。</p> | <p>○給付型奨学金制度を含む大学等奨学金の充実（文部科学省）<br/>給付型奨学金の充実（2,800人）、無利子奨学金貸与人員51万9千人（約4万4千人増）</p> <p>○子どもの学習支援事業の推進（厚生労働省）<br/>生活困窮世帯の子どもを支援するため、学校や教育委員会等との定期的な情報共有、関係の構築等、教育機関との連携強化を図る。</p> <p>○学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の推進（文部科学省）<br/>スクールソーシャルワーカーの配置拡充・地域未来塾による学習支援の充実（3,100人→3,700人）</p> <p>○子どもの貧困対策の推進（内閣府）<br/>「子どもの未来応援国民運動」の推進、子どもの貧困対策会議の開催、子どもの貧困に関する調査研究、地方における連携体制支援事業</p> <p>○生活困窮者等の就労準備支援の充実（厚生労働省）<br/>複合的な課題を抱え直ちに就職することが困難な生活困窮者等に対し、就労支援のノウハウの活用による専門的な支援を通じて、就労・定着の促進を図る。</p> <p>○非正規雇用労働者の正社員転換・同一労働同一賃金の実現に向けた待遇改善の取組（厚生労働省）<br/>キャリアアップ助成金の拡充等による非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善、各都道府県に「非正規雇用労働者待遇改善支援センター（仮称）」を設置し、コンサルタントによる個別相談援助等を実施。</p> <p>○企業における高齢者の定年延長・継続雇用の促進、再就職支援の強化（厚生労働省）<br/>65歳以降の定年延長や継続雇用制度の導入を行う企業に対する支援、「就労支援団体育成モデル事業（仮称）」を実施。</p> <p>→低所得者対策については国において対応がとられているところであるが、国の動向を注視し、必要に応じて要望していく。</p> |

**国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）**  
**【平成28年7月26日実施分】**

| 番号 | 要望項目   | 要望先府省               | 要望内容  | 国予算への反映状況等  |
|----|--|---------------------|---|---|
| 33 | 社会福祉法人に対する指導監督権限の強化について<br>【福祉保健部】               | 厚生労働省               | ○社会福祉法の改正により、改善措置命令の前提として改善勧告の手續が導入されるが、勧告の要件を明確化し、具体的な発動基準についてのガイドラインを示すこと。<br>○社会福祉法の改正により、再投下財産を保有する法人が作成する再投下計画の承認事務が導入される予定であるが、その具体的な事務の内容を明確化し、事務にかかる負担を最小限とすること。  | ○具体的な動きなし。引き続き要望していく。   |
| 34 | 生活保護制度と生活困窮者支援施策の充実について<br>【福祉保健部】               | 厚生労働省               | ○自立に向けたきめ細かい支援や適正実施が図られるよう、福祉事務所の人員配置基準の見直しを行うとともに、見直しにあわせて適正な財政措置を講ずること。<br>○生活保護基準の検証にあたっては、今後も地方の実態を十分考慮し、級地区分の見直しや夏季加算の創設等について検討を行うこと。  | ○福祉事務所の配置基準についても特段の動きはなし。引き続き要望していく。<br>○級地区分の見直し、夏季加算の創設についても特段の動きはなし。引き続き要望していく。  |
| 35 | 地域の実情に応じた障害福祉サービスについて<br>【福祉保健部】                 | 厚生労働省               | ○医療的ケアが必要な重度の障がい児者、重症心身障がい児者、強度行動障がい者などが必要なサービスを受けられるように報酬を設定すること。<br>○障がい者の地域移行、必要なサービスの提供、社会参加を進めるための施設整備について、必要な財源措置を講ずること。<br>○障害者総合支援法改正などに伴う障害者自立支援給付支払等システムの改修に要する経費を国において全額負担すること。<br>○障害福祉サービスの義務的経費である自立支援給付費については、訪問系サービスに係る国庫負担基準額を廃止し、市町村が必要と認め実際に支弁した総費用額の1/2を国が負担すること。<br>○市町村が地域生活支援事業に積極的に取り組めるよう、必要な財源措置を講ずること。 | ○H29年度当初予算で反映がなされていないため引き続き要望していく。なお、障害福祉サービスの報酬は3年毎に大きく見直されるが、次回の改正はH30年4月の予定である。<br>○施設整備については、H28年度補正予算で118億円が予算措置され、H29年度当初予算で71億円の予算措置が行われる見込みであるが、各法人からの要望に全て応えられている現状にはなく、今後も継続して国への要望を行う。<br>○H29年4月に処遇改善加算の拡充が予定されており、H28年度中にシステム改修の必要が生じるが、国での予算措置がなされなかった。今後、H30年度の制度改正等に伴うシステム改修を見込み、引き続き要望していく。<br>○自立支援給付費に係る国庫負担基準額の廃止についての動きはなく、引き続き要望する。<br>○地域生活支援事業については、H29当初予算で創設される予定の地域生活促進事業にいくつかの細事業が移行され事業費1/2が確保される見込みだが、その他細事業は従来のものであり、引き続き要望していく。 |
| 36 | 障害者総合支援法の円滑な施行について<br>【福祉保健部】                    | 厚生労働省               | ○障害者総合支援法の見直しに伴う具体的な制度設計に当たっては、現場の混乱を招かないよう、適宜必要な情報を提供するとともに、十分な準備期間の確保に配慮すること。<br>○また、地方公共団体が安定的に事業実施ができるよう必要な財源措置を講ずること。  | ○障害者総合支援法については、H27年12月に見直しに係る報告書が示され、障害者総合支援法がH28年6月に改正（H30年4月施行※一部公布日施行あり）されたところであるが、改正法の完全施行となるH30年4月までに決めなければならない事項（政省令・通知などによる法律の運用事項）の検討が残されており、急な制度変更や情報提供の遅延などにより現場の混乱を招かないよう、引き続き要望していく。  |
| 37 | 障害者就労継続支援A型事業所に対する特定求職者雇用開発助成金の取扱について<br>【福祉保健部】 | 厚生労働省               | ○障がい者を雇用する就労継続支援A型事業所に対し、暫定支給決定期間経過後に継続雇用が決定した時点で特定求職者雇用開発助成金が支給されるよう、取扱いの見直しを行うこと。   | ○取扱いの見直しが行われた。（H29年5月1日以降、暫定支給決定があっても特定求職者雇用開発助成金の対象となる。）   |
| 38 | 手話言語法（仮称）の制定について<br>【福祉保健部】                      | 内閣府（少子化対策）<br>厚生労働省 | ○手話言語法（仮称）を制定すること。<br>これにより難しい場合であっても、少なくとも障がい者のコミュニケーションを保障する法律を制定すること。  | ○具体的な動きなし。引き続き要望する。   |

国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【平成28年7月26日実施分】

| 番号 | 要望項目  | 要望先府省                        | 要望内容   | 国予算への反映状況等   |
|----|---|------------------------------|--|--|
| 39 | 東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた文化プログラムの推進について【福祉保健部、地域振興部】 | 内閣府（オリパラ）<br>文部科学省<br>厚生労働省  | ○2020年東京オリンピック・パラリンピック大会に向けた文化プログラムについては、日本の芸術文化の魅力を世界に発信するとともに、日本各地において地域の特徴や参加者の多様な能力が表現できる多彩なプログラムが開催され、レガシーとして次世代へ継承していくなど、国を挙げて取り組むべきものであることから、国として強力に推進すること。<br>○芸術文化にはバリアはなく、個人等の感性、創造力、表現力などを基に創り上げるものであり、障がい者が優れた作品を創造できる環境整備や機会の提供は、障がいの有無に関わらずその能力が認められ存分に発揮できる共生社会の実現に寄与するものである。そのため、障がい者の芸術文化振興を文化プログラムに位置付けて、国が主体的に取り組むこと。また、地方がタイアップする取組については、国が地方に対する必要な財政措置を行うこと。   | ○次のとおり予算措置された。<br>〈文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業（文化庁）〉<br>・30億円（H28：28億円）<br>○障がい者の芸術文化振興については、本県で活用が見込みがない事業での予算措置はあったが、要望に対する具体的な動きはなし。引き続き要望していく。<br>※参考：計上された事業<br>・全国障がい者芸術・文化祭の開催県にコーディネーターを設置し、各地域で開催する障がい者の芸術文化祭と連携・連動した大会とする。<br>・平成26年度から実施した障がい者の芸術活動の国のモデル事業の成果を全国展開する。   |
| 40 | 「あいサポート運動」の全国拡大支援について【福祉保健部】                      | 内閣府（少子化対策）<br>厚生労働省          | ○「障害者差別解消法」が施行され、あいサポート運動の意義は一層大きくなるとともに、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、国内外の障がい者との交流が活発になることが見込まれ、来訪・滞在しやすい環境整備が求められることから、国においても「あいサポート運動」に取り組むこと。<br>○「あいサポート運動」が全国的な取組へとさらに拡大していくよう、自治体等が取り組む普及啓発活動に対して支援を行うこと。  | ○具体的な動きなし。引き続き要望していく。  |
| 41 | 精神障がい者相談員制度の創設について【福祉保健部】                         | 厚生労働省                        | ○身体障害者福祉法に規定されている「身体障害者相談員」及び知的障害者福祉法に規定されている「知的障害者相談員」と同様に、精神障がいにおいても、「精神障害者相談員」を制度化すること。   | ○具体的な動きなし。引き続き要望していく。  |
| 42 | 子育て支援・少子化対策の充実について【福祉保健部】                         | 内閣府（少子化対策）<br>厚生労働省<br>文部科学省 | ○社会全体で子どもを育てるという認識に立ち、国の責任において、子育て家庭の経済的負担の軽減として、保育料の無償化を進めるとともに、子どもの医療費については、財政状況により自治体間に格差が生じることのないよう、全国一律の制度を国の制度として早急に創設すること。<br>○子どもの医療費助成に対する国保の減額調整措置については、速やかに廃止するとともに、医療費助成の対象年齢を18歳年度末までと定めている地方団体も多いことから、国保の減額調整の見直し対象年齢を18歳年度末までとすること。<br>○一億総活躍社会の実現に向けて保育の量を確保するため、保育士の処遇改善や保育士加配に対する加算措置の充実などを継続的に実施できるよう、子ども・子育て支援新制度における量的拡充と質の改善を図るとともに、潜在保育士の保育現場への就職・復職を促進するため、保育士の離職時等における届出制度を法制化するなど、総合的な保育士確保対策の推進を図ること。<br>○不妊に悩む夫婦が安心して治療を受けることができるように、不妊検査及び特定不妊治療を始めとする不妊治療の保険診療適用を拡大すること。 | ○幼児教育無償化については、低所得世帯について一定の拡充（※）が図られた。幼児教育の段階的無償化のさらなる推進を図るため、引き続き要望していく。<br>※市町村民税非課税世帯（年収約270万円未満）について、第2子の保育料を無料化。また、市町村民税非課税世帯以外の低所得世帯（年収約270万円以上360万円未満）の基準額を月額2,000円引き下げるとともに、ひとり親世帯等の場合は追加で軽減。<br>○小児医療費の地方単独事業に係る国民健康保険国庫負担金の減額措置については、H30年度から見直しされることとなったが、対象範囲は未就学児までとされており、引き続き国の動向を注視し、必要に応じて要望を行う。<br>○保育士等の処遇改善については、「ニッポン一億総活躍プラン」に明記され、H29年度予算において、+2%（3%（現行）→5%）の処遇改善に加えて、経験年数が7年以上の中堅職員に対して月額+4万円、経験年数が概ね3年以上の職員に対して月額+5千円の処遇改善が盛り込まれた。また、保育士・保育所支援センターの運営費補助等の保育士確保に係る予算については、昨年度とほぼ同額が盛り込まれたが、保育士の離職時等における届出制度の法制化については、見送られており、引き続き国の動向を注視する。<br>○不妊治療の保険適用は反映なし |
| 43 | 介護人材確保対策について【福祉保健部】                               | 厚生労働省                        | ○介護人材確保対策は喫緊の課題であるため、安定的確保に向け、以下の取組を充実させること。<br>①介護職への参入促進のため、介護職の認知度向上・イメージアップを図る全国的な情報発信を積極的に行うこと。<br>②介護職員のキャリアアップの仕組みを構築するとともに、処遇改善に取り組むこと。  | ①具体的な動きなし。引き続き国の動きを注視し、必要に応じて要望していく。<br>②介護職員の処遇改善については、キャリアアップの仕組みを構築し月額1万円相当上乗せする報酬改定に要する経費が、H29年度予算において計上された。   |

**国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）**  
**【平成28年7月26日実施分】**

| 番号 | 要望項目  | 要望先府省                | 要望内容   | 国予算への反映状況等   |
|----|---|----------------------|--|--|
| 44 | 移住受入自治体における国民健康保険・介護保険の負担軽減措置について<br>【福祉保健部】    | 厚生労働省                | ○元気なうちに地方に移住し、一定期間後に医療・介護サービスを受ける必要が生じた場合、移住先自治体の過度な負担とならないよう、制度的な取組を確実にすること。  | ○介護給付費の財政調整について、国庫負担金のうちの調整交付金の配分効果を検証しつつ特に年齢が高い高齢者が多い地方公共団体によりきめ細かく配分するなど、調整交付金の在り方について検討し、H28年中に結論を得てその結果に基づいて必要な措置を講ずることがH27年12月22日に閣議決定されたが、その後具体的な検討内容については示されていない。今後も国の動向を注視し、必要に応じて要望していく。  |
| 45 | 中山間地域等における訪問看護提供体制の確保について<br>【福祉保健部】            | 厚生労働省                | ○中山間地域等採算性の低い地域への訪問看護事業の参入の促進を図るための以下の対策を講じること。<br>・中山間地域等の小規模事業所加算（10%）及び中山間地域等居住者へのサービス提供加算（5%）の拡充を図ること。<br>・特別地域加算における厚生労働大臣が定めた地域（サービス提供が著しく困難な地域）について要件を緩和すること等により適用範囲の拡大を図ること。<br>○訪問看護事業運営の安定化を図るため、訪問看護師養成をはじめとする訪問看護師確保、離職防止等の抜本的な対策を講じること。   | ○特例居宅介護サービス費等の支給対象となる地域については、H28年度以降、地方公共団体の意向を踏いた上で、その適用について個別に判断し、H30年度に予定される介護報酬改定にあわせて追加指定すること、また、指定訪問看護ステーションのサテライトについて、都道府県等の区域を越える指定が可能であるなど柔軟な指定ができることについて、H28年3月25日付けで地方公共団体に対して周知されたが、本県からの要望に応えるものとはなっていない。引き続き国の動きを注視し、必要に応じて要望していく。 |
| 46 | サービス付き高齢者向け住宅入居者に係る住所地特例制度の適用拡大等について<br>【福祉保健部】 | 厚生労働省                | ○平成27年4月1日より前にサービス付き高齢者向け住宅に入居した者の住所地特例の適用等、立地市町村の負担が過大とならないよう実態に即した対応を講じること。  | 具体的な動きなし。今後も国の動きを注視していく。   |
| 47 | 在日外国人無年金高齢者に対する救済措置について<br>【福祉保健部】              | 厚生労働省                | ○在日外国人に対する年金制度については、昭和57年1月1日時点において20歳以上で、既に障がいの状態であった者（平成28年1月1日現在54歳以上）及び昭和61年4月1日時点において60歳以上の者（平成28年4月1日現在90歳以上）は、それぞれ障害基礎年金や老齢基礎年金及び老齢福祉年金が支給されない状況となっている。これら在日外国人については、既に相当な高齢に達していることから、一刻も早く救済措置を講じること。   | 具体的な動きなし。今後も国の動きを注視していく。   |
| 48 | 自立援助ホーム、児童家庭支援センター等の体制強化について<br>【福祉保健部】         | 厚生労働省                | ○自立援助ホームにおけるきめ細かな生活・就労支援を行うため、実態に即した人人体制の拡充を図ること。<br>○児童家庭支援センター運営事業について、高い専門性を有した人材を安定して確保できるよう、補助基準額を引き上げること。<br>○児童養護施設等の職員について、高い専門性を有した人材を安定して確保できるよう、職員養成の体制を構築すること。   | ○児童家庭支援センターについて、相談件数の実施状況等の事業量に応じた運営費の補助が創設された。また、要保護児童又は保護者に対する指導などの業務について、児童家庭支援センターに委託した場合の補助が創設された。  |
| 49 | DV被害者支援の充実とDV加害者更生について<br>【福祉保健部】               | 内閣府（男女共同参画）<br>厚生労働省 | ○DV被害者支援について、国が十分な財政措置も含めて対策を講じること。<br>○DV被害者の安全確保等のため、保護命令申立から発令までの期間の短縮化を図ること。また、接近禁止命令の期間延長について法改正を検討すること。<br>○DVの未然防止及び再発防止のため、法的な強制力により加害者に更生プログラムを受けさせる等、加害者更生について、国の制度として検討すること。  | ○具体的な動きなし。引き続き要望していく。  |
| 50 | 健康増進・疾病予防対策の推進について<br>【福祉保健部】                   | 厚生労働省                | ○地方公共団体や医療保険者、健康づくり関係団体等が実施する普及啓発活動、健康教育等の健康づくり事業に対する財源措置を図ること。<br>○がんの死亡率を下げるためには、県民全てを対象としたがん検診の実施状況等の把握が不可欠であり、医療保険者など職域からの報告を制度化し、現状を把握するための体制を整備すること。<br>○ワクチン接種により予防できる病気にかからないようにするため、速やかに、おたふくかぜ及びロタウイルス予防ワクチンを予防接種法の対象として定期接種とすること。<br>○特定健康診査及び後期高齢者健康診査における心電図及び貧血検査を生活習慣病の二次予防及び介護予防の観点から必須の健診項目にすること。 | ○健康づくりにかかる普及啓発活動及び健康教育等の健康づくり事業に対する財源措置、がん検診にかかる職域からの報告の制度化については、具体的な動きなし。引き続き要望していく。<br>○おたふくかぜ及びロタウイルス予防ワクチンを予防接種法の対象として定期接種すること、特定健康診査及び後期高齢者健康診査における心電図及び貧血検査を必須の健診項目にすることは、国において検討されているところであり、今後の動向に注視していく。                                 |

**国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）**  
**【平成28年7月26日実施分】**

| 番号 | 要望項目   | 要望先府省 | 要望内容   | 国予算への反映状況等  |
|----|--|-------|--|---|
| 51 | 肝硬変及び肝がんの患者の支援について<br>【福祉保健部】                | 厚生労働省 | ○ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成について、ウイルス性肝炎が原因であるすべての肝硬変・肝がん患者などの治療に拡充するなど、支援策のさらなる検討を進めること  | ○B型肝炎陽性者に対する定期検査費用の助成措置が拡充された。（自己負担額の軽減：慢性肝炎3千円→2千円、肝硬変・肝がん6千円→3千円）。その他は具体的な動きはなし。今後も国の動向を注視していく。   |
| 52 | ドクターヘリ導入及び地域医療提供体制の充実に向けた財政措置について<br>【福祉保健部】 | 厚生労働省 | ○医療提供体制推進事業費補助金は、地域において良質で適切な医療を効果的かつ効率的に提供するために必要不可欠なものであることから、事業執行に支障を生ずることなく、安定的な実施ができるよう十分な財源を確保すること<br>○ドクターヘリ導入は、広域救急医療にとって極めて重要な取組であることから、平成28年度に創設された「ヘリポート周辺施設整備事業」について、導入促進という面から以下の点を改善しつつ、後発地域を優先して十分な財源を配分すること。<br>①運航管理室を格納庫と別整備する場合であっても、「ヘリポート周辺施設整備事業」の補助対象とすること。<br>②「ヘリポート周辺施設整備事業」の対象とならない都道府県が実施主体となる格納庫整備については、代替財源として地域医療介護総合確保基金を十分配分すること。 | ○H28年度の医療提供体制推進事業費補助金の状況<br>・要望額：66,896千円<br>・内示額：33,456千円（配分率50.01%）<br>引き続き十分な財源確保を要望していく。<br>○ドクターヘリ導入に関する財源の配分について、<br>・①は認められていない。<br>・②の格納庫整備に係る地域医療介護総合確保基金（医療）の配分状況<br>H28：1.1億円（不足分は、H28基金事業計画の変更で対応予定。） |
| 53 | 新専門医制度の再検討について<br>【福祉保健部】                    | 厚生労働省 | ○新専門医プログラムの認定にあたっては、地域の实情に配慮するとともに、医師数の地域偏在が今以上に拡大しないよう十分配慮すること。<br>○新制度の設計においては、奨学金返還の免除要件等を満たせるよう十分配慮し、自治体卒医師や地域枠医師が地域で勤務しながら専門医資格が取得できるようにすること。<br>○制度の開始後も、医師数の地域偏在が拡大していないかどうか等地域医療への影響の把握に努め、弾力的に制度の見直しを行うこと。  | ○新専門医制度は導入が1年間先送りされてH30年度からの実施となり、地域偏在を助長しない制度とするよう、専門医の認定を行う（一財）日本専門医機構と各学会等で検討中。<br>○H28年12月に日本専門医機構が策定した専門医制度新整備指針では、地域医療への配慮を求めていることから、具体的な動きについて注視していく。  |
| 54 | 医療人材の確保対策の推進について<br>【福祉保健部】                  | 厚生労働省 | ○地域での深刻な医療人材不足の状況を踏まえ、医師総数の確保、地域間・診療科間の偏在是正等の医師の安定的確保に向けた取り組みを充実させるとともに、看護師の離職防止の促進を図り、処遇改善、職場環境整備のための施策を充実させること。<br>①初期臨床研修医の適正配置等、医師数の地域偏在を解消するための施策を充実させること。<br>②産科、小児科、救急科、精神科、腎臓内科などの特定診療科に医師を誘導する措置を充実すること。<br>③診療報酬の見直し等により、各医療機関が看護師の夜勤回数制限や労働時間短縮など労働環境の改善、処遇の改善を行えるようにすること。<br>④訪問看護事業等における看護師の確保を図るための診療報酬の見直し及び看護師の処遇改善を行うこと。                          | ○具体的な動きなし。今後も国の動向を注視し、引き続き要望していく。   |
| 55 | 医業類似行為の明確化について<br>【福祉保健部】                    | 厚生労働省 | ○医業類似行為の明確化及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師でなければ業として行えない範囲の明確化を行うこと。<br>○あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師以外の者が業として行う医業類似行為によって、国民に健康被害が生ずることのないよう、民間療法に関する広告規制など必要な対応を行うこと。   | ○具体的な動きなし。今後も国の動向を注視し、引き続き要望していく。   |
| 56 | 地域の实情に応じた地域医療構想策定・推進について<br>【福祉保健部】          | 厚生労働省 | ○国が提供したデータ・ツールによる将来の必要病床数の推計値を、将来の必要病床数の参考値として構想を策定するが、その実現を都道府県へ強要しないこと。<br>○構想のあるべき地域医療提供体制等を推進するための一手段である「地域医療介護総合確保基金」は、地域あるいは医療機関毎に異なる課題に対応する必要があり、実情に応じた創意工夫する仕組みが必要であることから、財源確保に努めるとともに、事業区分間の額の調整ができるよう柔軟な運用を認めること。  | ○国が提供したツールによる将来の必要病床数の実現を強要しないことに関する国の対応は無く、今後も国の動向を注視し、引き続き要望していく。<br>○地域医療介護総合確保基金の事業区分間の額の調整は認められておらず、今後も国の動向を注視し、引き続き要望していく。  |

**国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）**  
**【平成28年7月26日実施分】**

| 番号 | 要望項目                                       | 要望先府省               | 要望内容   | 国予算への反映状況等   |
|----|--|---------------------|--|--|
| 57 | 持続可能な国民健康保険制度の構築について<br>【福祉保健部】            | 厚生労働省               | <p>○国保制度改革に伴う国の3,400億円の財政支援の拡充については、平成27年2月の国と地方の協議の場である国保基盤強化協議会で合意したものであり、消費税の増税が延期された場合であっても、合意事項に従い、確実に実行すること。</p> <p>○高齢化の進展に伴う医療費の増高により、国は将来にわたって持続可能な制度を構築する観点から不断の検証を行い、その結果に基づき国庫負担金の負担率の引上げなどの所要の財政措置を講じること。</p> <p>○小児医療など市町村の特別医療助成による国民健康保険療養給付費等に係る国庫負担金の減額措置を直ちに廃止すること。</p>           | <p>○H30年度の都道府県化以降、毎年約3,400億円の財政支援を行うとしているが、現在の赤字補てんでしかなく、今後増高する医療費への対応は反映されていない。また、H29年度末までに2,000億円規模の財政安定化基金の積立てが予定されていたが、消費税増税延期の影響を受け、300億円減額され、1,700億円規模の積立てに留まることになった。減額の300億円はH32年度末までに確保される予定であるが、引き続き国の動向を注視し、必要に応じて要望を行う。</p> <p>○子ども医療費助成に関して、「ニッポン一億総活躍プラン」に盛り込まれ、H30年度より、未就学児までを対象とする医療費助成については、国保の減額措置を行わないこととされたが、対象範囲等については、引き続き国の動向を注視し、必要に応じて要望を行う。</p> |
| 58 | 新たな国民健康保険制度の構築に伴うシステム整備への補助について<br>【福祉保健部】 | 厚生労働省               | <p>○国保制度改革は、国の方針により、新たに都道府県が様々な役割を担うこととなったものであり、今後必要となる国保連合会等とのネットワークの構築に係る経費については確実に予算を確保し、国が責任を持って全額措置すべきこと。</p>   | <p>○H28年度においては結果的に全額国庫補助の対象となったが、今後必要となるシステム整備や改修等に係る国庫補助の対象や規模については不明な部分があり、今後も国の動向を注視する。</p>   |
| 59 | 地域再エネ水素ステーションの整備・運用について<br>【生活環境部】         | 環境省                 | <p>○CO2フリーな水素供給を目指し、本県において整備を予定している太陽光など再生可能エネルギーを活用したスマート水素ステーションの運用に向けて、業界と連携・調整し、点検や運用ルールを確立するとともに、点検・メンテナンスなどランニングコストへの補助支援を行うこと。</p>  | <p>○運用ルール等について、国が自動車メーカーなど業界と協議中である。</p> <p>○ランニングコストは未措置である。</p> <p>○引き続き要望していく。</p>  |
| 60 | 次世代自動車の普及促進について<br>【生活環境部】                 | 経済産業省               | <p>○次世代型のエコツーリズムの創造を目指し、県外からのエコカー等のドライブ観光を促進するため、第二期EVタウン構想（H27.3）に基づく観光施設や道の駅への充電器整備に対して支援策を講じること。また、EV・PHVを一層、普及させるため、自宅の基礎充電や事業所での勤務地充電を促進するための支援策を講じること。</p> <p>○平成28年秋頃に鳥取砂丘において開催する予定の「ジャパンEVラリー」など、県民・観光客が体感できる次世代自動車の普及促進のためのイベント等の開催に対し、支援を行うこと。</p>  | <p>○次のとおり予算措置されたが、整備箇所は未定であるため、今後箇所要望していく。</p> <p>＜EV・PHV充電インフラ整備事業費補助金＞H29:18億円（H28:25億円）</p> <p>○次のとおり、支援措置された。</p> <p>・12月3日開催の「ジャパンEVラリーIN鳥取砂丘」において、試乗会の運営やイベント経費への一部支援を受けた。</p>   |
| 61 | 表層型メタンハイドレートの調査研究について<br>【生活環境部】           | 経済産業省<br>（資源エネルギー庁） | <p>○本格的な採掘、実用化が加速的に進展するように、3年間（平成25～27年度）の資源量把握調査の結果を広く研究者や技術者に対して公開すること。</p> <p>○次の段階として必要な調査技術や採掘技術の開発に十分な予算を配分して、その開発にあたっては地域の高等教育機関や民間企業の参入機会を増やすとともに、開発、商業化に向かうロードマップを策定し、その着実な進捗を図ること。</p> <p>○有望海域においては更に詳細な調査を進めるとともに環境影響評価手法の確立に向けた取組を推進すること。また、現在、国のみで行われている調査研究や技術開発等に、地域の事業者を活用すること。</p> | <p>○次のとおり予算措置された。</p> <p>＜国内石油天然ガスに係る地質調査・メタンハイドレートの研究開発等委託費（経済産業省）＞（新規）<br/>H29:242億円</p> <p>・表層型は資源回収技術の調査研究等の実施</p> <p>・砂層型は地質サンプル調査・廃鉱作業等</p> <p>・海洋基本計画に基づく三次元物理解析船による探査、基礎試錐</p>   |
|    |  | 国土交通省               | <p>○メタンハイドレートに関する人材育成を行う地域の取組を積極的に支援すること。</p>  | <p>○次のとおり予算措置された。</p> <p>＜海洋資源開発人材育成（j-Ocean関係）【国土交通省】＞<br/>H29:1.6億円（H28:1.7億円）</p> <p>・カリキュラム教材開発、シミュレーター開発、海外企業・大学との連携体制の構築</p>   |

**国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）**  
**【平成28年7月26日実施分】**

| 番号 | 要望項目  | 要望先府省               | 要望内容   | 国予算への反映状況等  |
|----|---|---------------------|--|---|
| 62 | 再生可能エネルギーのさらなる導入促進について<br>【生活環境部】             | 経済産業省<br>(資源エネルギー庁) | ○地域に賦存する再生可能エネルギーを有効に活用したエネルギーの地産地消を一層推進するため、送電系統網が脆弱な地域内連系統を強化して、接続容量を拡大させるとともに、局所的な接続量不足を解消する際に事業者の過大な負担とならないような制度を早期に整備すること。<br>○地域の活性化に寄与する熱供給等を行うエネルギーインフラの整備に必要な支援策を講じること。 | ○次のとおり予算措置された。<br>＜地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金＞<br>H29:63億円の内数 (H28:45億円)<br>・分散型エネルギーシステム構築支援事業 (計画策定、システム構築の支援)<br>・再生可能エネルギー熱事業者支援事業 (システム導入の補助)<br>＜地域で自立したバイオマスエネルギーの活用モデルを確立するための実証事業＞<br>H29:19.7億円 (H28:10.5億円)<br>・導入要件の策定、事業性評価、実証事業、技術開発など。 |
| 63 | 放射性物質を含む不法投棄物の適正処理に係る法整備について<br>【生活環境部】       | 環境省(原子力規制庁)<br>環境省  | ○平成25年に鳥取市で発見された発生場所等が不明な放射性投棄物を、迅速かつ安全・安心に処理できるよう、国が責任をもって、現場の実情を十分に踏まえた具体的なルールづくりを行うこと。  | ○予算措置はないが次のとおり情報あり。<br>・環境省で廃棄物処理法上の廃棄物の定義の見直し検討中。検討に時間を要することだが、検討結果が出るまでの間の取扱いについてH29年夏までに環境省から各自治体へ周知される予定。   |
| 64 | 微小粒子状物質等、広域大気汚染に対する取組の推進について<br>【生活環境部】       | 環境省<br>外務省          | ○大陸からの微小粒子状物質 (PM2.5) や黄砂等の大気汚染の影響を軽減するため、TEMM (日中韓三カ国環境大臣会合) プロジェクト及び黄砂対策プロジェクトの推進や公害防止技術の提供等、中国等関係国の大気汚染の発生抑制のための取組に対して支援を継続するとともに、汚染物質の排出規制の強化など抜本的な対策を取るよう要請すること。            | ○次のとおり予算措置された。<br>＜環境国際協力推進費【環境省】＞<br>・H29:1.88億円 (H28:1.87億円)<br>・途上国への技術支援、大気汚染対策等環境協力に関する日中韓三カ国環境大臣会合 (TEMM) プロジェクトの推進等  |
|    |   | 環境省<br>国交省 (気象庁)    | ○PM2.5や光化学オキシダントなど、黄砂問題を含め大気汚染物質に関する実態や機構解明調査・研究を強化すること。引き続き、PM2.5等の健康影響に関する知見を収集し、より一層国民に分かりやすく防護措置を含め情報提供すること。   | ○次のとおり予算措置された。<br>＜広域大気環境対策費【環境省】＞<br>H29:5.23億円 (H28:5.02億円)<br>・アジア地域における越境大気汚染対策のための国際協調推進、越境大気汚染モニタリング・実態解明等  |
|    |   | 環境省                 | ○子どもの健康と環境に関する全国調査 (エコチル調査) を継続し、PM2.5などの大気汚染物質が子どもの健康や成長に与える影響を把握した上で、国民の健康維持のための有効な対策を講ずること。<br>○県の監視体制の維持・強化のため測定機器購入や保守管理に係る経費に特化した補助制度を創設するなど財政支援を強化すること。                   | ○次のとおり予算措置されたが、測定装置購入や保守管理に係る自治体への財政支援強化に関する事業については、予算措置なし。<br>＜子どもの健康と環境に関する全国調査 (エコチル調査)【環境省】＞<br>H29:44.9億円 (H28:44.6億円)<br>・胎児期から小児期にかけての大気汚染物質を含む化学物質曝露が子どもの健康に与える影響を解明するための、長期的で大規模な追跡調査。   |
| 65 | 義務者不存在の廃止鉱山の鉱害防止事業の責務について<br>【生活環境部】          | 経済産業省               | ○義務者不存在の廃止鉱山の鉱害防止事業について、全て国の責任と負担において実施すること。   | ○昨年同様、補助率の変更なし (国3/4の補助)。引き続き要望していく。<br>＜休廃止鉱山鉱害防止等工事業費＞<br>H29:21億円 (H28:20億円)   |
| 66 | 朝鮮半島出身の旧民間徴用者の遺骨収集について<br>【生活環境部】             | 厚生労働省<br>経済産業省      | ○旧岩美鉱山における朝鮮半島出身の旧民間徴用者の遺骨を発掘し、遺族に返還すること。  | ○戦没者 (日本人) の遺骨収集は予算措置されたが、朝鮮半島出身者の遺骨収集は対象外で、制度及び予算措置なし。引き続き要望していく。<br>＜遺骨収集事業【厚生労働省】＞<br>H29:23億円 (H28:21億円) (日本人のみ)  |
| 67 | 水道事業の耐震性向上のための支援拡大と震災対策補助制度の新設について<br>【生活環境部】 | 厚生労働省               | ○耐震性向上のために実施している老朽管更新に対する補助基準の更なる緩和及び補助率の引き上げを行うこと。また、バックアップ機能整備、水管橋の耐震化等も補助対象となるよう制度拡充を行うこと。<br>○震災対策の充実、強化を図るため、応急給用水用機材の整備、水道管補修材料の備蓄に対する新たな補助制度の創設を行うこと。                     | ○次のとおり、予算措置されたが、補助基準緩和や補助率の引き上げ、補助対象の拡充などについては不明。<br>＜生活基盤施設耐震化等交付金＞<br>H29:169億円 (H28:130億円)   |



**国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）**  
**【平成28年7月26日実施分】**

| 番号 | 要望項目                                      | 要望先府省  | 要望内容  | 国予算への反映状況等   |
|----|---|--|---|--|
| 68 | 簡易水道事業統合後の旧簡易水道施設に対する財政支援について<br>【生活環境部】  | 厚生労働省<br>総務省                                   | ○簡易水道統合整備に対する国庫補助について、交付要件の緩和並びに補助率等の拡充を行うこと。<br>○簡易水道統合後の運営経費の不足分や旧簡易水道施設に係る建設改良に要する経費について、地方公営企業繰出し基準の対象となるよう基準の改正を行うこと。<br>○現在、辺地地域及び過疎地域の飲料水供給施設・簡易水道施設の整備に限定されている辺地債及び過疎債の対象について、上水道統合後の事業も対象とすること。  | ○次のとおり、予算措置されたが、交付要件緩和や補助率の引き上げ、補助対象の拡充などについては不明。<br>＜水道施設整備費補助【厚生労働省】＞<br>H29：186億円（H28：204億円）  |
| 69 | 下水道事業の安定的・継続的な財政支援と制度拡充について<br>【生活環境部】    | 国土交通省  | ○下水道施設の適正管理や防災・減災対策を推進するため、下水道施設の老朽化対策や耐震化及び浸水対策等について安定的・継続的に予算確保をすること。<br>○下水道事業の計画的な整備を促進するため、下水道施設の老朽化対策や耐震化に係る交付金について、交付要件の緩和並びに交付率等の拡充を行うこと。   | ○次のとおり予算措置されたが、交付要件緩和や補助率の引き上げ、補助対象の拡充などについては不明。<br>＜社会資本総合整備交付金【国土交通省】全体額＞<br>H29：19,997億円（H28：19,986億円）  |
| 70 | 水道事業施設の管理に係る補助制度の拡充等について<br>【生活環境部】       | 厚生労働省  | ○水道水源施設ダムの大型改修など基幹施設に対する改修（修繕）についても補助対象とすること。<br>○水道管路として使用されているダクタイル鋳鉄管の地方公営企業法施行規則における耐用年数を実態に合わせ見直しを行うこと。  | ○現時点で特に情報等はない。   |
| 71 | 使用済家電製品の再資源化の推進について<br>【生活環境部】            | 環境省  | ○使用済小型電子機器等のリサイクルに市町村が一層円滑に取り組めるよう、収集費等割高なランニングコストも含めた財政支援を行うこと。<br>○生活環境の悪化防止及びリサイクル促進の観点から、使用済家電製品等の不適切な回収行為を規制する立法措置を講ずること。  | ○財政支援に関する新たな予算は未措置。<br>○使用済家電製品等の規制については、廃棄物処理制度専門委員会で検討がなされている。<br>○引き続き要望していく。   |
| 72 | PCB廃棄物の処理推進について<br>【生活環境部】                | 環境省  | ○使用中の高濃度PCB含有製品の廃棄義務に係る法改正がなされたことを踏まえ、円滑な廃棄に向けた実効性のある方法を構築すること。<br>○法人の解散などにより、処理責任者不明の高濃度PCB廃棄物処理に対して都道府県による行政代執行を可能とする法改正がなされたが、代執行費用の回収は実質的に困難であることを鑑み、国として財政支援を講ずること。<br>○低濃度PCB廃棄物の早期処理のため、本県では時限的に中小企業等に対する処分費用の一部補助を行っているが、低濃度PCB含有機器は広範に及ぶことから、その処理促進のため国として財政支援を含めた処理対策を講ずること。 | ○次のとおり予算措置された。<br>ただし、低濃度PCB廃棄物処理支援経費は未措置。<br>＜PCB廃棄物適正処理対策推進事業＞<br>H29：1.5億円（H28：1.9億円（2次補正））<br>・PCB含有製品の掘り起こし対象データの精度向上、広報、相談窓口設置等<br>＜PCB廃棄物対策推進費補助金＞<br>H29：11億円（H28：10億円）<br>・行政代執行に係る自治体負担軽減のための経費を措置 |
| 73 | ジオパーク活動の取組への支援について<br>【生活環境部】             | 内閣官房（まち・ひと・しごと創生）<br>文部科学省<br>内閣府（地方創生）<br>環境省 | ○世界ジオパークがユネスコの正式事業として承認され、認知度や情報発信力の向上が見込まれることから、ユネスコ世界ジオパークにかかる取組が一層進展するよう、以下の支援を行うこと。<br>・学校教育や社会教育の中で、ユネスコ世界ジオパークの活用を推進すること<br>・関係省庁と連携し、ユネスコ世界ジオパークの観光活用、情報発信等を進めること<br>・国内のユネスコ世界ジオパーク地域での取組は、地方創生の大きな柱であり、積極的に財政支援すること  | ○教育・観光など各分野でのジオパークの活用について、具体的な動きがなく、引き続き要望していく。<br>○ジオパークに特化した予算について、具体的な動きはなく、引き続き要望していく。   |
| 74 | 建築物の耐震改修、非構造部材改修に係る支援策の拡充等について<br>【生活環境部】 | 国土交通省  | ○大規模建築物や避難所・防災上重要な建築物の耐震改修及び吊り天井等非構造部材の耐震改修が速やかに進むよう国の支援策の拡充及び十分な予算の配分を行うこと。<br>○震度7クラスの地震に連続して襲われることも想定した耐震基準のあり方についての調査研究を行うこと。また、吊り天井以外の非構造部材（照明・ガラス等）についても吊り天井同様、落下を防ぐ構法の検討を行い、技術基準等を示すこと。  | ○防災上重要な建築物の耐震改修、非構造部材のうち設備の改修費補助が新設された。また、住宅・建築物の耐震診断等に係る補助対象限度額の一部が実態に合わせて引き上げられた。<br>○調査研究については、熊本地震の被害検証や専門家への意見聴取を行い、レビューする方針。また、報道によると防災拠点の機能継続に係るガイドラインを今年度中に策定する模様。                                   |

# 国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【平成28年7月26日実施分】

| 番号 | 要望項目  | 要望先府省 | 要望内容   | 国予算への反映状況等   |
|----|---|-------|--|--|
| 75 | 中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」認定の地方への波及について<br>【商工労働部】 | 経済産業省 | ○「経営力向上計画」認定事業者に適用される特例措置は、地方の中小企業にとって、設備投資による生産性向上や高付加価値化につながる有効な施策であり、地方においても積極的な活用が図られるよう、当該制度の普及啓発を図るとともに、計画の策定・認定に向け、地方経済産業局や認定支援機関等による質の高いサポートが受けられるよう配慮すること。  | ○中小企業等経営強化法の施行前(6月)に県内で法律の説明会を開催(中国経産局主催)。<br>○中小企業庁、中国経産局、県の3者で連携協定を締結し、経営力向上等の中小企業支援施策を一体的に実施することとした(9月)。<br>○地域の事業者等との意見交換会“ちいさな企業”交流キャラバン(12月)を開催(中企庁、中国経産局、鳥取県共催)。  |
| 76 | TPPを契機とした地方中小企業の海外展開支援体制の強化について<br>【商工労働部】      | 経済産業省 | ○地方中小企業の海外展開を一層支援していくため、平成27年度補正予算で設立された新輸出大国コンソーシアムの制度を拡充し、地方の実情に即した適正な専門家をジェトロ地方事務所に配置し、海外展開支援体制を強化すること。   | ○新輸出大国コンソーシアムの制度として、ジェトロ地方事務所にコンシェルジュは配置されているが、専門家は配置されていない。引き続き動向を注視する。   |
| 77 | 奨学金を活用した大学生等の地方定着促進について<br>【商工労働部】              | 総務省   | ○人口流出が続く鳥取県が地方創生を実現するためには、大学生等の地方定着を促進することが最重要課題である。地域の実情に応じた奨学金返還を助成する取組みを積極的に進める必要があるため、制度の拡充・強化を図ること。   | ○具体的な進展なし。引き続き動向を注視する。なお、H29年度から新たに民間の保育士、幼稚園教諭を奨学金返還助成の対象職種として追加する予定。   |
| 78 | 企業の地方分散等を促すための諸制度の強化・拡充について<br>【商工労働部】          | 内閣府   | 企業の地方分散を強力に推進するため、以下のような支援の強化・拡充を図るなど、諸制度の再構築を積極的に進めること。<br>①本社機能等の移転に伴うオフィス減税(地方移転に係る投資に対する特別償却又は税額控除)や雇用促進税制(雇用者に対する税額控除)の優遇措置を、東京23区内からの移転に限定せず、三大都市圏からの移転にも適用<br>②平成29年度以降の企業の整備計画の認定の場合も、平成28年度までと同様のオフィス減税等の優遇措置を継続する<br>③企業が地域再生計画に基づいて行う地方分散に係る施設整備に対し、新たな助成制度を創設  | ○H29年度税制改正において、次のとおり税制措置が拡充された。<br>・オフィス減税について、H29年度に引き下げられる税額控除率を現行水準まで引き上げる。<br>・雇用促進税制について、質の高い雇用(正社員)に対する税額控除額を上乗せする。<br>・移転型事業の要件について、地方における新規雇用者(東京23区における従業員減少分を上限)を、東京23区からの転勤者とみなすことにより要件を緩和する。<br>引き続き企業の地方分散に向けて、動向を注視する。 |
| 79 | 中心市街地活性化への財政支援の拡充について<br>【商工労働部】                | 経済産業省 | ○中心市街地の活性化に関する法律に基づき、市町村が作成する認定中心市街地活性化基本計画など、まちなかの賑わい創出に向けた取組みの着実な推進を確保するため、「中心市街地再興戦略事業」等地域・まちなか商業活性化支援事業の十分な予算枠を拡充すること。   | ○「中心市街地再興戦略事業」は、H29年度5億円(前年度同額)が予算化される見込み。   |
| 80 | 実効性のある新たな雇用対策の仕組みの構築について<br>【商工労働部】             | 厚生労働省 | ○地方版ハローワークの実効性を確保するため、国のハローワークと同等の機能が確保できるように以下の対応を実現し、利用者へのサービスが後退することのないよう支援すること。<br>①国と同等の求人・求職情報が提供され、地方においても適切なマッチングができるようハローワーク職員端末へのアクセス権を付与すること。<br>②職員の知識・能力向上に必要な研修や人事交流をはじめ、円滑な移行ができるよう柔軟な人員対応を行うこと。<br>③地方版ハローワーク設置に伴う施設整備費等の初期費用や従来国が負担していた人件費、情報端末等の運営経費について確実に財政支援措置を講ずること。   | ○国と同等の情報提供については、国から地方へオンラインで提供する方向でH28年度中に検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずることが12月20日に閣議決定された。<br>○国と県との人事交流は前向きに検討されている。<br>○財政支援措置については、地方版ハローワークを新規・拡充で行う場合の無料職業紹介及び関連して行う事業経費が特別交付税措置されることになった(詳細は引き続き情報収集)。                                  |
| 81 | 環太平洋経済連携協定(TPP)に対応した農林水産業の競争力強化について<br>【農林水産部】  | 農林水産省 | ○署名がなされたTPP協定について、国内農林水産業を中心として甚大な影響を及ぼすことが懸念され、本県関係者の不安感もかつてないほど高まっていることから、国においては野菜や果実等、より広範な品目を含めた国内農林水産業への影響を検証・公表し、国民に対して丁寧に説明すること。<br>○また、本年秋にも予定されているTPP関連政策の具体的なとりまとめに際しては、地方や農林水産業者関係者の声を踏まえながら、地域の生産者から真に必要とされる対策を位置づけること。<br>特に農業経営への甚大な影響が懸念される「牛肉」「豚肉」はもとより、「米」「乳製品」、さらには園芸品目や林・水産物なども含め、引き続き再生産可能となるよう、畜産クラスター事業や産地パワーアップ事業など緊急的かつ長期的視点に立った対策の執行に必要な予算につき、28年度補正予算及び29年度当初予算において十分確保すること。 | ○TPP対策として、H28年度補正予算で次のとおり昨年を上回る予算が確保された。<br>＜産地パワーアップ事業＞<br>H28補正予算：570億円<br>(対前年比112.9%)<br>＜畜産クラスター事業＞<br>H28補正予算：685億円<br>(対前年比112.3%)  |

**国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）**  
**【平成28年7月26日実施分】**

| 番号 | 要望項目                                    | 要望先府省 | 要望内容  | 国予算への反映状況等  |
|----|---|-------|---|---|
| 82 | 農林水産業基盤整備事業予算の確保について<br>【農林水産部】         | 農林水産省 | ○本県の産地力をアップし、農業所得の向上を図るためには、その礎となる営農基盤の整備が不可欠であるが、近年国からの配分額が県要望額を大きく下回り、農地整備や畑地かんがい、ため池等の整備に支障を来しているため、計画的な事業執行ができるよう所要の予算を確保すること。  | ○次のとおり予算措置された。<br><農業農村整備事業予算><br>・H28経済対策 2次補正予算 : 1,752 億円<br>・H29当初予算 : 3,320 億円<br>(対前年比107.6%)<br><農山漁村地域整備交付金><br>・H29当初予算 : 1,017 億円<br>(対前年比95.3%)  |
| 83 | 特殊士壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の期間延長について<br>【農林水産部】 | 農林水産省 | ○災害が発生しやすく農業生産力が低い地帯（特殊士壌地帯）のインフラの保全と農業生産力の向上を図るため、「特殊士壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」について、期限を5年間延長すること。  | ○特殊士壌地帯災害防除及び振興臨時措置法について、H29年1月招集の通常国会にて、議員立法により上程され、審議される予定。   |
| 84 | 米価の安定に向けた確実な需給調整の実施について<br>【農林水産部】      | 農林水産省 | ○米価下落の回復の兆しが見えない中、主食用米の作付面積が生産数量目標を下回る見込となっており、不作付地の増加が懸念される状況である。米価下落の最大の原因は需給のミスマッチによる在庫過剰であり、国の責任において、米価回復に向けた具体的な対策を講じること。<br>○米の需給調整は、国全体で一体的に取り組まなければ十分な効果が期待できないことから、平成30年産以降も国の責務として取り組み、確実な需給調整を行うこと。また、過剰作付県もある中、従来から需給調整に協力してきた県に不利益が生じないよう、公平性を担保した方法で行うこと。<br>○水田フル活用の推進に当たって、飼料用米等への作付転換の取組が、継続的かつ安定したものとなるよう、水田活用の直接支払交付金等による現行の支援水準を維持すること。 | ○米の需給調整等は、国全体で一体的に取り組まなければ十分な効果が期待できないことから、国の責務として、引き続き要望していく。<br>○次のとおり予算措置された。<br><水田活用の直接支払交付金><br>H29当初予算 : 3,150億円<br>(対前年比102.3%)   |
| 85 | 「産地パワーアップ事業」の予算枠確保について<br>【農林水産部】       | 農林水産省 | ○生産資材、農業機械リースなどの要望に加え、共同利用施設等整備の要望など、産地パワーアップ事業の県内要望額が増加していることから、要望に対応できる十分な予算枠を確保すること。   | ○次のとおり国予算が措置された。<br><産地パワーアップ事業><br>・H27補正予算 : 505億円<br>・H28補正予算 : 570億円<br>(対前年比113%)<br>○本県への配分状況<br><基金事業（生産支援事業）予算><br>・H27補正予算 : 199百万円<br>・H28補正予算 : 311百万円<br>(対前年比156%)<br><整備事業予算><br>・H28補正予算 : 287百万円<br>(JAいなば232百万円、JA中央55百万円)<br>○産地からの要望に対して予算が不足しているため、今後も引き続き予算の確保を要望していく。 |
| 86 | ネギ黒腐菌核病対策の支援について<br>【農林水産部】             | 農林水産省 | ○難防除病害のネギ黒腐菌核病の発生が県西部の主産地で急激に拡大しており、本病の防除対策は全国の主要産地でも重要な課題となっているため、新たな防除を確立するとともに防除対策に対する支援措置を講じること。  | ○効果的な防除体系の構築、新たな防除技術の開発等に取り組むため、農研機構中央農業農研センターがH29年度「農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業」の活用を検討中。<br>○本県にも上記事業への参画の要請が有り、参画の方向で検討中。  |
| 87 | 魚介類における農業残留基準の早急な設定について<br>【農林水産部】      | 農林水産省 | ○ポジティブリスト制度導入に伴う農業の残留農業基準の見直しにあたり、特に魚介類に対する農業残留基準値に早急な対応が必要であり、水田はもとより畑地での使用頻度の高い農業についても積極的に農業残留基準値の設定を進めること。<br>○特に、シジミの産地である東郷池周辺において使用頻度が高い農業については、魚介類における農業残留基準値の設定を早急に進めること。   | ○特段の動きはないが、残留基準値の設定に向けた所要の手続きは進められている。引き続き国に要望していく。   |
| 88 | 鳥獣被害防止総合対策交付金の予算確保と拡充について<br>【農林水産部】    | 農林水産省 | ○鳥獣被害防止総合対策交付金を継続するとともに、十分な予算を確保すること。<br>○特に、シカの捕獲に有効な緊急捕獲活動支援事業について、捕獲頭数の増加に向けて十分な予算を確保するとともに、幼獣の捕獲活動経費の単価を成獣並みに引き上げること。   | ○次のとおり予算措置された。<br><鳥獣被害防止総合対策交付金><br>・H29当初予算:95億円<br>(対前年比100%)<br>○緊急捕獲活動については、H28補正で9億円が計上されたが、幼獣捕獲に係る単価引き上げは認められなかった。   |

**国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）**  
**【平成28年7月26日実施分】**

| 番号 | 要望項目                                  | 要望先府省        | 要望内容   | 国予算への反映状況等  |
|----|---------------------------------------|--------------|--|---|
| 89 | 指定生乳生産者団体制度の機能維持について【農林水産部】           | 農林水産省        | ○加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づく「指定生乳生産者団体制度」は、乳業者に対する生産者の価格交渉力を高め、集送乳の合理化や需給調整による生乳の安定供給に貢献していることから、引き続き制度の機能を維持すること。   | ○本制度は、指定生乳生産者団体以外への補給金の交付や生乳の部分委託を容認する仕組みに見直すこととなった。<br>○需給調整の実効性が担保されるよう次のことをルール化する予定<br>・年間の販売計画を立てる<br>・部分委託の場合当たりの利用を認めない<br>○今後、国が基本的スキームを設計した後、関係者の意見を聞き、十分な調整を経て法改正が行われる予定であることから、国の動向を注視し、必要に応じて国に働きかけていく。  |
| 90 | 「畜産クラスター事業」の地域に必要な予算確保について【農林水産部】     | 農林水産省        | ○畜産クラスター事業は、生産基盤を強化する上で有効な施策であり、本県においても規模拡大に向けた施設整備等の要望額の増加が予想されることから、農家が計画的に取り組めるよう、地域の要望に十分応えられる予算を長期的に確保すること。   | ○次のとおり予算措置された。<br>＜畜産クラスター事業＞<br>・H28年度補正：685億円<br>（対前年比113.3%）   |
| 91 | 森林整備関連予算の確保と地域活動への支援の充実・強化について【農林水産部】 | 農林水産省        | ○持続的な森林整備が可能となるよう、造林事業、ナラ枯れ被害対策事業、林道事業等に係る予算を十分に確保するとともに、配分にあたっては地方の実情に配慮すること。<br>○森林施業の集約化及び森林を適切に管理していくため、森林整備地域活動支援交付金の充実・強化を図るとともに、林地台帳の整備が円滑に進むよう支援措置を講じること。<br>・作業路網の維持・修繕に必要な支援を追加すること<br>・森林境界の明確化への支援を追加すること<br>・平成29年度以降も本交付金を存続させること<br>・林地台帳の整備・運用等に係る技術的な支援措置を講じること | ○造林事業関係では、次のとおり予算措置された。<br>＜造林事業＞<br>・H28補正予算：310億円<br>・H29当初予算：1,203億円<br>（対前年比100.0%）<br>・前年と比較し、予算額が伸びておらず、県の要望額が充足しないことが想定されるため、引き続き予算の確保を要望していく。<br>○ナラ枯れ被害対策関係では、次のとおり予算措置された。<br>＜森林・林業再生基盤づくり交付金＞<br>・H29当初予算：41億円<br>（対前年比99.5%）<br>・前年と比較し、予算額が伸びておらず、県の要望額が充足しないことが想定されるため、引き続き予算の確保を要望していく。<br>○林道事業関係では、次のとおり予算措置された。<br>＜農山漁村地域整備交付金＞<br>・H29当初予算：1,016億円<br>（対前年比95.3%）<br>＜地方創生道整備推進交付金＞<br>・H29当初予算：401億円<br>（対前年比96.4%）<br>・いずれも対前年と比較し、予算額が伸びておらず、県の要望額が充足しないことが想定されるため、引き続き予算の確保を要望していく。<br>○森林整備地域活動支援交付金<br>・作業路網の維持・修繕に必要な支援については、国予算に反映されていない。<br>・森林境界の明確化への支援の充実については、国予算に反映されている。<br>○林地台帳については、整備マニュアルがH28年10月に策定されている。 |
| 92 | 森林吸収源対策の推進について【農林水産部】                 | 農林水産省<br>総務省 | ○森林吸収源対策における地方の役割の重要性を踏まえ、<br>①「地球温暖化対策のための税」の森林分野への活用充実に向けた検討<br>②新たな税制（森林環境税（仮称））等の導入に向けた検討を早急に進めることにより、間伐等による森林の整備・保全の推進に必要な安定財源を確保し、地方に配分すること  | ○「地球温暖化対策のための税」の森林分野への活用充実については、反映されていない。<br>○新たな税制（森林環境税（仮称））については、H29年度与党税制改正大綱において、「地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、H30年度の税制改正において結論を得る」とされている。   |
| 93 | 造林公社に対する支援措置の拡充について【農林水産部】            | 農林水産省        | ○県が造林公社に行う利子補給や無利子貸付への支援に対する特別交付税措置について、継続及び拡充を行うこと。<br>○分収林の契約変更等を進める上で支障となっている土地所有者の相続に係る変更登記が円滑に進むよう、登記未了の解消に必要な経費に対する補助制度等を創設すること。   | ○特別交付税措置については継続される見込み。<br>○相続登記の国庫補助制度については、国予算に反映されていない。   |

**国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）**  
**【平成28年7月26日実施分】**

| 番号  | 要望項目  | 要望先府省                 | 要望内容   | 国予算への反映状況等   |
|-----|---|-----------------------|--|--|
| 94  | 複数年度にわたり使用可能な自由度の高い基金制度等の創設について<br>【農林水産部】            | 農林水産省                 | ○林業・木材産業の成長産業化を推進するため、森林整備加速化・林業再生基金制度の後継基金制度、若しくは基金制度に準じた自由度の高い補助制度を創設すること。   | ○基金制度に準じた自由度の高い補助制度の創設については、国予算に反映されていない。  |
| 95  | 境漁港・市場整備に係る予算確保について<br>【農林水産部】                        | 農林水産省                 | ○境漁港・市場の施設整備については、消費者ニーズに対応した高度衛生管理化及びT P P 関税撤廃に伴う輸出促進等に迅速に対応するものであり、早期完成が実現できるよう十分な予算確保をすること。  | ○次のとおり予算措置された。<br>＜水産基盤整備事業（公共）＞<br>・H29当初予算：700億円<br>（対前年比100%）<br>○今後本県への十分な予算確保できるよう、引き続き国に要望していく。  |
| 96  | 日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立について<br>【農林水産部】          | 農林水産省<br>外務省          | ○日韓両国政府の責任において積極的に両国間協議の進展を図り、竹島の領土問題の解決により、排他的経済水域の境界線の画定に全力を挙げることに。<br>○境界線が画定するまでの間、暫定水域内の漁業秩序及び資源管理の方策を早急に確立すること。併せて、漁場交代利用及び海底清掃について、民間での合意事項が履行されていない現状を踏まえ、国の責任において調整すること。<br>○暫定水域内では韓国漁船による漁具被害が多発しており、民間協議等で操業秩序の厳守を訴えているが一向に改善される状況にない。国は韓国政府に対し操業秩序や操業ルールを厳守させるよう要請すること。<br>○新協定締結後17年経過した現在もなお、暫定水域の設定による漁場喪失や韓国漁船の投棄漁具等による漁場荒廃により厳しい経営を強いられる漁業者に対し、「水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業」による漁船リース事業の優先採択をすること。 | ○漁船リース事業については、次のとおり予算措置された。<br>＜水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業＞<br>・H28補正予算：143億円<br>○全国的に需要が高く、本県への予算配分は十分とはいえないことから、引き続き国に要望していく。  |
| 97  | 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業の予算確保について<br>【農林水産部】                | 農林水産省                 | ○中核的漁業者への漁船導入を支援する「水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業」は、沿岸漁船だけでなく沖合・遠洋漁船も支援を受けられるため、全国的に多くの需要が見込まれていることから、全国的なニーズに十分に答えられるよう予算確保に努めること。  | ○次のとおり予算措置された。<br>＜水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業＞<br>・H28補正予算：143億円<br>○全国的に需要が高く、本県への予算配分は十分とはいえないことから、引き続き国に要望していく。   |
| 98  | 太平洋クロマグロの資源管理について<br>【農林水産部】                          | 農林水産省                 | ○太平洋クロマグロの資源管理については、下記の事項に配慮のうえ、科学的根拠に基づき適正な管理を実施すること。<br>①成魚や産卵期の管理にあたっては、漁業者が納得できる科学的根拠及び資源増大効果を示すこと。また、大中型まき網漁業に対する一部の批判的な意見に対しては、国が科学的根拠に基づき対処すること。<br>②大中型まき網業界がこれまで取り組んできた自主規制措置を尊重するとともに、全国で最も成魚の管理の影響を受ける境港地域の漁業実態を踏まえ、漁業者の意見を聞いた上で検討すること。<br>③本県境港で水揚げされるクロマグロは成魚が主体であり、流通業、観光業など多くの業界が関わっており、水産業のみならず地域経済全体への多大な影響に対して十分配慮すること。  | ○資源管理の検討に当たり、科学的根拠及び資源増大効果を国の内外に示すための国の調査研究予算も継続して措置されているところ。今後も国の動きを注視しつつ、要望活動を継続していく。  |
| 99  | G I 登録制度を活用した地域産品のブランド化推進及び農林水産物等の輸出促進について<br>【農林水産部】 | 農林水産省                 | ○日南トマトや大山ブロッコリーなど地域産品のブランド化推進に向け、G I 制度の実施にあたっては、速やかな登録や積極的な制度周知を図るとともに、産地などが実施する登録産品の情報発信等に際し必要な支援を行うこと。<br>○農林水産物等の輸出促進のため、産地が取り組む海外販売促進活動の支援を強化すること。  | ○次のとおり予算措置された。<br>＜地理的表示保護制度活用総合推進事業＞<br>・H29当初予算：2億円<br>（対前年比100%）<br>＜輸出に取り組む事業者向け対策事業＞<br>・H29当初予算：8億円<br>（対前年比100%）  |
| 100 | 直轄事業における地元企業への優先発注について<br>【県土整備部】                     | 国土交通省<br>農林水産省<br>防衛省 | ○将来における公共事業の担い手確保及び地域の災害対応や維持管理など安全・安心の確保のため、より一層、地元企業の受注機会の拡大及び県産品の優先使用に対して、次のとおり配慮を行うこと。<br>・建設工事における分離・分割発注を推進すること。<br>・本店所在地を県内に限定する工事等について、対象金額や対象工事、対象業種を拡大すること。<br>・建設工事における資材調達について、県産品を優先使用すること。<br>・建設工事における下請工事について、地元企業を優先すること。  | ○H27年度から試行開始された、受注実績の少ない地元企業の受注機会を確保する「チャレンジ型」の工事について、H28年度は対象工事が拡大された。<br>・総合評価落札方式における企業、技術者の評価方法の一つである工事成績について、地方自治体の工事成績の評価対象期間が拡大された。<br>○県としてはより一層、地元企業の受注拡大等に配慮されるよう引き続き要望していく。 |

**国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）**  
**【平成28年7月26日実施分】**

| 番号  | 要望項目                                       | 要望先府省        | 要望内容  | 国予算への反映状況等   |
|-----|--|--------------|---|--|
| 101 | 高速道路ネットワークの早期整備について<br>【県土整備部】             | 国土交通省<br>財務省 | <p>○高速道路ネットワークは、様々な分野の生産性の向上につながり、地方が持つ力を十分に発揮する「地方創生の道」として機能する。</p> <p>また熊本地震のような大規模災害が発生した場合は、道路の寸断により支援物資の輸送などに大きな支障が生じることから、リダンダンシーの確保の観点からも、山陰道、山陰近畿自動車道等の高速道路ネットワークのミッシングリンクの早期解消と、計画的な整備を促進すること。</p> <p>【高規格幹線道路】</p> <p>①山陰道（鳥取西道路）の平成29年度一体的供用<br/>                 ②山陰道（北条道路）の全線早期事業化及び交通安全対策の整備促進<br/>                 ③山陰近畿自動車道（山陰道～鳥取市福部町）の調査促進<br/>                 ④山陰近畿自動車道（岩美道路）の整備促進<br/>                 ⑤境港～米子市の道路のあり方検討の促進</p> <p>【地域高規格道路】</p> <p>①北条湯原道路（北条JCT）の新規事業化<br/>                 ②北条湯原道路（倉吉道路、倉吉関金道路）の整備促進<br/>                 ③江府三次道路（舞掛峠道路、江府道路）の整備促進</p> | <p>■道路整備事業予算の決定額</p> <p>○道路整備（国費・全国）<br/>                 H28当初：16,636億円<br/>                 H29要求：19,316億円<br/>                 （対前年比 1.16）<br/>                 H29当初：16,662億円<br/>                 （対前年比 1.00）</p> <p>・うち直轄事業<br/>                 H28当初：15,632億円<br/>                 H29要求：18,236億円<br/>                 （対前年比 1.17）<br/>                 H29当初：15,593億円<br/>                 （対前年比 1.00）</p> <p>・うち補助事業<br/>                 H28当初：753億円<br/>                 H29要求：873億円<br/>                 （対前年比 1.16）<br/>                 H29当初：862億円<br/>                 （対前年比 1.15）</p> <p>■全国ミッシングリンクの整備</p> <p>○H29年度予算の決定概要においては「全国ミッシングリンクの整備」としての整理が行われていないため、正確な予算額や対前年度伸率は把握できないが、「全国ミッシングリンクの整備」に相当すると想定される「道路ネットワークによる地域・拠点の連携確保」及び「効率的な物流ネットワークの強化」については、総額として対前年度伸率1.05倍となる6,222億円が計上されていることから、「全国ミッシングリンクの整備」の予算は今年度並みの水準を確保されることが予想される。</p> <p>今後の事業箇所配分において、当県へ重点配分されるよう、引き続き国に要望する。</p> <p>■地域高規格道路の整備</p> <p>○H29年度予算の決定概要において、対前年度伸率1.01倍となる501億円（国費・全国）が計上されている。</p> <p>今後の事業箇所配分において、当県へ重点配分されるよう、引き続き国に要望する。</p> |
| 102 | 米子自動車道、鳥取自動車道等の暫定2車線区間の4車線化について<br>【県土整備部】 | 国土交通省<br>財務省 | <p>○本来4車線であるべき高速道路が、県内は僅か1割程度しか整備されていないことから、重大事故の発生やそれに伴う通行止め頻度が高く、これらを解消し高速道路ネットワーク本来の定時性・安全性を確保するため、暫定2車線区間の4車線化を図ること。</p> <p>○また、付加車線の検証対象となった米子自動車道については、早期の工事着手を図るとともに、設置区間の選定にあたっては、地元関係者等の意見を十分に聴取し、設置後の効果検証方法など必要な情報の提供に努めること。</p> <p>①米子自動車道（蒜山IC～米子IC）の付加車線設置検証区間の早期工事着手と暫定2車線区間の4車線化<br/>                 ②鳥取自動車道において整備中の付加車線の早期供用と暫定2車線区間の4車線化<br/>                 ③山陰道（米子道路）における整備中の付加車線の早期供用</p>   | <p>○H29年度予算の決定概要においては、「4車線化、付加車線整備」等の整理が行われていないため、予算額や対前年度伸率は把握できない。</p> <p>今後の事業箇所配分において、当県へ重点配分されるよう、引き続き国に要望する。</p>   |

**国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）**  
**【平成28年7月26日実施分】**

| 番号  | 要望項目   | 要望先府省                   | 要望内容   | 国予算への反映状況等   |
|-----|--|-------------------------|--|--|
| 103 | 北東アジアゲートウェイ「境港」の重点整備について<br>【県土整備部】          | 国土交通省                   | ○山陰地方の国内海上輸送の効率化や大型客船の寄港増大等に対応するため、境港ふ頭再編改良事業〔竹内南地区貨客船ターミナル整備〕の重点実施により早期完成すること。<br>○年々、増加するクルーズ船の寄港に対応するため、中野地区など貨物ターミナルでの大型客船の受け入れに必要となる施設整備を積極的に図ること。  | ○港湾整備事業<br>〔H28年度2次補正〕<br>箇所付（境港）<br>7億円<br>〔H29年度当初〕<br>（国費・全国）<br>H28当初：2,317億円<br>H29当初：2,320億円<br>（対前年比 1.00）<br><br>※中野地区国際物流ターミナル大型クルーズ船係留施設整備は、H28年度2次補正による箇所付（境港7億円うち中野地区4億円）で完了予定。  |
| 104 | 「鳥取港」の機能強化について<br>【県土整備部】                    | 国土交通省                   | ○我が国の経済再生や国土強靱化を推進し日本海国土軸を形成するため、地域経済（原木輸出、PKS輸入）や賑わいづくりを支える鳥取港の機能強化を実施すること。<br>①船舶の安全な航路を確保し、利用者の安全性・利便性向上のため、港口部の堆砂対策を行うこと<br>②船舶の係留や停泊、荷役作業が安全に行えるよう、港内静穏度向上対策を行うこと。<br>③今後、老朽化した施設の更新費が増大することから、施設の長寿命化のための予算を確保すること。  | ○港湾整備事業（全国）<br>H28当初：2,317億円<br>H29当初：2,320億円<br>（対前年比 1.00）<br><br>○防災・安全交付金（国費・全国）<br>H28当初：11,002億円<br>H29当初：11,057億円<br>（対前年比 1.01）<br><br>※対前年とほぼ同程度の額が確保されている。今後の配分において、当県へ重点配分されるよう、引き続き国に要望する。   |
| 105 | 県民の安全安心を守る治水事業（直轄事業）の推進について<br>【県土整備部】       | 国土交通省<br>財務省            | ○昨年9月の関東・東北豪雨や熊本で発生した地震による土砂崩壊により、国民の尊い人命と貴重な財産が失われるなど、ますます水害・土砂災害等が頻発化・激甚化することへの懸念が高まっていることから、県民の命と暮らしを守るため、粘り強い構造の堤防整備や河川改修など防災・減災対策を推進する直轄事業を一層促進すること。<br>【河川事業】斐伊川（中海湖岸堤整備）<br>日野川（青木地区）<br>天神川（小鴨地区、米積地区）<br>千代川（徳吉地区）<br>【砂防事業】日野川流域（日光箇所外）<br>天神川流域（野添箇所外）<br>【海岸事業】皆生海岸（富益工区、境港工区、両三柳工区） | ○治水事業（国費：全国）<br>28当初：7,566億円<br>29当初：7,569億円<br>（対前年比：1.00）<br><br>○海岸事業<br>28当初：237億円<br>29当初：237億円<br>（対前年比：1.00）<br>※直轄・補助の振り分けは不明<br>※河川・砂防の振り分けは不明  |
| 106 | 斐伊川水系中海の護岸整備及び水質保全対策の推進について<br>【生活環境部、県土整備部】 | 国土交通省<br>財務省<br><br>環境省 | ○大橋川改修事業を進めるにあたっては、米子、境港両市民の安全・安心を確保するため、下流域の中海湖岸堤の整備の促進を図ることとし、短期箇所につき続き、短中期・中期整備箇所についても順次前倒して着手すること。<br>○従来からの浅場造成、植生帯の復元の規模拡大に加え、海藻回収による湖底環境の改善、窪地対策など、新たな対策も含め、具体的な水質浄化対策を河川管理者として積極的に推進すること。  | ○治水事業（国費：全国）<br>28当初：7,566億円<br>29当初：7,569億円<br>（対前年比：1.00）<br>※現時点で中海関係に配分される予算の具体的情報は不明<br>○次のとおり予算措置された。（現時点で中海関係に配分される予算の具体的情報は不明。）<br>＜都市水環境整備【国土交通省】＞<br>H29：247億円（H28：247億円）<br><br>○次のとおり予算措置された。（現時点で中海関係に配分される予算の具体的情報は不明。）<br>＜水質環境基準検討費【環境省】＞<br>H29：1.8億円（H28：1.8億円）<br>・水質・底質分析法の検討等 |

**国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）**  
**【平成28年7月26日実施分】**

| 番号  | 要望項目  | 要望先府省        | 要望内容  | 国予算への反映状況等  |
|-----|---|--------------|---|---|
| 107 | 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の重点的な配分について<br>【県土整備部】 | 国土交通省<br>財務省 | <p>【社会資本整備総合交付金】</p> <p>○各自治体で取り組む地方創生を確実に推進していくため、これを後押しする社会資本インフラ整備が必要不可欠である。そのために必要な財源を十分に総枠確保し、特に地方創生に直結する施策並びに財政力の弱い地方に十分かつ重点的に配分すること。</p> <p>【防災・安全交付金】</p> <p>○国土の強靱化を推進するため、住民の命と暮らしを守る事前防災・減災対策と暮らしの安全・安心を確保する安全対策等について、地域の実情に即して確実に取り組むことができるよう、必要な財源を確保するとともに、特に財政力の弱い地方に重点的に配分すること。</p>   | <p>■交付金事業予算の決定額</p> <p>○社会資本整備総合交付金（国費・全国）</p> <p>H28当初：8,983億円<br/>H29要求：10,549億円<br/>（対前年比 1.17）<br/>H29当初：8,940億円<br/>（対前年比 1.00）</p> <p>○防災・安全交付金（国費・全国）</p> <p>H28当初：11,002億円<br/>H29要求：12,927億円<br/>（対前年比 1.17）<br/>H29当初：11,057億円<br/>（対前年比 1.01）</p> <p>※両交付金とも、対前年とほぼ同程度の額が確保されている。今後の配分において、当県へ重点配分されるよう、引き続き国に要望する。</p>  |
| 108 | 河川、ダム等の老朽化対策に係る財政支援について<br>【県土整備部】          | 国土交通省<br>財務省 | <p>○河川管理施設（水門、排水機場、ダム等）の更新について、事業費の採択要件（現在は4億円以上）を1億円以上に引き下げること。</p>  | <p>○一部緩和させたが、要望する制度緩和まで反映されていないため、引き続き要望していく。</p>   |
| 109 | 想定最大規模降雨に対応する対策について<br>【県土整備部】              | 国土交通省<br>財務省 | <p>○国においては、水系ごとに「大規模氾濫時の減災対策協議会」を開催し、県及び沿川市町村等とともに減災対策を検討していくこととしているが、この協議会等を通じて、想定最大規模の降雨に対するソフト対策に関する技術的支援を行うとともに、洪水時にリスクの高い危険個所の整備を早急に実施すること。</p>  | <p>○防災・安全交付金（国費：全国）</p> <p>28当初：11,002億円<br/>29当初：11,057億円<br/>（対前年比：1.01）</p> <p>※現時点で想定最大規模降雨対策について配分される予算の具体的な情報は不明</p>  |
| 110 | 学校施設整備に係る財源確保及び耐震化の促進等について<br>【地域振興部、教育委員会】 | 文部科学省        | <p>○公立学校施設の老朽化対策、トイレ改修、空調設置・更新等、喫緊の課題に対応するため、新增築事業はもとより、改築事業、大規模改造事業等の各種事業について、十分な予算の確保、補助要件の緩和及び補助単価の引上げをすること。</p> <p>○学校設置者が整備計画どおりにすべての耐震化事業（天井等の非構造部材対策を含む）を実施することができるよう、十分な予算を確保するとともに、実情に沿った補助単価とするなど耐震化補助事業の充実・改善を図ること。</p> <p>○学校施設の避難場所としての機能を高めるため、防災機能強化のための補助制度を充実させるとともに、現在、屋外防災施設の整備のみが対象となっている高等学校について、対象工事の拡充を行うこと。</p> <p>○地方公共団体の負担を軽減するため、公立学校施設の耐震・防災対策に関する地方財政措置を継続すること。</p> | <p>○公立学校施設の老朽化対策を中心とした教育環境の改善等の推進</p> <p>H29 2,097億円（28補1,407億円含）<br/>H28 1,097億円（27補388億円含）</p> <p>・H28年度までに公立小中学校施設の耐震化は概ね完了（98%以上）。そのため、吊り天井の落下防止などの非構造部材の耐震化、トイレ、空調設備等の老朽化対策などを中心に学校施設整備を推進されるが、老朽化等に伴う改築事業、大規模改造事業等に対応するための財源が十分確保されていない。引き続き要望する。</p> <p>○高等学校における防災機能強化のための補助制度の充実、耐震・防災対策に係る地方財政措置の継続、耐震化事業に係る国庫補助率の嵩上げ措置の延長に関する具体的な動きはなし。引き続き要望する。</p> <p>○補助単価については、3%程度の改善はあったが、実情に沿った補助単価と言える水準には達していない。引き続き要望していく。</p> <p>○私立学校の校舎等の耐震改築（建替え）事業及び耐震補強事業等の防災機能強化のための整備について支援。</p> <p>H29 49億円（H28 45億円）</p> <p>・耐震改築制度についてH28年度が補助の最終年度であったが、H30年度まで2カ年延長する。</p> <p>なお、H28年度当初予算と同様に少額であり、補正予算が編成されるまで事業募集が行われないことが予想され、引き続き情報収集を行っていく。</p> |



**国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）**  
**【平成28年7月26日実施分】**

| 番号  | 要望項目                               | 要望先府省 | 要望内容  | 国予算への反映状況等   |
|-----|------------------------------------|-------|---|--|
| 111 | 小中学校の少人数学級の拡充について<br>【教育委員会】       | 文部科学省 | ○学力向上やいじめ問題等に迅速かつ的確に対応し、質の高い教育を実現させるため、少人数学級の拡充のための教職員定数の改善を行うこと。   | ○教職員定数の改善<br>少子化・統廃合等に伴う減少(▲4,150人)を除き、全国+868人<br>・基礎定数化による増<br>全国 + 473人<br>・加配定数の増加<br>全国 + 395人<br><基礎定数化の内訳(+473人)><br>①発達障がい等のある児童生徒への通級指導(+452人)<br>②外国人児童生徒等に対する日本語指導(+47人)<br>③初任者研修(+75人)<br>④指導方法工夫改善の一部(▲101人)<br>※①～③はH38年度までの10年間で順次基礎定数化。<br><加配定数の増加(+395人)><br>⑤専科指導の充実等(+175人)<br>⑥貧困による教育格差の解消(+50人)<br>⑦いじめ・不登校等への対応(+25人)<br>⑧学校統廃合、小規模校に係る支援(+75人)<br>⑨養護教諭・栄養教諭・学校事務職員の充実(+70人)<br>・給与関係では、人事院勧告に伴う給与改定(+136億円)が措置 |
| 112 | 専門性に基づく「チーム学校」体制の構築について<br>【教育委員会】 | 文部科学省 | ○学校現場における様々な課題に対して、「チーム学校」として柔軟に対応するため、心理的、福祉的、医療的な専門スタッフとして、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、看護師を新たに学校職員として位置づけ、標準法において定数配置化すること。<br>○総額裁量制について、更なる運用の柔軟化を進め、地方自治体が必要としている次の職種について、義務教育費国庫負担金の対象職員に加えること。<br>【特別支援学校：看護師、介助職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、司書】                            | ○具体的な動きなし。引き続き要望していく。  |
| 113 | 特別支援教育の充実について<br>【教育委員会】           | 文部科学省 | ○特別支援学校における、発達障がい教育拠点に配置する通級担当職員について、国による財政措置を行うこと。<br>○小・中学校における通級指導の対応に係る更なる加配措置を行うこと。<br>○特別な支援を要する児童生徒が、障がいによる困難さを克服し、学習を効果的に進めるためにICT機器等を整備する場合に、国による財政措置を行うこと。<br>○高等学校において、発達障がいのある生徒に対応するため、加配措置等の体制整備を充実させること。   | ○発達障がい等のある児童生徒への「通級による指導」のための教職員の安定的な配置等を図るため、加配定数の一部を基礎定数(標準法に基づき算定)へ移行することが示されたことで設置数が増えることが想定されるが、現時点では算出等の具体的な考え方ははっきりしていないため、本県の現設置数を下回ることのないよう注視していく。  |
| 114 | 貧困対策の充実について<br>【教育委員会】             | 文部科学省 | ○子どもたちが経済的な理由により大学等への進学をあきらめることがないように、給付型奨学金制度の創設、無利子奨学金の拡充、奨学金の減額返還制度や返還期限の猶予・免除制度の拡充等の対策を講じること。<br>○地域未来塾に係る国の補助対象経費の拡充及び平成27年度補正予算「地域未来塾に係る学習支援を促進するために必要なICT機器等の整備」の平成29年度以降の継続すること。<br>○高等教育機関が都市部に偏在する現状に鑑み、地方出身者の高等教育を受ける機会が拡充されるよう、教育費の低減化、地方大学の充実等の施策の充実を図ること。 | ○給付型奨学金制度の創設を含む大学等奨学金の充実<br>H29当初 955億円<br>H28当初 880億円<br>・給付型奨学金制度の創設<br>70億円(2,800人)<br>・無利子奨学金貸与人員<br>51万9千人(約4万4千人増)<br>○学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の推進<br>H29当初 29億円<br>H28当初 26億円<br>・スクールソーシャルワーカーの配置拡充<br>・地域未来塾による学習支援の充実<br>(3,100箇所→3,700箇所)  |

**国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）**  
**【平成28年7月26日実施分】**

| 番号  | 要望項目  | 要望先府省   | 要望内容   | 国予算への反映状況等  |
|-----|---|---|--|---|
| 115 | 小中学校の統廃合への財源措置について<br>【教育委員会】                   | 文部科学省   | ○スクールバスの購入や運行に係る経費への補助制度を拡充すること。   | ○具体的な動きなし。引き続き要望していく。   |
| 116 | 学校現場における教職員の多忙解消・負担感軽減に向けた取組の推進について<br>【教育委員会】  | 文部科学省   | ○学校教育をめぐるニーズ・課題が複雑化、多様化する中、学校現場における教職員の多忙解消及び負担感の軽減を図り、子どもたちと向き合う時間等を確保するため、以下の取組・支援を行うこと。<br>・市町村立学校の教職員の校務（教務・学籍・保健・業務報告・出退勤管理等）に関するシステム導入について財政支援を行うこと。<br>・国において教職員の勤務実態調査を実施する際には、都道府県においてもそのデータが活用できるよう、都道府県別データの提供を行うこと。  | ○具体的な動きなし。引き続き要望していく。   |
| 117 | 大山寺阿弥陀堂をはじめとする国指定文化財の保存修理に伴う財政支援について<br>【教育委員会】 | 文部科学省   | ○大山開山1300年祭のメイン事業の一つとして行う、重要文化財大山寺阿弥陀堂のこけら葺き屋根の葺き直しに対して財政支援を行うとともに、他の国指定文化財の保存修理についても必要な予算総額を確保すること。<br>○自然災害による破損等については早急に復旧できるよう柔軟に対応すること。   | ○国のH28年度2次補正予算で対応・観光立国に資する文化財等修理・整備【文部科学省】30億円  |
| 118 | 警察の人的基盤の整備について<br>【警察本部】                        | 国家公安委員会<br>総務省  | 下記対策を講じるための警察官を増員すること。<br>○特殊詐欺対策<br>被害防止対策、特殊詐欺グループを撲滅に追い込むための検挙体制を構築すること。<br>○国際テロ・対日有害活動・拉致被害者・インバウンド等対策<br>我が国を取り巻く国際情勢の変化に対応するための事態対処能力を強化するとともに、拉致被害者等が帰国した場合の支援体制を確立すること。<br>○人身安全関連事案（ストーカー・DV・児童虐待等）対策<br>迅速かつ的確な対応を可能とする体制を強化すること。<br>○サイバー空間の脅威への対処<br>高度化・複雑化するサイバー空間の脅威へ対処するための体制を強化すること。<br>○高速道路等における交通安全対策<br>自動車専用道路「山陰道」の延伸に伴い、高速道路等における交通安全対策に万全を期すこと。<br>○暴力団対策<br>六代目山口組と神戸山口組の対立抗争等の県内外の暴力団情勢を踏まえ、暴力団を壊滅に追い込むための体制を確立すること。<br>○原子力等災害対策<br>島根原子力発電所における原子力災害、自然災害対応に万全を期すこと。 | ○H29年度予算に886人の増員が盛り込まれた。<br>(内訳)<br>・人身安全関連事案対策の強化（504人）<br>・特殊詐欺対策の強化（163人）<br>・我が国を取り巻く国際情勢の変化に対応するための事態対処能力の強化（219人）<br><br>※本県については、地方警察官4人の増員が認められた。 |
| 119 | 周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について<br>【危機管理局】            | 環境省（原子力規制庁）<br>経済産業省  | 【再稼働について】<br>○再稼働の判断に当たっては、地方それぞれの事情に基づくプロセスにより、安全を第一義として、立地と同等に本県等周辺地域の意見を聞き慎重に判断するとともに、国や電力事業者の責任体制を明確にした上で、国が責任を持って再稼働の安全と必要性を住民に説明すること。  | ○再稼働に向けての国の対応については、明確な方針が示されていないため、引き続き要望していく。  |
|     |   |   | 【周辺地域の意見を反映する仕組みについて】<br>○原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備すること。その中で同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明らかにすること。  | ○特段の動きはなし。引き続き要望していく。   |
|     |   | 原子力規制委員会<br>環境省（原子力規制庁）   | 【新規制基準適合性審査について】<br>○島根原子力発電所2号機及びその特定重大事故等対処施設等の新規制基準の適合性審査については、最新の知見を反映し、失道断層の活断層評価をはじめ地震・津波対策及びフィルタ付ベントなどシビアアクシデント対策等を厳正に確認・審査を行うとともに、国が責任を持ってその結果について鳥取県、米子市及び境港市並びに地域住民に丁寧に分かりやすく説明すること。   | ○現在島根原子力発電所2号機に係る新規制基準の適合性確認審査が行われており、今後もその動向を注視しながら、引き続き要望していく。  |
|     | 原子力規制委員会<br>環境省（原子力規制庁）                         | ○中国電力に対し、県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、教育訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、自主かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任もって行うよう審査及び指導すること。 | ○中国電力株式会社への指導等については、明確な方針が示されていないため、引き続き要望していく。  |   |

国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【平成28年7月26日実施分】

| 番号  | 要望項目   | 要望先府省                                 | 要望内容  | 国予算への反映状況等   |
|-----|--|---------------------------------------|---|--|
|     |  | 原子力規制委員会<br>環境省（原子力規制庁）<br>経済産業省      | 【汚染水対策について】<br>○島根原子力発電所において、汚染水対策を適切に実施させること（汚染水が発生しないよう万全な安全対策、地下水の流入対策、万が一における流出対策）。また、国においてもその内容を精査し、丁寧かつ十分に説明するとともに、汚染水対策については法的にも担保するように措置すること。   | ○特段の動きはなし。引き続き要望していく。  |
|     |  | 原子力規制委員会<br>内閣府（原子力防災）<br>環境省（原子力規制庁） | 【原子力行政における情報の透明化等について】<br>○福島第一原発事故に関する徹底した情報公開、地震発生時等も含め原子力発電所の状況や放射性物質の影響等に関する緊密な情報共有など、国の原子力行政の基本として情報の透明化を徹底し、地方自治体との連携を深めること。  | ○特段の動きはなし。引き続き要望していく。  |
|     |  | 経済産業省                                 | 【中国電力の周辺地域における対応について】<br>○中国電力に対して、安全協定の立地自治体と同内容への迅速な見直し及び再稼働ならびに廃止措置に向けての一連の手続きに対し、立地自治体と同等に対応するよう指導を行うこと。<br>○中国電力に対し、県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、教育訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任もって行うよう指導すること。       | ○中国電力株式会社への指導等については、明確な方針が示されていないため、引き続き要望していく。  |
| 120 | 原子力発電所周辺地域における防災対策の強化について<br>【危機管理局、総務部、生活環境部、福祉保健 | 内閣府（原子力防災）<br>環境省（原子力規制庁）             | 【原子力防災対策の強化について】<br>○原子力発電所の安全確保は絶対的なものではなく、万が一の事故に対する防災対策の強化が重要であり、国及び電力事業者の責任で強化に取り組むこと。  | ○特に動きなし。引き続き要望していく。  |
|     |  | 内閣府（原子力防災）<br>環境省（原子力規制庁）             | ○緊急時防護措置準備区域（UPZ）における原子力防災体制を一層強化するため、原子力防災・安全対策の交付金について、必要な財源を十分確保するとともに、必要とする事業について、採択を行うこと。特に、平成28年度以降も原子力環境センター（県モニタリング本部）の機能強化が図られるよう、国において必要な財源を措置すること。   | ○原子力環境センター（県モニタリング本部）の整備（機能拡充）等に活用することとしており、着実な事業実施のため、引き続き予算確保に向けた要望を行う。<br>○H29予算は原子力発電施設等の立地県又は隣接県を対象に次のとおり措置された。（現時点で本県に配分される予算の具体的情報は不明。）<br>◇原子力発電施設等緊急時安全対策交付金事業【内閣府（原子力防災）】<br>104億円（122億円）<br>【主な事業内容】<br>UPZ30km内の原子力防災ネットワークシステムの維持管理や放射線測定器の更新・維持管理、県民への防災研修、避難先自治体向け計画説明会開催、広報資料作成、防災訓練等に係る支援など。<br>◇放射線監視等交付金事業【原子力規制委員会】<br>70億円（75億円）<br>【主な事業内容】<br>環境放射線監視に必要な施設・設備等の整備、空気放射線量測定及び環境試料の放射能測定、県民への情報提供等に係る支援など。 |
|     |  | 内閣府（原子力防災）                            | ○原子力災害時における屋内退避施設の確保のため、医療施設の放射線防護対策事業について、地域の実情に応じて柔軟に対応し、引き続き国において必要な財源を措置すること。   | ○具体的な動きなし。引き続き要望していく。  |
|     |  | 内閣府（原子力防災）<br>環境省（原子力規制庁）<br>経済産業省    | ○UPZの設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であっても立地自治体と同様の原子力防災対策が求められている。この経費については、本来は国の責任において財源措置が行われるべきであるが、適切な措置が実現しないため、県が独自に予算措置をしており、このことは地域住民にとっては不合理である。<br>本県の原子力防災対策を充実させるため原子力防災対策の財源を充実させることが急務であり、その対策に必要な人件費等の対策経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。 | ○具体的な動きなし。引き続き要望していく。  |
|     |  | 内閣府（原子力防災）<br>厚生労働省                   | ○県域を越える広域避難が必要になった場合に備え、輸送手段や避難先の確保等に係る調整の具体的な仕組みを構築すること。また、避難行動要支援者の避難に際し、移動手段及び必要な医療従事者、介護職員等の確保について、国が関与して方針を示し、体制を整備すること。また、広域福祉避難所で必要な資機材について国が広域的に確保すること。   | ○具体的な動きなし。引き続き要望していく。  |

**国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）**  
**【平成28年7月26日実施分】**

| 番号  | 要望項目   | 要望先府省                                 | 要望内容  | 国予算への反映状況等   |
|-----|--|---------------------------------------|---|--|
|     |  | 内閣府（原子力防災）<br>環境省（原子力規制庁）             | ○避難ルート等の検討や準備などには、気象情報の活用や放射性物質の拡散を予測する情報の活用が有用と考えられるため、国が責任を持って活用可能な拡散計算について、専門的、技術的及び財政的に支援を行うこと。   | ○具体的な動きなし。引き続き要望していく。  |
| 121 | 島根原子力発電所低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題について<br>【危機管理局】  | 原子力規制委員会                              | ○改善措置の実施状況、安全文化醸成活動について、厳正に確認するとともに、中国電力に対し、徹底した監督、指導を行うこと。さらにその結果を、分かりやすく公開するとともに、関係自治体に対してわかりやすく説明すること。   | ○具体的な動きなし。引き続き要望していく。  |
| 122 | 島根原子力発電所1号機の廃止措置について<br>【危機管理局】                    | 原子力規制委員会<br>環境省（原子力規制庁）               | 【廃止措置計画等の厳正な審査等について】<br>○廃止措置計画等の審査に当たっては、住民の安全確保の観点から厳正な審査、運用等を行うとともに、廃止措置計画の審査状況や審査結果について、鳥取県、米子市及び境港市並びに地域住民への分かりやすい説明を行うこと。<br>○廃止措置中の適切な使用済燃料及び新燃料の管理や譲渡し、廃止措置に伴い発生する系統除染に使用した薬液や解体等の作業に伴う放射性粉じん等について周辺環境への影響防止及び地震等の自然災害への対応の観点も含め、放射性廃棄物等の管理や処分が廃止措置の段階に応じ安全かつ適切に行われるよう、体制も含め厳格に審査すること。<br>○廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の処分に関する規制基準等のうち未整備のものについては、安全を第一として適切に整備すること。この際、国民の十分な理解を得るように丁寧に説明すること。           | ○現在、島根原子力発電所1号機に係る廃止措置計画の審査が行われており、今後もその動向を注視しながら、引き続き要望していく。<br>○現在、島根原子力発電所1号機に係る廃止措置計画の審査が行われており、今後もその動向を注視しながら、引き続き要望していく。 |
|     |  | 経済産業省                                 | 【中国電力に対する指導について】<br>○中国電力に対し、廃止措置計画の審査結果（審査状況及び審査により追加・変更した内容を含む。）について、地域住民、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧に説明を行うよう指導すること。<br>○中国電力に対し、廃止措置の各段階に係る一連の手続きに際し、その都度鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことはじめ、立地自治体と同等に対応するよう指導すること。<br>【使用済燃料等に対する取扱いについて】<br>○使用済燃料及び新燃料の搬出や譲渡しが確実に行われるよう、使用済燃料の再処理等、国が国民の理解を得ながら前面に立って体制の確立に取り組むこと。<br>○原子力発電施設の廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の処分については、発生者責任の原則を基本としつつ、国としても、処分が円滑に実現できるよう体制の確立に向け、取組を加速させること。 | ○中国電力株式会社への指導等については、明確な方針が示されていないため、引き続き要望していく。  |
|     |  |                                       |   | ○具体的な動きなし。引き続き要望していく。  |
|     |  |                                       |   | ○具体的な動きなし。引き続き要望していく。  |
| 123 | 原子力発電所周辺地域における防災対策の強化について<br>【危機管理局、福祉保健部、元気づくり総本】 | 内閣府（原子力防災）<br>環境省（原子力規制庁）             | 【被ばく医療体制の整備】<br>○乳幼児用の安定ヨウ素剤（備蓄可能なゼリー剤）の早急な製品化を促進するとともに、迅速確実に服用できるようにするため保育所、一時集結所、避難退域時検査会場など多くの箇所に備蓄する必要から、十分な数量の製造・供給体制を整備すること。<br>○UPZにおいて安定ヨウ素剤を備蓄又は事前配布する自治体への支援措置を確実に講ずること。  | ○本年度、ゼリー剤が製品化されたが、嚥下困難者等（3歳以上の幼児も含む）に必要とされる50mg規格がないため、その点について引き続き要望していく。  |
|     |  | 内閣府（原子力防災）<br>原子力規制委員会<br>環境省（原子力規制庁） | 【広域の放射性物質拡散に備えた体制整備等】<br>○ブルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA）を設けないこととなった検討の経緯やその根拠となった科学的な理由等を国が責任を持って住民に対し分かりやすく説明すること。<br>○UPZ外の住民が取るべき事前対策や防護措置について、国の責任において住民への普及啓発に努めること。   | ○具体的な動きなし。引き続き要望していく。  |
|     |  | 内閣府（原子力防災）<br>原子力規制委員会<br>環境省（原子力規制庁） | 【原子力防災対策の強化について】<br>○OILに基づく住民避難は、放射性物質の放出後に避難することから、その必要性和安全性について国が責任を持って住民・自治体に説明すること。<br>○避難退域時検査が迅速に行うことが出来るように他地域からの支援の具体化及び必要な資機材の整備について、支援すること。  | ○具体的な動きなし。引き続き要望していく。  |
|     |  | 内閣府（原子力防災）                            | ○県域を越える広域避難が必要になった場合に備え、輸送手段や避難先の確保等に係る調整の具体的な仕組みを構築すること。<br>○実測された緊急時モニタリングデータを表示できる案内版等の整備ができるよう、国において必要な財源を措置すること。また、そのデータを分かりやすく公表すること。   | ○具体的な動きなし。引き続き要望していく。  |

**国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）**  
**【平成28年7月26日実施分】**

| 番号  | 要望項目  | 要望先府省                                 | 要望内容  | 国予算への反映状況等   |
|-----|---|---------------------------------------|---|--|
|     |   | 内閣府（原子力防災）<br>原子力規制委員会<br>環境省（原子力規制庁） | <p><b>【原子力災害時の住民広報】</b></p> <p>○原子力災害時における住民への伝達手段として防災行政無線の個別受信機や防災ラジオ等の普及が必要であり、国交付金の柔軟な運用を図ること。また、原子力発電所のプラント情報、事態の緊急性、周辺への影響に関する見通し、住民への指示事項等についてわかりやすく説明することができるよう、住民向け広報のマニュアルを明示すること。</p>  | ○具体的な動きなし。引き続き要望していく。  |
| 124 | 大規模災害等への対応能力向上のための大型輸送ヘリコプターの早期配備について<br>【危機管理局、地域振興部】                | 防衛省                                   | <p>○大規模災害等への対応能力を高め、県民の安全を確保するため、航空自衛隊美保基地に配備することとされた大型輸送ヘリコプター（CH-47）及び部隊について、できる限り早期に配備すること。併せて、山林火災など大型輸送ヘリコプターの特性を活かすことのできる大規模災害への対応資機材を整備すること。</p> <p>○配備に当たっては、設計や工事の予算要求、事業実施などの節目節目に、丁寧かつ十分な説明を実施して、地元の理解を得ながら推進すること。</p>   | ○H29予算に、日本海側の沿岸地域等における大規模災害等への対処能力の向上を図るため、美保分屯地（仮称）に中部方面ヘリコプター隊第3飛行隊（仮称）の新設が盛り込まれた。大規模災害への対応資機材の整備の予算については、不明。体制が示されるなど一定の結果が見られているため、今後具体的な配備情報等の収集により国要望を検討する。        |
| 125 | 適切な避難行動を促す分かりやすい防災情報の提供と市町村防災行政無線の屋内への伝達手段の確保に対する支援の充実について<br>【危機管理局】 | 国土交通省（気象庁）<br>総務省                     | <p>○防災情報に接した住民が、情報の意味合いや危険性の軽重、とるべき行動の理解をより深め、住民自ら命を守る行動につなげていくための「分かりやすい防災情報」が全国一律に発出されるよう、次の見直しを行うこと。</p> <p>①気象情報などの各種の防災情報について、分かりやすい名称に改めたり、発表方法や発表の範囲を住民目線で見直す等、より住民の適切な避難行動を促すものとする。</p> <p>②防災情報について、より分かりやすい説明文を付して、住民向けに平時から広報や意識啓発を行うこと。</p> <p>○市町村防災行政無線の整備に係る現行の支援制度を次のとおり拡充すること。</p> <p>①基幹系のシステムと一体的に戸別受信機をデジタル化する場合について、戸別受信機の整備を促進するため、緊急防災・減災事業債の交付税措置率の上乗せなど財政支援を拡充すること。</p> <p>②基幹系のシステムのデジタル化に併せて地域振興波やFM割込放送などアナログ波を併用した屋内受信機を整備する場合について、経費全てを財政支援の対象とすること。</p> <p>③アナログ方式の戸別受信機の撤去後のデジタル方式の戸別受信機を基幹系のシステムと切り離して整備する際は、従来更新とみなされ特別交付税の対象外とされているが、デジタル方式の戸別受信機を整備する場合は、全て特別交付税の対象とすること。</p> | <p>○「避難準備情報」の名称を「避難準備・高齢者等避難開始」に名称変更等することとされた。</p> <p>○緊急防災・減災事業債は4年間延長され、避難所のWi-Fi環境の整備の追加など災害時の情報伝達手段の拡充が図られた。また特別交付税の制度も維持された一方で、要望の内容そのものは実現されていない。引き続き国に要望していく。</p> |
| 126 | 気象の観測・予測システムの強化について<br>【危機管理局】  | 国土交通省（気象庁）                            | <p>○近年多発する局地豪雨などによって全国各地において甚大な被害が発生しており、国民の生命、身体及び財産を守るため早期に避難勧告等を発令できるよう、気象の観測・予測システムの強化を図ること。</p> <p>① 局地豪雨や竜巻などによる突発的な自然災害を早期に、可能な限りエリアを特定して予測するとともに情報を提供するシステムを早期に開発し、集中豪雨観測・予測の強化を進めること。</p> <p>② 夜間・早朝に避難することを避けるため、明るいうちに避難準備情報の提供や避難勧告等の発令ができるよう、12～24時間先の降水予測（1時間毎の降水量と降水地域のメッシュ情報）の精度を高め、情報を提供するシステムを早期に整備すること。</p>  | <p>① 気象庁で局地豪雨の解析・予測研究が行われている。</p> <p>② については、台風・集中豪雨等の予測技術を向上させる次世代スーパーコンピュータ等の整備が行われる（3か年計画の2年目）が、本県要望内容が充足されるか、今後注視が必要。</p>  |

**国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）**  
**【平成28年8月25日実施分】**

| 番号 | 要望項目                                    | 要望先府省 | 要望内容   | 国予算への反映状況等  |
|----|---|-------|--|---|
| 1  | 経済対策における条件不利地域の情報通信基盤整備の推進について<br>【総務部】 | 総務省   | ○ このたびの未来への投資を実現する経済対策の趣旨に鑑み、経済対策で措置される情報通信基盤整備推進事業においては、未整備のまま取り残されている条件不利地域の実情を十分考慮していただき、民設民営方式でブロードバンド環境整備を行う市町村についても国庫補助の対象とすることにより、情報通信基盤の整備を更に推進すること。 | ○国の経済対策（H28年度2次補正）において、情報通信基盤整備推進事業2億円が盛り込まれたが、要件緩和は盛り込まれず。 |

**国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）**  
**【平成28年10月15日実施分】**

| 番号 | 要望項目                   | 要望先府省          | 要望内容   | 国予算への反映状況等  |
|----|------------------------|----------------|--|---|
| 1  | 拉致問題の完全解決について<br>【総務部】 | 内閣官房<br>(拉致問題) | ○核・ミサイルに対する国際社会の圧力をてこにしながら、制裁強化のみならず、対話の糸口を掴みとり、拉致問題の完全解決に向けて、毅然とした姿勢で北朝鮮との交渉をすすめ、松本京子さんをはじめとする拉致被害者全員の帰国を一刻も早く実現すること。 | ○北朝鮮はH26年7月に開始した拉致被害者の調査結果を報告しないまま、H28年2月13日に日本人拉致被害者の再調査の全面中止を表明した。また、H28年1月の核実験をはじめ、その後も弾道ミサイル等の発射を繰り返し実施。<br>○日本政府は、H28年11月30日の国連安保理の制裁強化決議案の採択を受け、対北朝鮮の日本独自制裁強化策を決定した(訪朝した朝鮮総連の幹部等の日本への再入国禁止対象者の拡大など)<br>○松本京子さんをはじめとする拉致被害者の一刻も早い帰国を願い、拉致問題の解決に向けて引き続き、要望していく。 |

# 国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【平成28年10月17日実施分】

| 番号 | 要望項目                     | 要望先府省          | 要望内容  | 国予算への反映状況等   |
|----|--------------------------|----------------|---|--|
| 1  | 松本京子さんの安否情報について<br>【総務部】 | 内閣官房<br>(拉致問題) | <p>○平成28年10月16日に、松本京子さんが平壤の病院に入院中であるという情報を韓国の拉致被害者家族会の代表が明らかにしたという報道があった。その真偽について確認するとともに、拉致被害者の一日も早い救出を行うこと。</p> <p>○鳥取県としては、松本さんのご体調の如何にかかわらず、いつでも最善の状態を受け入れができるよう取り組んでいきたい。その場合、政府としても格別のご支援をお願いしたい。</p> | <p>○北朝鮮はH26年7月に開始した拉致被害者の調査結果を報告しないまま、H28年2月13日に日本人拉致被害者の再調査の全面中止を表明した。また、H28年1月の核実験をはじめ、その後も弾道ミサイル等の発射を繰り返し実施。</p> <p>○日本政府は、H28年11月30日の国連安保理の制裁強化決議案の採択を受け、対北朝鮮の日本独自制裁強化策を決定した(訪朝した朝鮮総連の幹部等の日本への再入国禁止対象者の拡大など)</p> <p>○松本京子さんをはじめとする拉致被害者の一刻も早い帰国を願い、拉致問題の解決に向けて引き続き、要望していく。</p> |



# 国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【平成28年10月19,24,27日実施分】

| 番号 | 要望項目                                      | 要望先府省                | 要望内容  | 国予算への反映状況等  |
|----|---|----------------------|---|---|
| 1  | 地方創生の着実な推進について<br>【元気づくり総本部】              | 内閣府（地方創生）            | <p>○地方創生の実現に向けて、地域の実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくために、平成28年度地方財政計画にも計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を継続するとともに、十分な一般財源総額を確保すること。</p> <p>○「地方創生推進交付金」について、地方版総合戦略を踏まえた施策を展開していきけるよう、十分な規模を確保し、手続きを簡素化した上で継続するとともに、地方にとって効果のある事業に活用出来るよう交付要件を緩和すること。</p> <p>○平成28年度第二次補正予算に盛り込まれた「地方創生拠点整備交付金」について、地方が真に必要なとするハード整備に活用出来るよう交付要件の緩和と制度の弾力運用を行うこと。</p>  | <p>○まち・ひと・しごと創生事業費は、引き続き地方財政計画歳出に1兆円が確保された。</p> <p>○地方創生推進交付金は、引き続き1,000億円が措置されるとともに、制度運用に当たり交付上限額の引き上げ等一定の弾力化が図られることとなった。</p>  |
| 2  | 地方税財政の充実・強化について<br>【総務部】                  | 総務省                  | <p>○消費税率10%への引き上げの延期により、地方財政や社会保障財源に影響を与えることのないよう、国の責任において確実に地方の税財源の確保を行うこと。</p> <p>○今後、地方創生を本格的に展開し、実現していくためには、更なる人口減少対策や地域経済活性化等の施策の充実・強化が必要であること、また、社会保障関係費がさらに増嵩することなどを踏まえ、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、必要な地方交付税総額を確保すること。</p> <p>○地域経済活性化等の取組を地方が責任をもって実施することができるよう、歳出特別枠（地域経済・雇用対策費）を実質的に堅持し、「まち・ひと・しごと創生事業費」についても拡充すること。</p> <p>○景気回復局面においても都市部に比べ税収の伸びが期待できない地方部に配慮し、地方税源の偏在による財政力格差の是正を図るため、基準税率の引き上げにより留保財源を縮小するとともに、見合いの額の基準財政需要額への上積みを行うこと。</p> <p>○トップランナー方式について、税収が乏しい地方の自治体の財政運営に支障を来たすことのないよう、スケールメリットが働かない地方部に配慮すること。また、平成29年度以降導入が検討される図書館などの7業務についても、地方自治体や当該業務の所轄官庁の意見を十分に聞きつつ、導入の可能性について慎重な検討を行うこと。</p> <p>○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を見据え、地方がその実情に応じ、拠点となる公立スポーツ・文化施設の機能向上や建替等を図ることができるよう、特別な地方債の発行とその償還に対する交付税措置を行う新たな制度を創設すること。</p> <p>○大規模災害の発生に備え、地域の防災力を強化するための施設整備、災害に強いまちづくりのための事業等の地方単独事業に係る緊急防災・減災事業債を恒久化のうえ、補助事業に係る地方負担額も対象にするなど、地方の実情を踏まえ拡充すること。</p> <p>○車体課税の見直しの検討については、平成28年度与党税制改正大綱を踏まえ、消費税10%への引上げの延長にあわせて延期すること。なお、車体課税の見直しの議論をする場合には、地方財政に影響を及ぼすことのないよう具体的な代替財源の確保を前提とすること。</p> | <p>○地方の一般財源総額については、H28年度を0.4兆円上回る62.1兆円が確保された。また、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税総額は▲0.1兆円であった。（20.5兆円→20.4兆円）</p> <p>○まち・ひと・しごと創生事業費は、H29年度においても引き続き1兆円が確保された。</p> <p>○歳出特別枠は、縮小（▲2,500億円）されたが、公共施設等の適正管理や一億総活躍社会の実現といった喫緊の課題に係る歳出に振り替える（2,500億円）ことにより、実質的に前年度水準（4,450億円）が確保された。</p> <p>○車体課税の見直しの検討については、H29年度税制改正において、消費税率10%引上げまで延期することとし、H31年度税制改正時まで結論を得ることとされた。</p> <p>○H29年度税制改正大綱に「安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮する」ことが明記された。</p> |
| 3  | 情報通信基盤の整備に係る支援措置の要件緩和及び予算の確保について<br>【総務部】 | 総務省                  | <p>○地方において人口減少や高齢化が急速に進む中、地域住民が等しく情報通信技術がもたらす利便性を享受し、情報格差が生じることがないようにすることが地方創生のため必要不可欠であり、光化などのブロードバンドやケーブルテレビの高度化やWi-Fi環境などの地域のICT基盤整備について、既存設備の更新、役務提供型で整備をする場合の初期経費を補助対象とするなどの要件緩和を進めるとともに、これらを推進する予算の確保を図ること。</p>   | <p>○H29年度当初予算に公衆無線LAN環境整備支援事業31.9億円（H28年度15.2億円の内数）、4K・8K時代に対応したケーブルテレビ光化促進事業8.8億円（新規）が盛り込まれた。</p>  |
| 4  | 周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について<br>【危機管理局】      | 環境省（原子力規制庁）<br>経済産業省 | <p>【再稼働について】</p> <p>○再稼働の判断に当たっては、地方それぞれの事情に基づくプロセスにより、安全を第一義として、立地と同等に本県等周辺地域の意見を聞き慎重に判断するとともに、国や電力事業者の責任体制を明確にした上で、国が責任を持って再稼働の安全と必要性を住民に説明すること。</p>  | <p>○再稼働に向けての国の対応については、明確な方針が示されていないため、引き続き要望していく。</p>   |

国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【平成28年10月19,24,27日実施分】

| 番号 | 要望項目   | 要望先府省  | 要望内容  | 国予算への反映状況等   |
|----|--|--|---|--|
|    |  |  | <p>【周辺地域の意見を反映する仕組みについて】</p> <p>○原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備すること。その中で同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明らかにすること。</p>  | ○特段の動きはなし。引き続き要望していく。  |
|    |  | 原子力規制委員会<br>環境省（原子力規制庁）                        | <p>【新規制基準適合性審査等について】</p> <p>○島根原子力発電所2号機及びその特定重大事故等対処施設等の新規制基準の適合性審査については、最新の知見を反映し、基準地震動策定に当たったの宍道断層の活断層評価をはじめ地震・津波対策及びフィルタ付ベントなどシビアアクシデント対策等を厳正に確認・審査を行うとともに、国が責任を持ってその結果について鳥取県、米子市及び境港市並びに地域住民に丁寧に分かりやすく説明すること。</p> | ○現在島根原子力発電所2号機に係る新規制基準の適合性確認審査が行われており、今後もその動向を注視しながら、引き続き要望していく。   |
|    |  | 原子力規制委員会<br>環境省（原子力規制庁）<br>経済産業省               | ○中国電力に対し、県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、教育訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任もって行うよう審査及び指導すること。  | ○中国電力株式会社への指導等については、明確な方針が示されていないため、引き続き要望していく。  |
|    |  | 原子力規制委員会<br>環境省（原子力規制庁）<br>経済産業省               | <p>【汚染水対策について】</p> <p>○島根原子力発電所において、汚染水対策を適切に実施させること（汚染水が発生しないよう万全な安全対策、地下水の流入対策、万が一における流出対策）。また、国においてもその内容を精査し、丁寧かつ十分に説明するとともに、汚染水対策については法的にも担保するように措置すること。</p>  | ○特段の動きはなし。引き続き要望していく。  |
|    |  | 原子力規制委員会<br>内閣府（原子力防災）<br>環境省（原子力規制庁）<br>経済産業省 | <p>【原子力行政における情報の透明化等について】</p> <p>○福島第一原発事故に関する徹底した情報公開、地震発生時等も含め原子力発電所の状況や放射性物質の影響等に関する緊密な情報共有など、国の原子力行政の基本として情報の透明化を徹底し、地方自治体との連携を深めること。</p>   | ○特段の動きはなし。引き続き要望していく。  |
|    |  | 経済産業省  | <p>【中国電力の周辺地域における対応について】</p> <p>○中国電力に対して、安全協定の立地自治体と同内容への迅速な見直し並びに再稼働の一連の手続き及び廃止措置の各段階に係る一連の手続きに際し、立地自治体と同等に対応するよう指導を行うこと。</p>   | ○中国電力株式会社への指導等については、明確な方針が示されていないため、引き続き要望していく。  |
| 5  | 原子力発電所周辺地域における防災対策の強化について<br>【危機管理局、総務部、生活環境部、福祉保健部】 | 内閣府（原子力防災）<br>環境省（原子力規制庁）                      | <p>【原子力防災対策の強化について】</p> <p>○原子力発電所の安全確保は絶対的なものではなく、万が一の事故に対する防災対策の強化が重要であり、国及び電力事業者の責任で強化に取り組むこと。</p>   | ○特段の動きはなし。引き続き要望していく。  |
|    |  | 内閣府（原子力防災）<br>環境省（原子力規制庁）                      | ○緊急時防護措置準備区域（UPZ）における原子力防災体制を一層強化するため、原子力防災・安全対策の交付金について、必要な財源を十分確保するとともに、必要とする事業について採択を行うこと。特に、平成28年度以降も原子力環境センター（県モニタリング本部）の機能強化が図られるよう、国において必要な財源を措置すること。  | <p>○原子力環境センター（県モニタリング本部）の整備（機能拡充）等に活用することとしており、着実な事業実施のため、引き続き予算確保に向けた要望を行う。</p> <p>○H29予算は原子力発電施設等の立地県又は隣接県を対象に次のとおり措置された。（現時点で本県に配分される予算の具体的情報は不明。）</p> <p>◇原子力発電施設等緊急時安全対策交付金事業【内閣府（原子力防災）】<br/>104億円（122億円）<br/>【主な事業内容】<br/>UPZ30km内の原子力防災ネットワークシステムの維持管理や放射線測定器の更新・維持管理、県民への防災研修、避難先自治体向け計画説明会開催、広報資料作成、防災訓練に係る支援など。</p> <p>◇放射線監視等交付金事業【原子力規制委員会】<br/>70億円（75億円）<br/>【主な事業内容】<br/>環境放射線監視に必要な施設・設備等の整備、空気放射線量測定及び環境試料の放射能測定、県民への情報提供等に係る支援など。</p> |
|    |  | 内閣府（原子力防災）                                     | ○原子力災害時における屋内退避施設の確保のため、医療施設の放射線防護対策事業について、地域の実情に応じて柔軟に対応し、引き続き国において必要な財源を措置すること。   | ○具体的な動きなし。引き続き要望していく。  |

# 国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【平成28年10月19,24,27日実施分】

| 番号 | 要望項目  | 要望先府省                              | 要望内容   | 国予算への反映状況等   |
|----|---|------------------------------------|--|--|
|    |   | 内閣府（原子力防災）                         | <p>○UPZの設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であっても立地自治体と同様の原子力防災対策が求められている。この経費については、本来は国の責任において財源措置が行われるべきであるが、適切な措置が実現しないため、県が独自に予算措置をしており、このことは地域住民にとっては不合理である。</p> <p>本県の原子力防災対策を充実させるため原子力防災対策の財源を充実させることが急務であり、その対策に必要な人件費等の対策経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。</p>   | ○具体的な動きなし。引き続き要望していく。  |
|    |   | 内閣府（原子力防災）                         | <p>○安定ヨウ素剤（ゼリー剤）については、新生児用（16.3mg規格）と3歳未満児用（32.5mg規格）が開発されたところである。3歳以上の未就学の幼児は、丸剤（50mg規格）が基本とされているが、丸剤の服用が困難な者が多く、緊急時に保育所等で判断や確認に困難が想定されるため、3歳以上の未就学児に対しては、ゼリー剤の服用を基本とすること。</p> <p>3歳以上の未就学児、障がいや高齢等により嚥下機能が低下している者がゼリー剤を服用する際に、50mg規格がなく、2種のゼリー剤を組み合わせても50mgとならないため、50mg規格を製品化するよう製薬メーカーに働きかけること。</p>       | ○本年度、ゼリー剤が製品化されたが、嚥下困難者等（3歳以上の幼児も含む）に必要とされる50mg規格がないため、その点について引き続き要望していく。  |
|    |   | 内閣府（原子力防災）<br>厚生労働省<br>環境省（原子力規制庁） | <p>○県域を越える広域避難が必要になった場合に備え、輸送手段や避難先の確保等に係る調整の具体的な仕組みを前面に立って調整・支援すること。また、避難行動要支援者の避難に際し、移動手段及び必要な医療従事者、介護職員等の確保について、国が関与して方針を示し、体制を整備すること。また、広域福祉避難所で必要な資機材について国が広域的に確保すること。</p>  | ○具体的な動きなし。引き続き要望していく。  |
|    |   | 内閣府（原子力防災）<br>環境省（原子力規制庁）          | <p>○避難ルート等の検討や準備などには、気象情報の活用や放射性物質の拡散を予測する情報の活用が有用と考えられるため、国が責任を持って活用可能な拡散計算について、専門的、技術的及び財政的に支援を行うこと。</p>   | ○国の原子力関係閣僚会議（H28.3.11）で、自治体の責任で拡散計算を活用することは妨げないとされたが、非常に高い専門性が必要であること及び複数の県にまたがるものであることから、個々の自治体の裁量に任せるのではなく国が主導し責任を持って、自治体と一体となった防護対策を行う必要があるため、引き続き要望していく。 |
| 6  | 島根原子力発電所低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題について<br>【危機管理局】 | 原子力規制委員会<br>環境省（原子力規制庁）            | <p>○改善措置の実施状況、安全文化醸成活動について、厳正に確認するとともに、中国電力に対し、徹底した監督、指導を行うこと。さらにその結果を、分かりやすく公開するとともに、関係自治体に対してわかりやすく説明すること。</p>   | ○具体的な動きなし。引き続き要望していく。  |
| 7  | 島根原子力発電所1号機の廃止措置について<br>【危機管理局】                   | 原子力規制委員会<br>環境省（原子力規制庁）            | <p>【廃止措置計画等の厳正な審査等について】</p> <p>○廃止措置計画等の審査に当たっては、住民の安全確保の観点から厳正な審査、運用等を行うとともに、廃止措置計画の審査状況や審査結果について、本県、米子市及び境港市並びに地域住民への分かりやすい説明を行うこと。</p> <p>○廃止措置中の適切な使用済燃料及び新燃料の管理や譲渡し、廃止措置に伴い発生する系統除染に使用した薬液や解体等の作業に伴う放射性粉じん等について周辺環境への影響防止及び地震等の自然災害への対応の観点も含め、放射性廃棄物等の管理や処分が廃止措置の段階に応じ安全かつ適切に行われるよう、体制も含め厳格に審査すること。</p> | ○現在、島根原子力発電所1号機に係る廃止措置計画の審査が行われており、今後もその動向を注視しながら、引き続き要望していく。  |
|    |   | 原子力規制委員会<br>環境省（原子力規制庁）            | <p>○廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の処分に関する規制基準等のうち未整備のものについては、安全を第一として適切に整備すること。この際、国民の十分な理解を得るように丁寧に説明すること。</p>   | ○具体的な動きなし。引き続き要望していく。  |
|    |   | 経済産業省                              | <p>【中国電力に対する指導について】</p> <p>○中国電力に対し、廃止措置計画の審査結果（審査状況及び審査により追加・変更した内容を含む。）について、地域住民、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うよう指導すること。</p>   | ○中国電力株式会社への指導等については、明確な方針が示されていないため、引き続き要望していく。  |
|    |   | 経済産業省                              | <p>【使用済燃料等に対する取扱いについて】</p> <p>○使用済燃料及び新燃料の搬出や譲渡しが確実にされるよう、使用済燃料の再処理等、国が国民の理解を得ながら前面に立って体制の確立に取り組むこと。</p>   | ○具体的な動きなし。引き続き要望していく。  |
|    |   | 経済産業省                              | <p>○原子力発電施設の廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の処分については、発生者責任の原則を基本としつつ、国としても、処分が円滑に実現できるよう体制の確立に向け、取組を加速させること。</p>  | ○具体的な動きなし。引き続き要望していく。  |

# 国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【平成28年10月19,24,27日実施分】

| 番号 | 要望項目                               | 要望先府省      | 要望内容  | 国予算への反映状況等   |
|----|------------------------------------|------------|---|--|
| 8  | 原子力施設の安全対策について<br>【危機管理局】          | 内閣府（原子力防災） | ○本県では、平成11年の東海村JCO臨界事故以降、原子力災害対策特別措置法に基づき国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センターに係る原子力防災対策に取り組んでいる。福島第一原発事故を受け、現在原子力規制委員会において核燃料施設等に係る原子力災害対策のあり方について検討が行われているが、周辺地域の安全を第一とし、地元への説明も丁寧に行うこと。   | ○具体的な動きなし。引き続き要望していく。  |
| 9  | 日本海国土軸を形成する高速鉄道網の整備について<br>【地域振興部】 | 国土交通省      | ○日本海国土軸の形成やリダンダンシー確保の観点から、新幹線の空白地帯である山陰地域における山陰新幹線の整備に向けて、全国新幹線鉄道整備法の基本計画路線に止まっている山陰新幹線の整備計画路線への格上げを図ること。<br>○また、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、国内外から観光誘客を積極的に行うためには、公共交通の高速化が重要であることから、JRを含む在来線の高速化に向けた国の助成制度の創設等を行うこと。  | ○幹線鉄道ネットワーク等のあり方に関する調査が予算措置された。<br>今後の幹線鉄道ネットワーク等のあり方を検討するため、我が国の幹線鉄道ネットワークの現況や、幹線鉄道等の効率的な整備手法等について調査を行う。<br>⇒当該調査を通じ、本県の鉄道高速化に向けた整備方針を国として明確に示すよう働きかけていく。   |
| 10 | 地方航空路線の維持・拡充について<br>【地域振興部】        | 国土交通省      | ○地方における交流人口の拡大や物流の拡充などにより地方経済を発展させるためには、ハブ空港である羽田との路線強化が不可欠であることから、次のとおり積極的な施策を講じること<br>①平成28年冬ダイヤから1便減便となり6便となった米子-東京線を7便に増便するため、羽田空港の国内線発着枠を1枠増枠し、利用者の利便性向上を図ること<br>②鳥取-東京線の航空需要の安定かつ持続性のある伸展を図るため、羽田発着の政策コンテスト枠を平成30年度以降も継続して割り当てること<br>③東京線の航空運賃について、岡山や広島など山陽側と比べ割引率が低く、均衡ある地域間競争の確保と観光客増による地域経済発展のため、航空会社に対し航空運賃の引き下げを働きかけること | ○具体的な動きなし。引き続き要望していく。  |
| 11 | 国際航空路線の拡充に伴う受入環境整備について<br>【地域振興部】  | 国土交通省      | ○国が目指す2020年の訪日観光客4,000万人達成に向けて、来県する外国人観光客が近年急増している東アジアなどからの誘客対策を強化するため、次のとおり積極的な施策を講じること<br>①国が平成29年度から拡充を予定している国管理空港・共用空港における国際線の着陸料支援について、米子-香港線、米子-ソウル線が引き続き支援対象となるよう制度設計すること<br>②米子-香港線の路線開設に加え、今後も国際チャーター便や国内路線の拡充が見込まれることから、空港エプロンのスポットを安全かつ円滑に運用するため、エプロン機能を強化すること。<br>③民間事業者が空港施設を拡充する際の補助制度を創設すること                         | ○訪日客増に向けた地方空港の取組支援として、10億円（新規）予算措置された。<br>・国際定期便の新規就航等に際し着陸料を1/2に軽減するインバウンド割（通称）を継続。<br>⇒国に確認したところ、現時点で詳細は検討中とのことだが、地方空港への支援は必要との認識であり、引き続き国からの情報収集に努め、今年度の国の支援（香港便、ソウル便：着陸料1/2減免）を活用した便であっても、来年度も当該事業の対象とするよう国に働きかけていく。<br><br>・地方空港への国際線の就航を推進するため、訪日誘客に積極的な空港を「訪日誘客支援空港（仮称）」として認定し、次の支援を実施。<br>・認定された国管理空港の場合、新規就航や増便した国際線の着陸料が最長3年間、最大無料。<br>・認定された地方管理空港の場合、新規就航や増便した国際線の着陸料に対して最長3年間、1/3補助。<br>・認定された空港（国・地方）に対して、税関や出入国審査など出入国管理施設の整備や空港ビル会社等による待合スペースやボーディングブリッジなど空港受入環境の整備について1/3補助。<br>⇒ 国に「訪日誘客支援空港（仮称）」について確認したところ、認定要件や認定スケジュールなどの詳細については検討中とのこと。 |

**国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）**  
**【平成28年10月19,24,27日実施分】**

| 番号 | 要望項目  | 要望先府省 | 要望内容  | 国予算への反映状況等  |
|----|---|-------|---|---|
| 12 | 私立中学校に対する就学支援金制度の創設について<br>【地域振興部】              | 文部科学省 | ○義務教育段階にある私立中学校の生徒に対しても、公私間格差解消の観点から、私立高等学校と同様に、国において就学支援金の支給制度を創設すること。   | ○次の措置がH29年度予算に盛り込まれた。<br>・私立小中学校に通う児童生徒への授業料負担の軽減：12億円（新規）<br>年取400万円未満の世帯を対象として全学年に対し授業料負担の軽減（年額10万円）を行う。<br>なお、本県はH22年度より国の高等学校等就学支援金相当額を私立中学校に交付しており、本県の事業の財源の一部に国費を充当する予定。  |
| 13 | 東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた文化プログラムの推進について<br>【地域振興部】 | 文部科学省 | ○2020年東京オリンピック・パラリンピック大会に向けた文化プログラムについては、日本の芸術文化の魅力を世界に発信するとともに、日本各地において地域の特徴や参加者の多様な表現ができる多彩なプログラムが開催され、レガシーとして次世代へ継承していくなど、国を挙げて取り組むべきものであることから、国として強力に推進すること。<br>○芸術文化にはバリアはなく、個人等の感性、創造力、表現力などを基に創り上げるものであり、障がい者が作品を創造できる環境整備や機会の提供は、障がいの有無に関わらずその能力が認められ存分に発揮できる共生社会の実現に寄与するものである。こうした観点から、障がい者の芸術文化振興を文化プログラムに位置付けて、国が主体的に取り組むこと。また、国とともに地方が主体的に障がい者の芸術文化活動を推進していきけるよう国が地方に対する必要な財政措置を行うこと。 | ○次のとおり予算措置された。<br>〈文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業（文化庁）〉<br>・30億円（H28：28億円）<br>○障がい者の芸術文化振興については、本県で活用の見込みがない事業での予算措置はあったが、要望に対する具体的な動きはなし。引き続き要望していく。<br>※参考：計上された事業<br>・全国障がい者芸術・文化祭の開催県にコーディネーターを設置し、各地域で開催する障がい者の芸術文化祭と連携・連動した大会とする。<br>・H26年度から実施した障がい者の芸術活動の国のモデル事業の成果を全国展開する。 |
| 14 | 中小企業のロシア展開に対する支援の充実について<br>【商工労働部】              | 経済産業省 | ○中小企業のロシア展開を促進するため、日露双方の企業の架け橋となってビジネス情報提供及びマッチングを国としても支援できるように以下について要望する。<br>・経済産業省とロシア連邦経済発展省との間で合意した中堅・中小企業分野における協力のためのプラットフォームについて、具体的内容を早期に示すこと。<br>・プラットフォームの構築にあたっては、ロシア極東における支援体制の充実（例：JETRO事務所開設）、中小企業への初動支援の充実（例：案件化に必要な調査・検討費補助）等、国として中小企業がロシア展開しやすい環境を整備するとともに、経験値のある地方関係者（自治体、団体等）も巻き込んだ取組とすること。<br>○ロシアの日系自動車工場向けの部品も輸送している境港とウラジオストク港を就航する貨客船について、国としても経済界に対して利用促進をPRすること。         | ○ロシア版「輸出コンソーシアム」の制度ができ、個別企業の対露進出を支援する専門家による支援を受けることが可能となった。<br>○また、日露協力8分野の中に掲げられている「中小企業交流の拡大」を図るため、「中堅・中小企業協力発展のためのプラットフォーム」が立ち上がり、本県の取組と連携できる仕組みができた。<br>○JETROウラジオストク事務所の開設、JETRO鳥取事務所内へのロシア専門家の配置には至っていない。引き続き動向を注視する。   |

# 国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【平成28年10月20日実施分】

| 番号 | 要望項目   | 要望先府省 | 要望内容   | 国予算への反映状況等   |
|----|--|-------|--|--|
| 1  | 環太平洋経済連携協定（TPP）に対応した農林水産業の競争力強化について<br>【農林水産部】 | 農林水産省 | ○署名がなされたTPP協定について、国内農林水産業を中心として甚大な影響を及ぼすことが懸念され、本県関係者の不安感もかつてないほど高まっていることから、国においては野菜や果実等、より広範な品目を含めた国内農林水産業への影響を検証・公表し、国民に対して丁寧に説明すること。<br>○本年11月にも予定されているTPP関連政策の具体的とりまとめに際しては、地方や農林水産業者関係者の声を踏まえながら、地域の生産者から真に必要なとされる対策を位置づけること。<br>特に「未来への投資を実現する経済対策」に基づく平成28年度二次補正予算について、鳥取県では農林水産業の競争力強化に向け、畜産クラスター事業や産地パワーアップ事業など関連施策を早期かつ積極的に活用していることから、必要となる予算を本県に配分するほか、継続的な事業実施に支障をきたさないよう、今後とも十分な予算枠を確保すること。 | ○TPP対策として、H28年度補正予算で次のとおり昨年を上回る予算が確保された。<br>＜産地パワーアップ事業＞<br>H28補正予算：570億円<br>（対前年比112.9%）<br>＜畜産クラスター事業＞<br>H28補正予算：685億円<br>（対前年比112.3%）<br>○ただし、産地からの要望に対して予算が不足しているため、今後も引き続き予算の確保を要望していく。  |
| 2  | 特殊土地帯災害簿防除及び振興臨時措置法の期限延長について<br>【農林水産部】        | 農林水産省 | ○災害が発生しやすく農業生産力が低い地帯（特殊土地帯）のインフラの保全と農業生産力の向上を図るため、「特殊土地帯災害防除及び振興臨時措置法」について、期限を5年間延長すること。   | ○特殊土地帯災害防除及び振興臨時措置法について、H29年1月招集の通常国会にて、議員立法により上程され、審議される予定。   |
| 3  | 指定生乳生産者団体制度の機能発揮と強化について<br>【農林水産部】             | 農林水産省 | ○加工原料生産者補給金等暫定措置法に基づく「指定生乳生産者団体制度」は、乳業者に対する生産者の価格交渉力を高め、集送乳の合理化や需給調整による生乳の安定供給に貢献していることから、引き続き制度の機能が発揮されるよう強化を図ること。  | ○本制度は、指定生乳生産者団体以外への補給金の交付や生乳の部分委託を容認する仕組みに見直すこととなった。<br>○需給調整の実効性が担保されるよう次のことをルール化する予定<br>・年間の販売計画を立てる<br>・部分委託の場合当たりの利用を認めない<br>○今後、国が基本的スキームを設計した後、関係者の意見を聞き、十分な調整を経て法改正が行われる予定であることから、国の動向を注視し、必要に応じて国に働きかけていく。   |
| 4  | 農林水産業基盤整備事業予算の確保について<br>【農林水産部】                | 農林水産省 | ○産地力を強化し、農家所得の向上を図るためには、その礎となる営農基盤の整備が不可欠である。また、近年多発する大規模地震や集中豪雨等を受けて、農村地域の防災・減災対策への関心が高まっている。<br>○このため、本県でも農地整備や畑地かんがい、ため池等の整備要望が急増しているため、計画的な事業執行ができるよう、国の農業農村整備事業予算について増額を図ること。   | ○次のとおり予算措置された。<br>＜農業農村整備事業予算＞<br>・H28経済対策 2次補正予算<br>：1,752 億円<br>・H29当初予算<br>：3,320 億円<br>（対前年比107.6%）<br>＜農山漁村地域整備交付金＞<br>・H29当初予算<br>：1,017 億円<br>（対前年比95.3%）   |
| 5  | 造林公共をはじめとした林業関係予算の確保について<br>【農林水産部】            | 農林水産省 | ○森林・林業・木材産業施策を積極的に展開するため、造林公共予算をはじめとした林業関係予算を確保すること。<br>○特に、TPPの大筋合意を踏まえ、木材を低コストに提供できる体制整備のために集中的に支援を行うこと。<br>○また、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な対策を地域が主体となって計画的に進めるため、次世代林業基盤づくり交付金の予算を十分に確保するとともに、配分にあたっては林業の成長産業化をより一層推進する本県の実情に配慮すること。  | ○造林事業関係では、次のとおり予算措置された。<br>＜造林事業＞<br>・H28補正予算：310億円<br>・H29当初予算：1,203億円<br>（対前年比100.0%）<br>・前年と比較し、予算額が伸びておらず、県の要望額が充足しないことが想定されるため、引き続き予算の確保を要望していく。<br>○林道事業関係では、次のとおり予算措置された。<br>＜農山漁村地域整備交付金＞<br>・H29当初予算：1,016億円<br>（対前年比95.3%）<br>＜地方創生道整備推進交付金＞<br>・H29当初予算：401億円<br>（対前年比96.4%）<br>・いずれも対前年と比較し、予算額が伸びておらず、県の要望額が充足しないことが想定されるため、引き続き予算の確保を要望していく。 |

**国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）**  
**【平成28年10月20日実施分】**

| 番号 | 要望項目                   | 要望先府省 | 要望内容  | 国予算への反映状況等   |
|----|------------------------|-------|---|--|
|    |                        |       |   | <p>○TPP対策関係では、次のとおり予算措置された。</p> <p>&lt;合板製材生産性強化対策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H28補正予算：330億円</li> <li>・ほぼ要望通りの配分。</li> </ul> <p>○次のとおり予算措置された。</p> <p>&lt;次世代林業基盤づくり交付金&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H29当初予算：70億円</li> <li>(対前年比114%)</li> </ul>                  |
| 6  | 収入保険制度の早期実施について【農林水産部】 | 農林水産省 | <p>○ 現在検討されている収入保険制度は、農業経営全体の収入保険であり、農業者にとって非常に有効なセーフティーネットとなるので、早期に実施すること。</p> <p>○ 制度化に当たっては、対象者について青色申告5年未満の農業者でも加入を認めるよう十分に検討するとともに、農業共済制度など他の制度との整合性を十分に図り、農家が活用しやすい制度とすること。</p> | <p>○収入保険制度については、農業競争力強化プログラムに位置づけられ、次期国会に法案等が提出される予定。</p> <p>○次のとおり予算措置された。</p> <p>&lt;収入保険制度の導入・農業災害補償制度の見直しに向けた準備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H29当初予算：5億円</li> </ul> <p>○なお、収入保険制度は、農業者にとって非常に有効なセーフティーネットとなるので、制度化に当たっては、農業共済制度など他の制度との整合性を十分に図り、農家が活用しやすい制度とすることを引き続き要望していく。</p> |

国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【鳥取県中部地震関連：平成28年10月27日,11月11,14,24,28日,12月21,22日実施分】

| 番号 | 要望項目                                | 要望先府省                | 要望内容   | 国予算への反映状況等  |
|----|-------------------------------------|----------------------|--|---|
| 1  | 観光産業等への風評被害対策について【観光交流局】            | 首相官邸<br>国土交通省<br>観光庁 | <p>○10月21日に発生した鳥取県中部地震を受けて、鳥取県中部のホテル・旅館・飲食施設などにおいて、営業を再開した10月23日以降についても宿泊等のキャンセルが相次ぎ、さらに新規の予約が入りにくいなどの風評被害が発生し、観光産業に大きな打撃を与えている。</p> <p>○また、ほぼ被害の無かった東部、西部地区においても同様の風評被害が発生している。</p> <p>○鳥取県においても、「とっとりで待っとなります!!PRプロモーション」を展開するなど風評被害の払拭に努め、また、「鳥取県は安全である」ことを国内外に向けて情報発信しているが、国においても早急に「鳥取応援プログラム」を取りまとめ、復興支援を行っていただきたい。</p> <p>○支援に当たっては、実際の風評被害によるキャンセル数及び新規の宿泊予約減を勘案した規模にするともに、鳥取県全域を対象とした割引旅行プラン助成制度およびそのプロモーション経費への支援など地方のニーズに応じた使い勝手の良い支援制度としていただきたい。</p> | <p>○12月6日に観光庁から発表された「鳥取応援プログラム」に基づき、2万円以上のツアー料金に対して最大1万円を割引する「とっとりで待っとなりますキャンペーン」を実施中。</p> <p>○予算額：2億円（うち国費1億円）</p>   |
| 2  | 農業被害への支援について【農林水産部】                 | 農林水産省<br>総務省         | <p>○平成28年10月21日に発生した鳥取県中部地震により、鳥取県内最大の梨生産地域におけるJA選果場施設のほか、大山乳業協同組合の各種乳業施設が被災するなど、今後の梨集荷・選果及び乳製品など農業生産体制への悪影響が想定される。については、早期復旧に向け、JAや県・市町村等の財政負担を大幅に軽減するための支援を早急に行うこと。</p> <p>○収穫期を目前とした晩生梨の落下により県内産梨の風評被害が発生することがないよう、首都圏等におけるPR・キャンペーンを行うこととしていることから、フード・アクション・ニッポンにおける応援プログラムなど、国においても情報発信等支援を行うこと。</p>  | <p>○災害復旧事業費についてはH28年度第3次補正予算で対応。<br/>（熊本地震や鳥取中部地震、一連の台風被害等への対応）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害復旧等事業＜公共＞ 123億円<br/>（本県内での災害査定期間は12/19～28）</li> <li>・農林水産業共同利用施設災害復旧事業 16億円<br/>（本県内での災害査定期間は12/20～22）</li> </ul> <p>○共同利用施設の国の査定では、ほぼ要求どおりの査定結果であった。</p> <p>○落果梨の販売促進活動支援について、既存事業の活用が可能。<br/>（活用可能事業／農林水産省より助言）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「果樹農業好循環形成総合対策事業」<br/>（補助率1/2）</li> </ul> |
| 3  | 鳥取県中部地震で被災した個人農業用施設等復旧支援について【農林水産部】 | 農林水産省                | <p>○平成28年10月21日に発生した鳥取県中部地震により、県内最大の農業生産地域において畜舎や園芸作物出荷調整施設など個人農業用施設・機械が被災しており、今後の再生産体制構築への悪影響が見込まれる。</p> <p>○園芸作物出荷調整施設の復旧については「産地パワーアップ事業」で対応することとしているが、当該事業の対象とならない畜産関係施設等は既存国事業による対応が困難であることから、平成28年度第3次補正予算案に盛り込まれた「被災農業者向け経営体育成支援事業」適用のほか、「畜産クラスター事業」の要件緩和など、早期復旧を図るための財政的支援を行うこと。</p>   | <p>○「被災農業者向け経営体育成支援事業」の適用は困難。</p> <p>○単なる復旧ではなく、前向きな計画の検討などにより、H29年度当初予算の通常事業「経営体育成支援事業」において対応予定。</p> <p>○畜産クラスター事業の要件緩和は困難。</p>  |



国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【鳥取県中部地震関連：平成28年10月27日,11月11,14,24,28日,12月21,22日実施分】

| 番号 | 要望項目   | 要望先府省                           | 要望内容  | 国予算への反映状況等  |
|----|--|---------------------------------|---|---|
| 4  | 歴史的建造物等の修繕等に係る支援について【教育委員会】                      | 首相官邸<br>文部科学省                   | <p>○県民の誇りであり、本県の貴重な歴史的財産である倉吉白壁土蔵群や三徳山、大山寺の銅造観世音菩薩立像などが、鳥取県中部地震により甚大な被害を受けた。</p> <p>○震災直後から文化庁の調査官延9名による11日間をかけた現地調査が行われ、損壊した文化財の早期復旧に向けた技術的支援や災害復旧に係る国交付決定前着手を承認いただいたところであるが、引き続き財政的支援を行うこと。</p> <p>○県・市町村指定の文化財についても財政的支援を行うこと。</p> | <p>○国のH28年度予算で対応<br/>【財政的支援】</p> <p>○倉吉伝統的建造物群保存地区（倉吉市）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エリア内の特に被害の大きい建物18棟については、所有者との調整が終わり、12/1から順次、修理工事を実施。（事前工事着手について国承認済。現在、補助申請中）</li> <li>○国指定史跡「大山寺旧境内」（大山町）</li> <li>・大神山神社神門前の石垣崩落等について、崩落した石垣を撤去。（事前工事着手について国承認済。現在、補助申請中）</li> </ul> <p>【技術的支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国指定文化財について、被災直後から文化庁の調査官による延9名・11日間をかけた現地調査が行なわれ、早期復旧に向けた技術的支援を受けた。</li> <li>○県・市町村指定文化財については具体的な動きはなし。引き続き要望を行う。</li> </ul> <p>&lt;参考&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財建造物の保存修理等<br/>H29当初 116億円<br/>H28当初 106億円</li> </ul>   |
| 5  | 歴史的建造物ヘリテージマネージャー制度の構築について【教育委員会】                | 文部科学省                           | <p>○継続的な歴史的建造物ヘリテージマネージャーの養成や、平時からの組織化及び発災時における同ヘリテージマネージャーによる復旧支援活動の仕組みの構築について、財政支援を行うこと。</p> <p>○歴史的建造物の被災に伴う除却を防ぐため、国登録文化財の建造物についても、被災した建物の修理に係る工事費を国庫補助の対象とすること。</p>  | ○具体的な動きなし。引き続き要望を行う。  |
| 6  | 災害査定の円滑な執行と被災施設の復旧に係る財政支援について【農林水産部・県土整備部・教育委員会】 | 首相官邸<br>農林水産省<br>国土交通省<br>文部科学省 | <p>○県民生活の安全・安心を図るうえで早期に復旧工事が実施されることが必要であるが、復旧費を決定する災害査定が迅速かつ円滑に実施されるよう、引き続き、ご配慮をお願いしたい。</p> <p>○被災した公共土木施設（道路、河川）や農地・農林業用施設（ため池・林道）、学校施設（公立学校、給食センター）等について、県民の生活再建に直結する施設であることから、早期復旧に係る財政支援をお願いしたい。</p>                              | <p>【災害査定】</p> <p>【公共土木施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害査定は前倒し実施等により年内に終了。（道路・河川等、大部分について通常より10日早く12/12～16に実施済。港湾・公園は12/26～27に実施済）</li> <li>○机上査定の対象額を通常300万円未満から1,500万円未満まで引上げ。</li> <li>【農地・農林業用施設】</li> <li>○災害査定は12/19～28に実施済。</li> <li>○机上査定の対象額を通常200万円未満から1,000万円未満まで引上げ（農地・農林業用施設災害）</li> <li>【学校施設】</li> <li>○災害査定は1/16～27に実施予定。</li> <li>○文部科学省による災害復旧相談会及び被害箇所の視察（11/14～15）</li> <li>○文部科学省による事業計画書に係る事前ヒアを12/22に実施済。</li> </ul> <p>【財政支援】</p> <p>【公共土木施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共土木施設災害復旧事業費についてはH28年度第3次補正で対応</li> <li>公共土木施設災害復旧事業費944億円（うち本県分国庫負担額：11億5,330万円＋未査定額）</li> <li>【農地・農林業用施設】</li> <li>○災害復旧事業費についてはH28年度第3次補正予算で対応</li> <li>（熊本地震や鳥取中部地震、一連の台風被害等への対応）</li> <li>・災害復旧等事業&lt;公共&gt; 123億円</li> <li>【学校施設】</li> <li>○災害復旧事業費についてはH28年度第2次補正予算で対応</li> </ul> |

国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【鳥取県中部地震関連：平成28年10月27日,11月11,14,24,28日,12月21,22日実施分】

| 番号 | 要望項目  | 要望先府省                | 要望内容  | 国予算への反映状況等  |
|----|---|----------------------|---|---|
| 7  | 復旧・復興に係る財政支援について<br>【総務部】                       | 首相官邸<br>総務省<br>内閣府   | <p>○10月21日に鳥取県中部を震源に発生したマグニチュード6.6の地震により、県内の公共土木施設、農地・農林業用施設はもとより、農作物被害、文化観光施設等についても多くの被害が発生した。</p> <p>○本県においては、このような緊急事態を受け、地震被害に対する緊急対応や復旧・復興対策を速やかに講じなければならない。</p> <p>○これまで、初動からスピード感を持って、被災者への支援、公共・公用施設の復旧等を行ってきたところであるが、今後も観光産業等への風評被害対策や農業被害への支援など、引き続き総力を挙げて復旧・復興対策に取り組む必要がある。</p> <p>○については、この度の地震被害に係る緊急対応及び復旧・復興対策経費に対する県及び県内市町村への財政措置について、特別交付税措置、新たな財政支援措置など、格別の配慮をお願いしたい。</p>   | <p>○鳥取県中部地震による財政需要の特別交付税措置については、3月に交付される予定。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>〔1月上旬 要望額提出、<br/>総務省ヒアリング〕<br/>〔3月 特別交付税交付〕</p>  |
| 8  | 地方税財政の充実・強化について<br>【危機管理局・総務部】                  | 消防庁                  | <p>10月21日に発生した鳥取県中部地震により、地方自治体の庁舎、学校関係施設や多目的集客施設等の公共的施設などの施設が大きな被害を受けた。</p> <p>これらの施設の被災は、地方自治体の避難所運営等に重大な支障を生じ、県民の生活再建にも直結することから、次のとおり要望する。</p> <p>○鳥取県中部地震に対する緊急対応として緊急防災・減災事業債を活用した事業を予定しているところであり、円滑な事業実施について配慮をお願いしたい。</p> <p>○鳥取県中部地震等の教訓を踏まえ、災害対策拠点となる施設等の耐震化等の防災減災事業を着実に推進していくことができるよう、緊急防災・減災事業債について、平成29年度以降も制度を延長するとともに、補助事業に係る地方負担額も対象とすること、交付税措置率の引き上げなど、制度の拡充を図ること。</p> <p>○福祉避難所の確保、車中泊への対応、備蓄など防災対策の充実強化に必要な財政措置を行うこと。また、車中避難者を早期に把握するための方策について検討を行うこと。</p> | <p>○緊急防災・減災事業債が、H32年度まで継続され、H29年度は5,000億円計上。災害に強いまちづくりのための事業等が対象。</p>   |
| 9  | 迅速な応急危険度判定及び「り災証明書」の早期交付に向けた支援体制について<br>【生活環境部】 | 首相官邸<br>内閣府<br>国土交通省 | <p>○被災者の生活再建が迅速に進むよう、応急危険度判定士に係る相互協力体制のより円滑な運営に向けた支援を行うこと。</p> <p>○被災者生活再建に必要な「り災証明書」の迅速な交付に向けて、被災市町の交付業務にかかる相互協力体制が早期に確立されるよう支援を行うこと。</p>  | <p>○国土交通省と、全国被災建築物応急危険度判定協議会の中四国地区広域支援本部である広島県からの協力要請に基づき、中四国各県市町から応急危険度判定士の派遣が行われた。</p> <p>○総務省から近隣の中四国知事会等に働きかけがあり、被災市町からの要請に基づき、調査職員が円滑に行われ、概ね被災から1ヶ月で、り災証明書の発行につながった。</p> |
| 10 | 「り災証明書」の早期交付（二次調査分）に向けた支援体制について<br>【生活環境部】      | 総務省                  | <p>○被災者生活再建に必要な「り災証明書」の一次調査は、全国自治体職員のご協力を得てほぼ終了し、証明書の交付が始まりつつある。</p> <p>今後、二次調査の申請が多数見込まれることから、引き続き被災市町の交付業務にかかる相互協力体制が確立されるよう支援を行いたい。</p>  | <p>○総務省から近隣の中四国知事会等に働きかけを受けて、県として中国知事会等に対して、第2次調査員の派遣を要請している。</p>   |

## 国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【鳥取県中部地震関連：平成28年10月27日,11月11,14,24,28日,12月21,22日実施分】

| 番号 | 要望項目   | 要望先府省       | 要望内容  | 国予算への反映状況等  |
|----|--|-------------|---|---|
| 11 | 被災者生活再建支援制度等に係る柔軟な対応について<br>【生活環境部】          | 首相官邸<br>内閣府 | ○今回の地震においては、屋根の損壊、ガラスの破損等多くの住家被害が発生し、加えて蔵・納屋等の附属建物にも多くの被害が見られている。<br>については被災者の生活再建が迅速に進むよう、既存の被災者生活再建支援制度が適用されない被害に対しても、災害救助法等に基づく支援の拡充等により、幅広く生活支援を行うこと。   | ○次のとおり予算措置された。（現時点で拡充に関する予算の具体的情報は不明。）<br><災害復旧・復興【内閣府】><br>H29：28.38億円（H28：11.67億円）  |
| 12 | 激甚災害の指定及び被災者生活再建支援制度等に係る柔軟な対応について<br>【生活環境部】 | 内閣府         | ○全壊が多数発生するなど今回の地震による被害が大きい自治体については、速やかに局地激甚を含む激甚災害の指定に向け検討を行うこと。<br>○被災者生活再建支援制度が適用される自治体に対し、交付手続き等速やかな対応を行うこと。<br>○被災者生活再建支援制度が適用されない被害に対しても、災害救助法等に基づく支援の拡充等により、幅広く生活支援を行うこと。   |   |
| 13 | 被災者生活再建支援制度等に係る柔軟な対応について<br>【生活環境部】          | 総務省         | ○被災者生活再建支援制度が適用される自治体（北栄町）に対しては、交付手続き等速やかな対応を行うこと。<br>○被災者生活再建支援制度が適用されない被害に対しても、災害救助法等に基づく支援の拡充等により、幅広く生活支援を行うこと。  |   |
| 14 | 災害廃棄物の早期処理に向けた支援について<br>【生活環境部】              | 環境省<br>総務省  | ○被災した建築物等のがれき類をはじめとする災害廃棄物の円滑かつ早期処理のため、環境省「災害等廃棄物処理事業費補助金」の対象に全壊だけでなく半壊の家屋等の解体費用を含めること。<br>○住家と一体的に機能し、生活に密着した蔵・納屋等の附属建物についても、住家と同様に補助対象とするとともに、併せて補助率の嵩上げなど、特別な財政措置を講ずること。<br>○想定を超えて排出された多量の災害廃棄物全量について財政支援の対象とすること。  | ○災害査定を行う環境省職員が被災地を事前に訪問し補助上の減額防止のための助言がなされた。（生活環境の悪化防止の観点で撤去する場合は、半壊家屋、付属建物も対象となる旨の言及あり）<br>○H28年度3次補正で災害廃棄物処理事業の予算（310億円。多くは熊本地震関連）が措置された。ただし、補助率の嵩上げは未措置。       |
| 15 | 被災建築物の除却支援制度の拡充等について<br>【生活環境部】              | 国土交通省       | ○被災し危険な状況にある建築物の除却が速やかに進み、被災者の生活再建と被災地域の安全確保が促進されるよう、不良住宅の除却支援に十分な予算配分を行うとともに、生活に密着した蔵・納屋等の附属建物を支援対象とするよう制度の拡充を行うこと。  | ○除却支援を要望する市町に対して、要望額どおりの予算措置（社会資本整備交付金の追加配分）がなされた。<br>○附属建物についても、住宅に付随する建物であれば現行の支援制度で対象とすることは可能であるとの見解が国より示された。これを受け、鳥取県空き家対策支援事業補助金交付要綱を改正した。また、市町も順次改正しているところ。 |
|    |  | 総務省         | ○被災し危険な状況にある建築物の除却が速やかに進み、被災者の生活再建と被災地域の安全確保が促進されるよう、生活に密着した蔵・納屋等の附属建物を支援対象とするよう制度の拡充を行うこと。   |   |
| 16 | 医療・福祉施設の災害復旧について<br>【福祉保健部】                  | 厚生労働省       | ○鳥取県中部地震における社会福祉施設に係る復旧工事が早期に実施されるよう、復旧費を決定する実地調査を迅速かつ円滑に実施し、速やかに復旧費を決定するとともに必要な財源を確保すること。<br>○災害時であっても透析医療が続けられるよう、施設設備（自家発電装置、貯水槽等）を整備するための補助制度を創設すること。<br>また、医療施設等災害復旧費補助金は、補助対象が救命救急センター等政策医療に関わる医療施設等と限定的であることから、透析医療機関など補助対象を拡大すること。                                  | ○H28年度3次補正予算で予算措置予定。（国既存予算で対応できる場合は、既存予算で対応）<br>○自家発電装置、貯水槽に係る施設設備整備の補助制度の創設等について、引き続き国へ要望していく。   |
| 17 | 被災した水道施設の早期復旧について<br>【生活環境部】                 | 厚生労働省       | ○上水道施設等は県民の生活再建に直結する施設であることから、被災した上水道施設、簡易水道施設等の早期復旧に係る財政支援を行うこと。<br>○復旧に係る経費について、負担が最小限となるよう国庫補助率の嵩上げをお願いしたい。  | ○H28年度3次補正（水道施設災害復旧25億円）で予算措置（市町へ直接補助）<br>○また、H29予算でも次のとおり予算措置された。<br><災害復旧費><br>H29：3.5億円（H28：3.5億円）<br>○補助率のかさ上げについては従前のルールどおりの対応で嵩上げなし。                        |
| 18 | 岡山大学惑星物質研究所の災害復旧について<br>【地域振興部】              | 文部科学省       | 本年10月21日に発生した鳥取県中部を震源とする地震により、三朝町にある岡山大学惑星物質研究所の施設及び研究設備が被災した。<br>○惑星物質研究所は、国内外のトップクラスの研究者が地球や惑星の歴史を解明する基礎分析実験技術の開発・研究に取り組むほか、温泉等の地元の地域資源の有効活用に向けた調査も進めることとしており、本県の地域の活性化にとって重要な拠点施設である。<br>○ついては、国においては、現在検討されている三次補正予算により惑星物質研究所が現在地で早期に復旧し、その機能が国内外に発揮できるよう、格別の措置を講ずること。 | ○次のとおり国において対応予定。<br>・研究設備については、H28年度第3次補正予算への計上は見送られ、今後大学と文部科学省で金額を精査の上、H28年度第2次補正予算の残及びH29年度国立大学法人運営費交付金（10,970億円）により対応予定。<br>・建物については、文部科学省のH28年度既定予算の中で対応する方向。 |

## 国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【平成28年11月4日実施分】

| 番号 | 要望項目                             | 要望先府省 | 要望内容   | 国予算への反映状況等  |
|----|----------------------------------|-------|--|---|
| 1  | 部落差別の解消の推進に関する法律の整備について<br>【総務部】 | 法務省   | ○情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする法律を整備すること。 | ○「部落差別は許されないものである」とし、部落差別のない社会を実現することを目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律」がH28年12月16日に施行された。 |
| 2  | インターネット上における人権侵害の防止について<br>【総務部】 | 総務省   | ○インターネット上での差別的書き込み等に適切に対応するため、プロバイダ責任制限法の見直しなど実効性ある措置を早急に講じること。                      | ○実効性のあるインターネット上の人権侵害の防止措置について、引き続き要望していく。                                       |

**国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）**  
**【平成28年11月10,11日実施分】**

| 番号 | 要望項目                           | 要望先府省             | 要望内容  | 国予算への反映状況等   |
|----|--------------------------------|-------------------|---|--|
| 1  | 地域再エネ水素ステーションの整備・運用について【生活環境部】 | 環境省               | ○CO2フリーな水素供給を目指し、本県において整備を予定している太陽光など再生可能エネルギーを活用したスマート水素ステーションの円滑な運用に向けて、業界と連携・調整し、点検や運用ルールを確立するとともに、点検・メンテナンスなどランニングコストへの支援を行うこと。   | ○運用ルール等について、国が自動車メーカーなど業界と協議中である。<br>○ランニングコストは未措置である。<br>○引き続き要望していく。   |
| 2  | 表層型メタンハイドレートの調査研究について【生活環境部】   | 経済産業省<br>資源エネルギー庁 | ○3年間（平成25～27年度）の資源量把握調査に基づく資源量の試算を更に進め、引き続き十分な予算措置をして隠岐トラフを含む日本海全体の資源量の把握に努めること。<br>○必要な調査技術や探掘・回収技術の開発にあたっては地域の高等教育機関や民間企業の参入機会を増やすこと。また、開発、商業化に向かうロードマップを策定し、その着実な進捗を図ること。<br>○本格的な探掘、実用化が加速度的に進展するよう、3年間の資源量把握調査の結果を広く研究者や技術者に対して公開すること。 | ○次のとおり予算措置された。<br>＜国内石油天然ガスに係る地質調査・メタンハイドレートの研究開発等委託費＞（新規）<br>H29:242億円<br>・表層型は資源回収技術の調査研究等々の実施<br>・砂層型は地質サンプル調査・廃鉱作業等<br>・海洋基本計画に基づく三次元物理探査船による探査、基礎試験 |
| 3  | PCB廃棄物の処理推進について【生活環境部】         | 経済産業省             | ○使用中の高濃度PCB含有電気工作物については、使用停止から廃棄まで国の責任において確実な処理がなされるよう、事業者支援を含め必要な措置を講ずること。   | ○特段の措置は講じられていない。   |
|    |                                | 環境省               | ○高濃度PCB使用製品・廃棄物が、期限内に確実かつ適正に廃棄処理されるよう、高濃度PCB使用製品の代替機器の整備費用や処理施設への運搬費用に対する補助など、使用・保管事業者へのインセンティブの拡充策等を講ずること。<br>○使用中の高濃度PCB含有電気工作物については、使用停止から廃棄までの確実な処理に向けて、関係省庁と連携をとりながら、国の責任において事業者支援を含め必要な措置を講ずること。                                      | ○PCB使用照明器具からLED照明器具への交換促進のため、LED照明導入促進事業が増額措置された。<br>＜LED照明導入促進事業＞<br>H29:20億円（H28:16億円）   |
| 4  | 次世代自動車の普及促進について【生活環境部】         | 経済産業省             | ○次世代型のエコツーリズムの創造を目指し、県外からのエコカー等のドライブ観光を促進するため、観光施設や交通の要所である道の駅への充電器整備に対して支援策を継続すること。  | ○次のとおり予算措置されたが、整備箇所は未定であるため、今後箇所要望していく。<br>＜EV・PHV充電インフラ整備事業費補助金＞H29:18億円（H28:25億円）  |
| 5  | 地熱（温泉熱）開発に対する取組支援について【生活環境部】   | 経済産業省<br>資源エネルギー庁 | ○地域に賦存する地熱資源の活用は、地域活性化の推進に有効であることから、地熱資源開発のための十分な予算を確保し、地熱を活用した地域の取組が実現されるよう幅広く支援を行うこと。   | ○次のとおり予算措置された。<br>＜地熱資源量の把握のための調査事業費補助金＞<br>H29:90億円（H28:100億円）<br>・地表調査、掘削調査、モニタリング調査、広域的ポテンシャル調査等の補助   |
| 6  | 観光地における低炭素交通モデルの構築について【生活環境部】  | 環境省               | ○当県では官民連携による鳥取県観光モビリティ研究会を発足し、観光地用に改造した超小型EVの導入や多言語対応型の安全対策、観光ガイドシステムの構築などインバウンド対応等の低炭素交通モデルを計画したところであり、来年度、その実施に必要な整備への支援を行うこと。  | ○次のとおり予算措置され、補助制度が創設された。<br>＜公共交通機関の低炭素化に向けた設備整備事業＞（新規）<br>H29:23億円の内数<br>・公共交通と連携した観光地の2次・3次交通の低炭素化促進事業   |

**国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）**  
**【平成28年11月15日実施分】**

| 番号 | 要望項目   | 要望先府省 | 要望内容   | 国予算への反映状況等  |
|----|--|-------|--|---|
| 1  | 米子自動車道の<br>暫定2車線区間<br>の4車線化につ<br>いて<br>【県土整備部】 | 国土交通省 | <p>中国横断自動車道岡山米子線は、国土の普遍的開発に資する全国的な高速道路網の一つとして平成9年に岡山～米子間が全線開通し、山陽・四国・関西方面を結ぶ人流・物流の大動脈として、人口約66万人を有する中海・宍道湖・大山圏域の産業・経済を支える重要な社会基盤となっている。</p> <p>境港では、コンテナ取扱貨物量の増が顕著であり、県西部への県外からの誘致企業数も伸びてきている。しかし、蒜山IC～米子IC、賀陽IC～北房JCT間が未だ暫定2車線であるため、対向車線へのはみ出しによる重大な事故や除雪困難による長時間の全面通行止め等が発生しており、高速道路本来の定時性・安全性に課題を有し、更に地域経済が成長するための隘路になっている。</p> <p>また、10月21日発生の鳥取県中部地震では幸いにも道路への被害は比較的小規模であったが、南海トラフ地震を始めとする大規模災害が危惧される今日、中国横断自動車道岡山米子線は未だ暫定2車線区間を抱えているため、災害緊急時における支援物資の輸送や生産活動の継続等に大きな課題を抱えている。</p> <p>地方創生を深化させ、生産性向上による持続可能な地域社会の構築に向け、中国横断自動車道岡山米子線全線4車線化の早期実現を目指し要望する。</p> | <p>■道路整備事業予算の決定額</p> <p>○道路整備（国費・全国）</p> <p>H28当初：16,637億円<br/>H29要求：19,316億円<br/>（対前年比 1.16）<br/>H29当初：16,662億円<br/>（対前年比 1.00）</p> <p>・うち直轄事業</p> <p>H28当初：15,632億円<br/>H29要求：18,236億円<br/>（対前年比 1.17）<br/>H29当初：15,593億円<br/>（対前年比 1.00）</p> <p>■暫定2車線区間の4車線化</p> <p>○H29年度予算の決定概要において<br/>は、「4車線化、付加車線整備」等の<br/>整理が行われていないため、予算額や<br/>対前年度伸率は把握できない。<br/>今後の事業箇所配分において、当県<br/>へ重点配分されるよう、引き続き国に<br/>要望する。</p> |

**国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）**  
**【平成28年11月18日実施分】**

| 番号 | 要望項目   | 要望先府省 | 要望内容  | 国予算への反映状況等   |
|----|--|-------|---|--|
| 1  | 山陰道「北条道路」及び地域高規格道路「北条湯原道路」の早期整備について<br>【県土整備部】 | 国土交通省 | <p>10月21日に発生した鳥取県中部地震では、国道9号の被災により一時的に通行規制が発生したが、並行して山陰道「青谷羽合道路」が整備されていたことから、被災地の支援活動はもとより地域経済の停滞を回避できたことは、まさに高速道路のリダンダンシー機能によるものであり、高速道路の必要性をあらためて強く認識したところ。</p> <p>山陰道「鳥取西道路」の平成30年全線開通が公表され、地方創生の取組みがまた一步前進するものと期待しているところであるが、一方で山陰道の未整備区間は「北条道路」のみとなり、急増するインバウンド需要を取込み、企業誘致による雇用創出や働き手の減少を上回る生産性の向上により県中部圏域の成長力を高めるためには、「北条道路」の早期整備により鳥取県の東西を結び、人流・物流などの活性化による生産性革命の実現が必要不可欠である。</p> <p>このため、鳥取県の東西を結び日本海側の産業活動等を支える山陰道のミッシングリンクの早期解消と、高規格幹線道路の整備効果を最大限に発揮し、近接圏域とのネットワーク形成に必要な地域高規格道路の整備を促進すること。</p> <p>【高規格幹線道路】<br/>○山陰道（北条道路）の早期事業化及び交通安全対策の整備促進</p> <p>【地域高規格道路】<br/>○北条湯原道路（北条JCT）の新規事業化<br/>○北条湯原道路（倉吉道路、倉吉関金道路）の整備促進</p> | <p>■道路整備事業予算の決定額<br/>○道路整備（国費・全国）<br/>H28当初：16,637億円<br/>H29要求：19,316億円<br/>（対前年比 1.16）<br/>H29当初：16,662億円<br/>（対前年比 1.00）</p> <p>・うち直轄事業<br/>H28当初：15,632億円<br/>H29要求：18,236億円<br/>（対前年比 1.17）<br/>H29当初：15,593億円<br/>（対前年比 1.00）</p> <p>・うち補助事業<br/>H28当初：753億円<br/>H29要求：873億円<br/>（対前年比 1.16）<br/>H29当初：862億円<br/>（対前年比 1.15）</p> <p>■全国ミッシングリンクの整備<br/>○H29年度予算の決定概要においては「全国ミッシングリンクの整備」としての整理が行われていないため、正確な予算額や対前年度伸率は把握できないが、「全国ミッシングリンクの整備」に相当すると想定される「道路ネットワークによる地域・拠点の連携確保」及び「効率的な物流ネットワークの強化」については、総額として対前年度伸率1.05倍となる6,222億円が計上されていることから、「全国ミッシングリンクの整備」の予算は今年度並みの水準を確保されることが予想される。</p> <p>今後の事業箇所配分において、当県へ重点配分されるよう、引き続き国に要望する。</p> <p>■地域高規格道路の整備<br/>○H29年度予算の決定概要において、対前年度伸率1.01倍となる501億円（国費・全国）が計上されている。</p> <p>今後の事業箇所配分において、当県へ重点配分されるよう、引き続き国に要望する。</p> |

国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【平成28年11月24日実施分】

| 番号 | 要望項目                                       | 要望先府省        | 要望内容  | 国予算への反映状況等  |
|----|--|--------------|---|---|
| 1  | 高速道路ネットワークの早期整備について<br>【県土整備部】             | 国土交通省<br>財務省 | <p>○人口減少社会を迎える時代において、地方が新たな需要を掘り起こし成長力を高めていくには、働き手の減少を上回る生産性の向上がひつようとなっている。</p> <p>高速道路ネットワークは、日本海国土軸の形成による国土強靱化はもとより、人流・物流などの活性化による生産性革命を実現させ、地方創生を進めていく上で必要不可欠な社会基盤である。</p> <p>また、10月21日に発生した鳥取県中部地震では、国道9号線が被災したが、並行する山陰道が利用できたことから、被災地への支援活動はもとより地域経済の停滞を回避できたことは、まさに高速道路のリダンダンシー機能によるものであり、必要性をあらためて強く認識したところ。</p> <p>このため、山陰道、山陰近畿自動車道等の高速道路ネットワークのミッシングリンクの早期解消と、計画的な整備を促進すること。</p> <p>【高規格幹線道路】</p> <p>①山陰道（北条道路）の平成29年度事業化及び交通安全対策の整備促進</p> <p>②山陰道（鳥取西道路）の早期供用</p> <p>③山陰近畿自動車道（山陰道～鳥取市福部町）の調査促進</p> <p>④山陰近畿自動車道（岩美道路）の整備促進</p> <p>⑤米子境港の道路のあり方検討の促進</p> <p>【地域高規格道路】</p> <p>①北条湯原道路（北条JCT）の新規事業化</p> <p>②北条湯原道路（倉吉道路、倉吉関金道路）の整備促進</p> <p>③江府三次道路（難掛峠道路、江府道路）の整備促進</p> | <p>■道路整備事業予算の決定額</p> <p>○道路整備（国費・全国）</p> <p>H28当初：16,637億円<br/>H29要求：19,316億円<br/>（対前年比 1.16）</p> <p>H29当初：16,662億円<br/>（対前年比 1.00）</p> <p>・うち直轄事業</p> <p>H28当初：15,632億円<br/>H29要求：18,236億円<br/>（対前年比 1.17）</p> <p>H29当初：15,593億円<br/>（対前年比 1.00）</p> <p>・うち補助事業</p> <p>H28当初：753億円<br/>H29要求：873億円<br/>（対前年比 1.16）</p> <p>H29当初：862億円<br/>（対前年比 1.15）</p> <p>■全国ミッシングリンクの整備</p> <p>○H29年度予算の決定概要においては「全国ミッシングリンクの整備」としての整理が行われていないため、正確な予算額や対前年度伸率は把握できないが、「全国ミッシングリンクの整備」に相当すると想定される「道路ネットワークによる地域・拠点の連携確保」及び「効率的な物流ネットワークの強化」については、総額として対前年度伸率1.05倍となる6,222億円が計上されていることから、「全国ミッシングリンクの整備」の予算は今年度並みの水準を確保されることが予想される。</p> <p>今後の事業箇所配分において、当県へ重点配分されるよう、引き続き国に要望する。</p> <p>■地域高規格道路の整備</p> <p>○H29年度予算の決定概要において、対前年度伸率1.01倍となる501億円（国費・全国）が計上されている。</p> <p>今後の事業箇所配分において、当県へ重点配分されるよう、引き続き国に要望する。</p> |
| 2  | 米子自動車道、鳥取自動車道等の暫定2車線区間の4車線化について<br>【県土整備部】 | 国土交通省<br>財務省 | <p>○本来4車線であるべき高速道路が、県内は僅か1割程度しか整備されていないことから、重大事故の発生や積雪による通行止めの頻度が高く、これらを解消し高速道路ネットワーク本来の定時性・安全性を確保するため、暫定2車線区間の4車線化を図ること。</p> <p>また、付加車線の検証対象となった米子自動車道については、早期の工事着手を図るとともに、速度低下と冬期における通行止めの多い「三平山トンネル」付近や事故発生件数の多い「江府IC～溝口IC」間など、この度決定した付加車線設置検証区間以外の区間についても引き続き付加車線設置と着工に向けた検討を行うこと。</p> <p>①米子自動車道（蒜山IC～米子IC）の付加車線設置検証区間の早期工事着手と暫定2車線区間の4車線化</p> <p>②鳥取自動車道において整備中の付加車線の早期供用と暫定2車線区間の4車線化</p> <p>③山陰道（米子道路）における整備中の付加車線の早期供用</p>   | <p>■暫定2車線区間の4車線化</p> <p>○H29年度予算の決定概要においては、「4車線化、付加車線整備」等の整理が行われていないため、予算額や対前年度伸率は把握できない。</p> <p>今後の事業箇所配分において、当県へ重点配分されるよう、引き続き国に要望する。</p>   |



**国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）**  
**【平成28年12月21日実施分】**

| 番号 | 要望項目                           | 要望先府省   | 要望内容   | 国予算への反映状況等   |
|----|--------------------------------|---------|--|--|
| 1  | 参議院選挙における合区の解消について【地域振興部】      | 県選出国会議員 | ○合区による選挙は、投票率の低下や無効票の増加など合区を起因とした制度不信を招くとともに、都道府県ごとに集約された意思を国政に届けられなくなっており、合区を早急に解消させる対応を図ること。   | ○H31年に行われる参議院議員通常選挙に向けて、選挙制度の見直しについて検討を行い、結論を得るものとされており、引き続き動向を注視する。   |
| 2  | 企業立地促進法改正に伴う必要な措置等について【商工労働部】  | 経済産業省   | ○企業立地促進法の改正が検討されているとおり、地域経済産業施策は、従来の企業立地促進施策から地域経済を牽引する地域中核企業支援施策へ転換しようとしているところ。<br>○また、同法については、同法施行後いち早く基本計画を作成した地域は今年度末にその計画の終期を迎えるため、法改正までの間、法的支援措置がなくなることが懸念されているところ。<br>○こうした点を鑑み、地域経済産業施策を円滑に転換し、現行法及び改正法それぞれの取組みが切れ目なく実施できるよう、以下の必要な措置を講じること。<br>・改正法の考え方やその背景等を地域に丁寧に説明するとともに、その制度設計にあたっては現行法と同様に、地域が主体的に取り組めるようにすること。<br>・法改正を前に計画期間の終期を迎える基本計画について、その基本計画の終期を改正法に基づく基本計画の始期に合わせられるようにするなど、地域の実情を踏まえた措置を講じること。特に、現行法の基本計画に基づく工場立地法の特例措置が、円滑に改正法に引き継がれるよう、経過措置等を講じること。 | ○企業立地促進法の改正について、引き続き動向を注視する。<br>○本県の基本計画は今年度末で終了するが、法改正までの間の措置として、現行の企業立地促進法に基づく新たな基本計画の作成を検討中。  |
| 3  | 地域の実情に応じた新たなファンドの創設について【商工労働部】 | 経済産業省   | ○平成29年度で運用が終了する「地域中小企業応援ファンド」の原資を活用し、現行のフレーム（ファンド総額の8割を国が県に無利子貸付）のままで、地域の実情に応じた新たなファンドを造成できるようにすること。<br>○新たなファンドの造成にあたっては、地方創生に向けて意欲ある自治体への重点的な資金の配分を検討すること。<br>○また、現在の低金利情勢を踏まえて、ファンドの運用については、電力債等の社債を購入するなどの柔軟な運用を認めること。   | ○「地域中小企業応援ファンド」の今後の取り扱いについて、引き続き国（財務省・経産省）の動向を注視する。  |
| 4  | 「地域科学技術実証拠点整備事業」の採択について【商工労働部】 | 文部科学省   | ○県ではこれまで、鳥取大学が有する創業関連シーズを元にした医療イノベーションによる地域産業の活性化に取り組んでおり、これまでの取組で生まれた有望な創業関連シーズの事業化に向けて、製薬企業等と連携した実証が必要な段階に入っている。<br>○今回、そのための施設・設備を整備し、事業化を加速するため、文部科学省事業「地域科学技術実証拠点整備事業」に県と鳥取大学とで共同提案しており、国においても本県からの提案について積極的に採択すること。  | ○「とっとり発医療イノベーション（創業）産学官連携研究開発実証拠点」として採択された。  |
| 5  | 国際航空路線の拡充に伴う受入環境整備について【地域振興部】  | 国土交通省   | ○国が目指す2020年の訪日観光客4,000万人達成に向けて、来県する外国人観光客が近年急増している東アジアなどからの誘客対策を強化するため、次のとおり積極的な施策を講じること。<br>○国が平成29年度から拡充を予定している国管理空港・共用空港における国際線の着陸料支援について、米子-香港線、米子-ソウル線が引き続き支援対象となるよう制度設計すること。<br>○米子鬼太郎空港では、米子-香港線の路線開設に加え、今後も国際チャーター便や国内路線の拡充が見込まれることから、空港エプロンのスポットを安全かつ円滑に運用するため、エプロン機能を強化すること。<br>○民間事業者が空港施設を拡充する際の補助制度を創設すること。   | ○訪日客増に向けた地方空港の取組支援として、10億円（新規）予算措置された。<br>・国際定期便の新規就航等に際し着陸料を1/2に軽減するインバウンド割（通称）を継続。<br>⇒国に確認したところ、現時点で詳細は検討中とのことだが、地方空港への支援は必要との認識であり、引き続き国からの情報収集に努め、今年度の国の支援（香港便、ソウル便：着陸料1/2減免）を活用した便であっても、来年度も当該事業の対象とするよう国に働きかけていく。<br><br>・地方空港への国際線の就航を推進するため、訪日誘客に積極的な空港を「訪日誘客支援空港（仮称）」として認定し、次の支援を実施。<br>・認定された国管理空港の場合、新規就航や増便した国際線の着陸料が最長3年間、最大無料。<br>・認定された地方管理空港の場合、新規就航や増便した国際線の着陸料に対して最長3年間、1/3補助。<br>・認定された空港（国・地方）に対して、税関や出入国審査など出入国管理施設の整備や空港ビル会社等による待合スペースやボーディングブリッジなど空港受入環境の整備について1/3補助。<br>⇒ 国に「訪日誘客支援空港（仮称）」について確認したところ、認定要件や認定スケジュールなどの詳細については検討中とのこと。 |

**国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）**  
**【平成28年12月21日実施分】**

| 番号 | 要望項目                                | 要望先府省 | 要望内容  | 国予算への反映状況等   |
|----|-------------------------------------|-------|---|--|
| 6  | 地方航空路線の維持・拡充について【地域振興部】             | 国土交通省 | 地方における交流人口の拡大や物流の拡充などにより地方経済を発展させるためには、ハブ空港である羽田との路線強化が必要不可欠であることから、次のとおり積極的な施策を講じること。<br>○国際線枠の暫定活用により増便した米子-東京線は、その利用状況が好調であるにもかかわらず関係国間の交渉の進展に伴い減便となる恐れがあり、引き続き利用者の利便性向上を図るため、羽田空港の国内線発着枠の増枠等確保について早急に対応すること。<br>○鳥取-東京線の航空需要の安定かつ持続性のある伸展を図るため、羽田発着の政策コンテスト枠を平成30年度以降も継続して割り当てること。<br>○東京線の航空運賃について、岡山や広島など山陽側と比べ割引率が低く、均衡ある地域間競争の確保と観光客増による地域経済発展のため、航空会社に対し航空運賃の引き下げを働きかけること。 | ○具体的な動きなし。引き続き要望していく。  |
| 7  | 日本海国土軸を形成する高速鉄道網の整備について【地域振興部】      | 国土交通省 | ○日本海国土軸の形成やリダンダンシー確保の観点から、新幹線の空白地帯である山陰地域における山陰新幹線の整備に向けて、全国新幹線鉄道整備法の基本計画路線に止まっている山陰新幹線の整備計画路線への格上げを図ること。<br>○また、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、国内外から観光誘客を積極的に行うためには公共交通の高速化が重要であることから、JRを含む在来線の高速化に向けた国の助成制度の創設等を行うこと。   | ○幹線鉄道ネットワーク等のあり方に関する調査が予算措置された。<br>今後の幹線鉄道ネットワーク等のあり方を検討するため、我が国の幹線鉄道ネットワークの現況や、幹線鉄道等の効率的な整備手法等について調査を行う。<br>⇒当該調査を通じ、本県の鉄道高速化に向けた整備方針を国として明確に示すよう働きかけていく。   |
| 8  | 若桜鉄道に対する補助事業の特例措置について【地域振興部】        | 国土交通省 | 交流人口の拡大による地方創生を実現するため、鉄道利用者の利便性向上や鉄道を活用した観光振興等地域の活性化に繋げるための施設整備について、次のとおり財政状況の厳しい第3種鉄道事業者（八頭町、若桜町）に対する支援の拡充を図ること。<br>○安全性の確保及び経営安定化を図るための鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に関して、利便性向上につながる行き違い施設の整備などを対象事業に加えること。<br>○鉄道利用者の利便性向上を目指す幹線鉄道等活性化事業について、第3種鉄道事業者である市町村も補助対象とすること及び補助率の引上げを図ること。  | ○具体的な動きなし。引き続き要望していく。  |
| 9  | 地域公共交通網形成計画等の策定に要する経費の支援について【地域振興部】 | 国土交通省 | ○地域の実情、ニーズに合った公共交通ネットワークの再構築を円滑に進めるため、地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通網形成計画や地域公共交通再編実施計画の策定に要する経費について、より一層の支援を行うこと。   | ○地域の公共交通ネットワークの再構築として、214億円予算措置された。<br>地域公共交通活性化再生法を踏まえ、地域の公共交通ネットワークの再構築に向けた取組を支援。<br><内容><br>・地域の特性に応じた生活交通の確保維持<br>・快適で安全な公共交通の構築<br>・地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画策定の後押し<br>・地域公共交通ネットワーク再編の促進<br>⇒国は網形成計画の策定箇所が当初の目標（全国100か所→H28年5月現在全国142か所で策定済）を大きく上回ったことから、1カ所当たりの国庫補助金について申請額の満額を交付せず。<br>【本県の場合】<br>・平成27年度<br>県西部地域網形成計画：事業費14,364千円（うち国庫補助金6,985千円）<br>・平成28年度<br>県東部地域網形成計画：事業費10,995千円（うち国庫補助金6,600千円）<br>県西部地域再編計画：事業費11,924千円（うち国庫補助金6,200千円）<br>⇒更にH29年度は国からの計画策定補助金が定額（上限20,000千円）から1/2に補助率が引き下げられる見込み。 |

**国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）**  
**【平成28年12月21日実施分】**

| 番号 | 要望項目                                       | 要望先府省       | 要望内容   | 国予算への反映状況等   |
|----|--|-------------|--|--|
| 10 | 北朝鮮弾道ミサイル発射等に係る政府の対応について【危機管理局・農林水産部】      | 内閣官房<br>総務省 | 朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）による相次ぐミサイル発射や核実験の実施は、国連安全保障理事会決議を無視した重大な挑発行為であり、我が国の主権と安全保障、国際社会の平和と安全を冒瀆する暴挙である。このような中、国民・県民の安全・安心を確保するとともに、日本海で漁業者が安心して操業できるよう、以下の事項について配慮すること。<br>○北朝鮮が今後さらにこうした暴挙に出ることのないよう、外交・経済等あらゆる手段で、断固とした対応を取ること。<br>○住民への迅速・的確な情報の伝達を図るため、核実験やミサイル発射の兆候・発射情報については、速やかに情報提供・配信を行うこと。特に日本海で操業している漁船の安全を確保するため、漁船に対し速やかに詳細な情報を提供すること。併せて、沿岸自治体等関係自治体にも当該情報を提供すること。 | ○具体的な動きなし。引き続き要望していく。  |
| 11 | 新たな空中給油・輸送機KC-46Aの航空自衛隊美保基地への配備について【地域振興部】 | 防衛省         | ○新たな空中給油・輸送機KC-46Aの航空自衛隊美保基地への配備について、去る9月8日に協議の申入れを受けた。<br>中国四国防衛局においては、地元説明会・展示飛行等を開催し、地元の不安を解消し理解を得るべく対応していただいているが、騒音や安全性など基地周辺的生活環境に与える影響について、引き続き地元の意向や要望を踏まえた丁寧な説明・対応を行い、地元の理解を十分に得ること。   | ○特に動きなし。引き続き要望していく。  |
| 12 | 農業競争力強化対策の継続と予算確保について【農林水産部】               | 農林水産省       | ○12月9日に国会承認がなされたTPP協定はもとより、日欧EPA交渉の進展など、国内農業を巡る競争環境は今後激化していくことが想定される。については、これまで鳥取県では農業競争力強化のために畜産クラスターや産地パワーアップ事業などに早期かつ積極的に取り組んでいることから、国においても事業実施に支障をきたさないよう、今後とも対策を継続するとともに、積極的に予算枠を確保すること。  | ○TPP対策として、H28年度補正予算で次のとおり昨年を上回る予算が確保された。<br><産地パワーアップ事業><br>H28補正予算 570億円<br>(対前年比112.9%)<br><畜産クラスター事業><br>H28補正予算 685億円<br>(対前年比112.3%)<br>○今後も予算枠を確保するよう、継続して要望活動を行っていく。  |
| 13 | 持続可能な国民健康保険制度の構築について【福祉保健部】                | 厚生労働省       | ○国保制度改革に伴う国の財政支援の拡充については、国保基盤強化協議会で合意したものであり、消費税の増税が延期された場合であっても、合意事項に従い、確実に実行すること。<br>○子どもの医療費助成に対する国民健康保険の減額調整措置（以下「ペナルティ」という。）は、地方が取り組んでいる少子化対策に逆行するものであり、速やかに廃止すること。また、医療費助成の対象年齢を18歳年度末までと定めている地方団体も多いことから、ペナルティの見直し対象年齢は18歳年度末までとすること。<br>○将来に向けた国民健康保険制度の構築に当たっては、国が責任を持って今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図るとともに、持続可能な制度の確立と国民の保険料負担の平準化に向けて、地方と協議しながら様々な財政支援の方策を講ずること。       | ○H30年度の都道府県化以降、毎年約3,400億円の財政支援を行うとしているが、現在の赤字補てんでしかなく、今後増嵩する医療費への対応は反映されていない。また、H29年度末までに2,000億円規模の財政安定化基金の積立てが予定されていたが、消費税増税延期の影響を受け、300億円減額され、1,700億円規模の積立てに留まることになった。減額の300億円はH32年度末までに確保される予定であるが、引き続き国の動向を注視し、必要に応じて要望を行う。<br>○子ども医療費助成に関して、「ニッポン一億総活躍プラン」に盛り込まれ、H30年度より、未就学児までを対象とする医療費助成については、国保の減額措置を行わないこととされたが、対象範囲等について、引き続き国の動向を注視し、必要に応じて要望を行う。 |
| 14 | 私立中学校に対する就学支援金制度の創設について【地域振興部】             | 文部科学省       | ○義務教育段階にある私立中学校の生徒に対しても、公私間格差解消の観点から、私立高等学校と同様に、国において就学支援金の支給制度を創設すること。  | ○次の措置がH29年度予算に盛り込まれた。<br>・私立小中学校に通う児童生徒への授業料負担の軽減：12億円（新規）<br>年取400万円未満の世帯を対象として全学年に対し授業料負担の軽減（年額10万円）を行う。<br>なお、本県はH22年度より国の高等学校等就学支援金相当額を私立中学校に交付しており、本県の事業の財源の一部に国費を充当する予定。   |

国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【平成28年12月21日実施分】

| 番号 | 要望項目  | 要望先府省      | 要望内容   | 国予算への反映状況等   |
|----|---|------------|--|--|
| 15 | プロフェッショナル人材戦略拠点事業の全額財政措置の継続等について【商工労働部】       | 内閣府        | <p>○プロフェッショナル人材戦略拠点事業は、平成27年度に内閣府委託事業としてスタートし、平成28年度は、全額国庫負担である地方創生加速化交付金事業により実施しており、東京都を除く46府県に設置されている。</p> <p>○事業開始から一定期間が経ち、事業承継が課題である中小企業に「将来の経営を担う人材」が入社する等の好事例も出てきており、中小企業におけるプロフェッショナル人材の潜在的なニーズは高く、引き続き取り組むべきものである。</p> <p>○国の直轄事業として予定していたものを、道府県への委託事業に変更し開始された経緯もある中、地方創生を確かなものにしていくためには、国の責任において事業継続を図っていくべきであり、引き続き全額を国庫支出金として財政措置すること。</p> <p>○また、本事業の成約件数は、有料の民間人材ビジネス事業者を活用した場合のみ実績とされることとなっている。本県の場合、民間人材ビジネス事業者を活用した場合の成功報酬が県内企業の大きな負担となっており、この制度を活用できない企業も多い。地方の人材還流を進めるためにも、無料の職業紹介を介しての成約件数も対象とするなど柔軟な運用を認めること。</p> | <p>○H29年度の財源は、国1/2（地方創生推進交付金）、県1/2。県負担分の1/2の特別交付税措置を検討中（引き続き情報収集（1月中予定））。</p>  |
| 16 | 学校施設整備に係る財源確保及び耐震化の促進等について【地域振興部】             | 文部科学省      | <p>○公立学校施設の老朽化対策、トイレ改修、空調設置・更新等、喫煙の課題に対応するため、新增築事業はもとより、改築事業、大規模改造事業等の各種事業について、十分な予算の確保、補助要件の緩和及び補助単価の引き上げをすること。</p> <p>○学校設置者が整備計画どおりにすべての耐震化事業（天井等の非構造部材対策を含む）を実施することができるよう、十分な予算を確保するとともに、実情に沿った補助単価とするなど耐震化補助事業の充実・改善を図ること。</p> <p>○学校施設の避難場所としての機能を高めるため、防災機能強化のための補助制度を充実させるとともに、現在、屋外防災施設の整備のみが対象となっている高等学校について、対象工事の拡充を行うこと。</p> <p>○地方公共団体の負担を軽減するため、公立学校施設の耐震・防災対策に関する地方財政措置を継続すること。</p>   | <p>○次の措置がH29年度予算に盛り込まれた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立学校の校舎等の耐震改築（建替え）事業及び耐震補強事業等の防災機能強化のための整備について支援する。</li> </ul> <p>49億円（H28 45億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震改築制度についてH28年度が補助の最終年度であったが、H30年度まで2カ年延長する。</li> </ul> <p>なお、H28年度当初予算と同様に少額であり、補正予算が編成されるまで事業募集が行われないことが予想され、引き続き情報収集を行っていく。</p> |
| 17 | 地方国立大学に係る運営費交付金の確保・充実及び学生の地方回帰等の推進について【地域振興部】 | 文部科学省      | <p><b>【運営費交付金の確保・充実】</b></p> <p>○国立大学の教育・研究・社会貢献の機能を強化し、強みや特色を活かすために、また、授業料値上げ等により進学を断念する子ども達が生じないように、基盤財源となる運営費交付金の確保・充実を図ること。</p> <p><b>【学生の地方への回帰を進める取り組み】</b></p> <p>○大都市に集中している大学の地方移転や、大都市での大学の新設や定員の抑制を進めること。特に、工学系や農学系など地方に研究資源が豊富に存在する分野の地方移転は、地方への理解や関心が深まり、学生の地方への回帰にもつながることから、重点的に取り組むこと。</p> <p>○地方国立大学における地域や学生のニーズに対応した学部・学科等の充実を図ること。</p> <p><b>【地域と連携した地方大学の取組への支援】</b></p> <p>○「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」など、産学官が連携して、地域課題に対応できる人材の育成及び地元定着に取り組む地方大学に対して、より一層の支援を行うこと。</p>  | <p>○次の措置がH29年度予算に盛り込まれた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学法人運営費交付金等：10,970億円（H28年度10,945億円）</li> </ul> <p>これまでの基幹経費の削減により、鳥取大学を含めた各国立大学が教職員の人件費や教育研究経費の圧縮を余儀なくされている。鳥取大学が地域密着の強みを発揮して若者の定着や地域の活性化に貢献できるよう、今後も連携しながら国に対して支援措置の充実を求めていく必要がある。</p>   |
| 18 | 広域観光周遊ルートの実施主体となる広域連携DMOへの支援について【観光交流局】       | 国土交通省（観光庁） | <p>○広域周遊ルートを支援する「広域観光周遊ルート形成推進事業」については、以下の理由から、事業実施主体である山陰インバウンド機構等からは柔軟な事業執行について要望を聞いている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度末に国がすべての事業内容を審査し、計画通りの執行を求められるため、事業内容の変更が難しい。</li> <li>・運輸局が実施主体となる形式をとっているため、事業実施に当たって地方側の裁量が少ない。</li> </ul> <p>○については「広域観光周遊ルート」を推進するため、「広域観光周遊ルート形成推進事業」について一地方が求める柔軟な運用を行うとともに、「広域観光周遊ルート」の実施主体である広域連携DMOの組織運営についても支援対象としていただきたい。</p>  | <p>○具体的な動きなし。引き続き要望していく。</p>   |

**国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）**  
**【平成28年12月21日実施分】**

| 番号 | 要望項目                               | 要望先府省  | 要望内容  | 国予算への反映状況等   |
|----|------------------------------------|--|---|--|
| 19 | 日本版DMOの登録制度にかかる旅行業の事業範囲について【観光交流局】 | 国土交通省  | <p>○旅行業法の改正にあたっては、地域に密着した事業者による着地型旅行商品の造成を促進するために、各地域及び事業者のニーズを踏まえ、第3種旅行業者が実施できる募集型企画旅行の実施区域の範囲拡大を実現すること。</p> <p>○特に、日本版DMOの登録制度において、「地域連携DMO」として日本版DMOに登録した法人団体及びその構成団体が第3種旅行業資格を取得する場合は、その業務範囲をDMO構成市町村を含む範囲とすること。</p>  | <p>○H28年12月に旅行業法の見直しに係る報告書（中間とりまとめ）が示され、着地型旅行の促進のために第3種旅行業の登録要件を見直す方向性が示されたが、本県要望を踏まえた対応がなされるよう、法改正に向けて引き続き要望していく。（最終とりまとめは4月上旬目途。旅行業法の改正法案は通常国会に提出予定）</p> <p>反映されておらず、引き続き要望していく。</p> |
| 20 | 関西ワールドマスタースゲームズ2021への支援について【地域振興部】 | 内閣官房<br>総務省<br>文部科学省<br>スポーツ庁<br>国土交通省<br>観光庁<br>県選出国会議員 | <p>○「関西ワールドマスタースゲームズ2021」が、国の施策の一環として各種支援を得られるよう、スポーツ基本計画等に盛り込み、生涯スポーツの振興を図る上での国家的なプロジェクトとして明確に位置づけること。</p> <p>○大会運営ノウハウ等を共有するための人的交流、競技用具やシステムなどの有効活用、広報活動やボランティア育成などについて、ラグビーワールドカップ2019及び2020東京オリンピック・パラリンピックと一体的かつ相乗的な支援・協力を積極的に行うこと。</p> <p>○「関西ワールドマスタースゲームズ2021」の成功に向けて、準備段階からのスポーツ振興くじによる財政支援・協力、宝くじ等を積極的に活用した財政支援、及び大会開催拠点となる施設の機能向上等を図るための地方交付税措置のある地方債の創設を行うこと。</p> <p>○大会参加者などの受入れに係る十分なC I Q体制やセキュリティ対策に配慮するとともに、多言語やバリアフリー対策の推進、交通アクセス、通信環境、宿泊環境の整備など、国家的な観点から必要な条件整備へ配慮すること。</p> <p>○「関西ワールドマスタースゲームズ2021」に現役世代の国民が幅広く参加できるように、スポーツ休暇制度の創設や働き方改革の取組を積極的に進めること。</p>   | <p>反映されておらず、引き続き要望していく。</p>  |
| 21 | マイナンバー制度の円滑な導入について【総務部】            | 内閣官房<br>（社会保障改革担当室）<br>総務省                               | <p>○マイナンバー制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、制度の導入に伴い必要となるシステムやネットワークの構築、情報連携に係る仕様等の変更に伴う改修や制度導入後におけるシステムの維持管理に要する経費について、地方に新たな経費負担が生じることのないようすること。</p> <p>特に、情報連携に係るデータ標準レイアウト等の仕様変更については年2回程度の改訂が見込まれており、また、旅券事務や自動車登録事務など今後も利用事務の拡大についても検討されていることから、これらに対応するために必要となる経費について、補助制度の創設など財政支援を講じること。</p> <p>○個人番号カードの交付事務について、平成29年度以降においても、制度の段階的実施及びカード利用拡大等に応じた申請の継続が見込まれ、住基カードからの切り替えに伴うカード廃止事務や公的個人認証の定期更新、紛失等による再発行、住民異動に伴う券面記載事項変更等、継続して事務が発生し、市町村窓口事務量が恒常的に増加することから、これら交付事務等の円滑な実施を図るための体制整備に対して、継続的に十分な財政支援を講じること。</p> <p>○個人番号カード申請者に通知する「個人番号カード交付通知書兼照会書」について、当該様式に記載する連絡先が「電話番号」のみとなっているため、聴覚障害や言語障害を持つ方々からの連絡手段に不都合が生じている。文書でのやりとりが可能となるよう、市町村窓口のファクシミリ番号を明示されるようにすること。</p> | <p>○H29年度当初予算に自治体の情報セキュリティ対策の強化への支援3.3億円（新規）、マイナンバーカードの円滑な発行等の支援142.8億円（H28:138.9億円）が盛り込まれた。</p>   |

## 国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【平成28年12月21日実施分】

| 番号 | 要望項目                           | 要望先府省 | 要望内容  | 国予算への反映状況等   |
|----|--------------------------------|-------|---|--|
| 22 | 沖合漁業における安全操業の確保と代船建造の推進【農林水産部】 | 農林水産省 | <p>12月14日に発生した本県沖合底びき網漁船の転覆事故を受け、以下のとおり、沖合漁業における安全操業の確保と代船建造の推進について、特段の配慮をお願いする。</p> <p>&lt;安全操業の確保&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ライフジャケット着用の指導徹底や漁船員に対する講習会の充実など安全操業に向けた普及啓発を一層進めること。</li> <li>○漁船員の生命を守るため、漁作業の妨げとならないライフジャケットやより安全な船体構造等の技術開発を一層進めること。</li> </ul> <p>&lt;代船建造の推進&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（リース事業）については、全国的に需要が高く、希望者の大半が事業を実施できない状態にある。事業実施に必要な十分な予算を確保するとともに、地域の実情に応じて沖合漁船等に優先的な配分を行うこと。</li> <li>○もうかる漁業創設支援事業については、平成31年度以降も事業を継続するとともに新規性重視の採択基準を見直すこと。</li> <li>○特に、老朽船に対しては代船建造支援事業の優先採択などの対策を講じること。</li> </ul> | <p>○具体的な対応についてはまだない状況。今後も国の動きを注視しつつ、要望活動を継続していく。</p> |